

第3章 差止請求

第2節 適格消費者団体

第1款 適格消費者団体の認定等（第13条～第22条）

第13条（適格消費者団体の認定）

（適格消費者団体の認定）

第13条 差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の収集及び提供に係る業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件の全てに適合しているときに限り、第1項の認定をすることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

二 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。

三 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

四 その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもって構成する理事会が置かれており、かつ、定款で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。

(1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。

(2) 第41条第1項の規定による差止請求、差止請求に係る訴えの提起その他の差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと。

ロ 理事の構成が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものでない

こと。この場合において、第2号に掲げる要件に適合する者は、次の(1)又は(2)に規定する事業者に該当しないものとみなす。

(1) 理事の数のうちに占める特定の事業者(当該事業者との間に発行済株式の総数の2分の1以上の株式の数を保有する関係その他の内閣府令で定める特別の関係のある者を含む。)の関係者(当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいう。(2)において同じ。)の数の割合が3分の1を超えていること。

(2) 理事の数のうちに占める同一の業種(内閣府令で定める事業の区分をいう。)に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が2分の1を超えていること。

五 差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門において次のイ及びロに掲げる者(以下「専門委員」と総称する。)が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。

イ 消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談(第40条第1項において「消費生活相談」という。)その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

ロ 弁護士、司法書士その他の法律に関する専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める条件に適合する者

六 差止請求関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること。

七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

4 前項第3号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める差止請求関係業務の実施の方法には、同項第5号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、第1項の認定を受けることができない。

一 この法律、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の

裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号。以下「消費者裁判手続特例法」という。）その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない法人

二 第 34 条第 1 項各号若しくは消費者裁判手続特例法第 92 条第 2 項各号に掲げる事由により第 1 項の認定を取り消され、又は第 34 条第 3 項の規定により同条第 1 項第 4 号に掲げる事由があった旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から 3 年を経過しない法人

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（次号及び第 6 号ハにおいて「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する法人

四 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある法人

五 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体をいう。）

六 役員の中に次のイからハまでのいずれかに該当する者のある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者裁判手続特例法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

ロ 適格消費者団体が第 34 条第 1 項各号若しくは消費者裁判手続特例法第 92 条第 2 項各号に掲げる事由により第 1 項の認定を取り消され、又は第 34 条第 3 項の規定により同条第 1 項第 4 号に掲げる事由があった旨の認定がされた場合において、その取消し又は認定の日前 6 月以内に当該適格消費者団体の役員であった者でその取消し又は認定の日から 3 年を経過しないもの

ハ 暴力団員等

I 第 1 項・第 2 項

1 趣旨等

本条第 1 項及び第 2 項では、差止請求関係業務（不特定かつ多数の消費

者の利益のために差止請求権を行使する業務並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の収集及び提供に係る業務をいう。)を行おうとする者は、内閣総理大臣の認定を受けなければならないこととするとともに、この認定を受けようとする者は、内閣総理大臣に認定の申請をしなければならないこととしている。

本条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者（適格消費者団体）は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権という強い権利を付与される存在である。その役割の重要性に鑑み、また、その役割を担うにふさわしい実質を備えているか否かにつき、個別の団体ごとに実質的に判断する必要があることから、本法では、適格消費者団体について、内閣総理大臣の認定を受けなければならないこととしている。

また、認定の主体については、あらかじめ行政庁が認定することにより、どの消費者団体が適格消費者団体であるかが消費者及び事業者等の双方に明確となり、制度の安定及び信頼性に資すると考えられることから、個々の事案ごとに裁判所が認定するのではなく、行政庁である内閣総理大臣が認定することとしている。

● 適格消費者団体が差止請求権行使の主体となることについて

本法においては、不特定かつ多数の消費者の利益擁護、具体的には、消費者被害の発生又は拡大の防止のために、差止請求権を法律で創設することとしているが、その際には、救済の実効化が図られるよう、その差止請求を、「差止請求に係る相手方」に対峙する側の「消費者」サイドのうち最も適切な行使主体（不特定かつ多数の消費者の利益擁護を担う適格性を有すると行政が認定した者）に付与することが適切である。

この場合、当該行使主体としては、個々の消費者や、消費者団体が候補として考えられるが、

- ① 個々の消費者は、一般的には、専門的知識や情報収集能力に乏しく、弁護士等の専門家に依頼する資力も十分でない場合があり、不特定かつ多数の消費者のための適切な権利行使を期待するのは困難である。
- ② 一方、消費者団体には、
 - ア 消費者の啓発、情報発信、被害救済の支援などの役割と並んで、消費者の視点に立った市場の監視者としての役割を担うことが期待できること（実際、いわゆる「110番活動」を実施したり、消費者団体相互のネットワークを構築し、また、消費生活センターで苦情相談業務に従事している消費生活相談員から情報提供を得ることなどによって消費者被害の発生を迅速かつきめ細かく察知し、弁護士や司法書士などの法律専門家の分析を踏まえて事業者に改善を申し入れるなどの活動を積極的に展開している団体が存在すると

ころである。)

イ また、団体として組織化することによって、個々人の力量不足を補い、被害の情報収集能力・ノウハウも高まり、訴訟の場においても、事業者に対する関係で、現実的な訴訟追行能力の均衡を回復することが期待できることから、一定の適格性の要件を満たす消費者団体を、不特定多数の消費者の利益擁護を担う適格性を有する者として認定し、差止請求権を付与することとしている。

Ⅱ 第 3 項

1 趣旨

本項では、適格消費者団体として認定されるための具体的な要件について規定している。

「認定することができる」と規定しているのは、本項の要件を全て満たすと認められる場合であっても、例えば、客観的な事実又は証拠に照らして差止請求関係業務の遂行上守るべき責務規定・行為規範に違反する危険性が認定の段階で見込まれる場合や、既存の適格消費者団体と同一の又は紛らわしい団体名に固執して申請をするなど、認定の要件を形式上は満たしているものの、制度の趣旨に照らして、認定をすることが必ずしも適切でないと実質的に認められる場合にも対処し得るよう内閣総理大臣に一定限度の裁量性を認めているものである。

なお、申請者が認定の要件を満たすかどうかについては、申請書類に基づく審査とともに、必要に応じ、申請者に対し追加して書類の提出を求めるほか、申請者の役職員や情報提供者に対する事情聴取、実地の調査等（オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した遠隔調査を含む。）を行い、個別具体的に判断するものとする（ガイドライン 2）。

2 条文の解釈

（１）「特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。」（第 1 号）

本号では、適格消費者団体として差止請求権の行使を含む差止請求関係業務を適正に行うためには、権利・義務の主体たり得る者であることが必要と考えられることから、法人格を有することを必要とし、また、法人類型の中でも、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とする（第 2 号）こと及び団体として基礎的なガバナンスを確保すべきこととの関係から、営利目的や共益目的ではない法人と

して、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であることを要件としている。

**(2)「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。」
(第2号)**

本法における差止請求権は、自らは直接被害を被っているわけではない第三者たる適格消費者団体に付与されるものであるが、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護する役割を担うにふさわしい実質を備えた存在に付与する必要があることから、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行っていることを主たる目的とし、かつ、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められることを要件としている。

なお、活動実績の評価の対象となる活動は、「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動」を含む「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動」であり、「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動」(差止請求関係業務の基礎となる団体の自主的な活動に相当)についての相当期間の継続的な活動実績が必須である(ガイドライン2(2)イ(ア))。

要件の具体的な内容は以下のとおりである。

① 「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動」

「消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者被害の防止及び救済のための活動」のほか、消費生活に関する意見の表明、消費者に対する啓発及び教育その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための活動が含まれる。活動を例示すると、以下のとおりである(ガイドライン2(2)ア)。

- i 法第13条第3項第5号イに規定する消費生活相談、助言及びあっせん
- ii いわゆる110番活動(消費生活相談や情報の収集及び提供等を目的として電話又はインターネットその他の手段により行うもの)
- iii 消費生活に関する情報の分析、評価及び提供
- iv 消費者啓発のための教材、パンフレット又はリーフレット等の開発又は作成
- v 学校、地域等において行なわれる消費者教育への協力
- vi 消費者被害の救済結果に関する事例集の作成及び公表

- vii 消費者被害の防止に関する研修会、講演会、シンポジウム又はセミナーの実施
- viii 事業者の不当な行為に対する改善の申入れ
- ix 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 60 条に基づく主務大臣に対する申出など、事業者の不当な行為に対する行政措置の発動の申入れ
- x 消費生活に関する事項について事業者又は国若しくは地方公共団体との間で行う意見交換
- xi 消費生活に関する意見の表明又は政策提言

② 「主たる目的」

まず、団体の構成員の相互扶助を主たる目的としている団体は、「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし」ているものとは認められない。

この要件に適合するためには、

- i 定款においてこれらの活動を行う旨の定めがあること、及び
- ii 申請者の活動を定款や業務計画書などを参考に総合的に考慮し（活動の回数、従事者数又は支出額だけでなく、例えば、大量の情報の分析・検討を必要とする事業者に対する改善申入れの活動を積極的に行うことや、活動がボランティアによる無償の労務提供によって行われていることなどをも考慮する。）、量及び質の双方の観点から判断した場合に、それらの活動が申請者において主たる事業活動として行われていると認められること

が必要である。

前記 i の定款の定めについては、法の規定の仕方と一言一句違わず定められている必要はないが、差止請求関係業務は法第 13 条第 3 項第 2 号に特記している「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動」として行われるべきものであり、申請者が「消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動を行うこと」を目的としていることが定款において明確に確認できるものであることが必要である（ガイドライン 2 (2) ア）。

③ 「相当期間」

本法における差止請求権は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護する役割を担うにふさわしい実質を備えた存在に付与する必要があることから、その実質判断のメルクマールの一つとして、「相当期間」の活動実績が必要であることとしている。

ここで「相当期間」とは、申請時において、申請者による上記①の活動が 2 年以上継続してされていることを原則として要する。

ただし、当該活動が充実して行われている場合や業務遂行体制の整備及び専門的知識経験の確保など他の要件の充実の程度によっては、継続している期間が2年には達しない場合であっても「相当期間」と評価することを否定するものではない。また、申請者が法人格を取得する前から上記の活動をしている場合は、団体としての同一性が認められる限り、法人格取得前の活動についても評価の対象とする。また、複数の団体が合併して一つの団体となったり、新たに設立した団体の構成員となっている場合は、合併前又は構成員である個々の団体の活動をも加味して考慮することとしている（ガイドライン2(2)イ(イ)）。

④ 「適正に」

例えば、消費生活相談の活動において、消費者の相談に対して誠実かつ真摯に対応し、合理的な根拠に基づいた助言を行っていること、また、事業者に対する改善申入れの活動において、合理的な根拠に基づいた申入れを行っていることなど、合理的な根拠に基づき真摯な活動を行っている場合をいい、実績作りの辻褄合わせのために合理的な根拠もなく行われた活動は評価しない趣旨である（ガイドライン2(2)イ(ウ)）。

(3)「差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。」（第3号）

差止請求関係業務の適正化を図る観点から、差止請求関係業務を遂行するための体制及び業務規程が整備されることが必要であり、具体的には、以下の①及び②のとおりである。もっとも、適格消費者団体が事業者に対して不当な行為の停止等を請求することができる存在であることからすると、適格消費者団体は過度に特定の事業者に依存することがないように留意することが望ましい。

① 体制

本項第3号に規定する「差止請求関係業務を適正に遂行するための体制…（中略）…が適切に整備されていること」とは、第一に、申請者の実態として、(ア)差止請求関係業務の遂行に関し、消費者被害等に係る情報の収集（法第12条の3から第12条の5までに規定する要請を含む。）から分析・検討を経て差止請求をし、その結果を公表するに至る一連の業務を適正に遂行できるよう、適格消費者団体に具体的な機関又は部門その他の組織が設置され、業務の適正な遂行に必要な人員が、これらの組織に必要な数だけ配置されていること（理事会及び理事、法第13条第3項第5号の検討を行う部門（以下「検討部門」という。）及び専門

委員、職員、監事等）（注）、（イ）これらの組織の事務分掌、権限及び責任並びに事務の遂行に従事する役職員や専門委員等の選任・解任の基準及び方法が定款又は業務規程において適切に定められていること、（ウ）（ア）及び（イ）に従った運用がされていることをいう。

なお、「必要な数」については、申請者の実施しようとする差止請求関係業務の規模や業務の実施の方法（その内容や手段等）、当該人員の勤務形態（常勤か非常勤か等）などによって異なるものであり、審査に当たっては、これらの点を総合して、「必要な数」を個別に判断することとする。

なお、以上のとおり組織及び人員等が整備されていることに加え、申請者自体の社員数（本項第1号の法人の社員数）についても、少なくとも会費を納入する等により活動に参加している者が100人存在していることを体制整備の一つの目安として斟酌する。

第二に、差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所その他の施設、IT機器その他の物品等が、差止請求関係業務の規模・内容等に応じ、確保されている必要がある。

その際、事務所については、適切に情報を管理することができる施設でなければならない。また、例えば、事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）が事業活動のために用いている施設内に事務所が設けられているなど、その外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）と混同されるものであってはならない（ガイドライン2(3)ア。令和2年4月1日から適用開始）。

なお、適格消費者団体は、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない、また、適格消費者団体でない者は、その業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならないこと等とされていることに留意する必要がある（法第16条第2項及び第3項）。

また、申請内容（差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第2項第3号）や業務規程の内容等）に整合するよう、必要な施設、物品等が整備されていなければならない（例えば、差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合には、当該装置の整備が必要である。）（ガイドライン2(3)ア）。

（注） また、例えば、複数の者を代表者とするなど、代表者や職員が「差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合」に該当するとしてその職務を行えない場合であっても、差止請求関係業務を遂行できることが望ましい。

② 業務規程

「業務規程が適切に整備されていること」を認定の要件としているの

は、業務規程において定める事項は、当該申請者における差止請求関係業務の遂行に直接的な影響を及ぼすものであり、その内容を確定し、一定の水準に達したものとすることがあること、及び上記①の体制を整備するとともに、差止請求関係業務の実施の方法等に関する規定を明文化することにより業務の公正な実施の確保を図る必要があることによるものである。当該趣旨を踏まえ、業務規程においては、「役員及び専門委員の選任及び解任その他差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項」(規則第6条第3号)が上記の体制の整備の実質を担保する内容で規定されているほか、差止請求関係業務の実施の方法その他の必要な事項(同条各号)が漏れなく、かつ、適切な内容で具体的に規定されている必要がある(業務規程に定める具体的な事項については、第4項の解説を参照)(ガイドライン2(3)イ)。

(4) 理事及び理事会(第4号)

① 第4号イ関係

まず、本号イでは、差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもって構成する理事会が置かれていることを必要としているが、これは、本制度における差止請求権の行使は事案の性質に応じ迅速かつ臨機応変になされる必要があり、機動的な機関である理事会において決定される必要性が高いこと、多種多様(事業者との関係等)・多数であり、かつ、構成も随時に、かつ容易に変わり得る構成員からなる社員総会等については、例えばその構成割合の適正・公正さを規律しようにも実態上監督困難であり、そうした社員総会等の多数決に当該業務の執行決定を委ねるのは適当でないこと、業務執行決定機関にも一定の専門性が必要(弁護士等が含まれていること等)であるところ(本項第5号の「その他…の人的体制」)、そうした規律を保つためにも理事会が適当であること等を踏まえたものである。

定款で定める理事会の決定の方法については、(1)として、当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること、(2)として、差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないことを必要としている。

ここで、(1)に規定する「理事の過半数」とは、理事総数の過半数をいい、(2)に規定する「差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務の執行に係る事項の決定のうち、法第23条第4項各号に規定する行為(規則第17条第15号に規定する行為を除き、かつ、適格消費者団体が行うものに限る。)を差止請求に係る相手方又は裁判所等に対し行う

かどうかの決定をいい、消費者被害情報収集業務及び差止請求情報収集提供業務の執行に係る事項の決定を含まない。

また、「理事その他の者に委任されていないこと」については、特定の理事に委任する場合のほか、いわゆる常任理事会など一部の理事によって構成される機関又は部門その他の組織に委任する場合であっても「委任」に該当する（ガイドライン 2 (4) ア）。

② 第 4 号口関係

理事の構成については、特定の事業者の関係者又は同一の業種に属する事業を行う事業者の関係者による不当な影響を排除する観点から、(1)として、理事の数のうちに占める特定の事業者（当該事業者との間に発行済株式の総数の 2 分の 1 以上の株式の数を保有する関係その他の内閣府令で定める特別の関係のある者を含む。）の数の割合が 3 分の 1 を超えていること、(2)として、理事の数のうちに占める同一の業種（内閣府令で定める事業の区分をいう。）に属する事業を行う事業者の関係者の数の割合が 2 分の 1 を超えていること、のいずれかに該当するものでないこととしている。

各理事が、ある法人の役職員であるとともに別の法人の役職員を兼職している場合など、当該各理事の関係する事業者（規則第 8 条第 3 項第 4 号）が複数ある場合には、その全ての事業者が、本項第 4 号口に掲げる要件の判定の対象になる。

また、各理事の関係する事業者が 2 以上の業種に属する事業を行っている場合には、主要な事業が属する業種及び各理事が担当する事業が属する業種が同号口 (2) の「同一の業種」であるかどうかの判定の対象になるが、主要な事業が属する業種とは、過去 1 年間の収入額又は販売額に照らして主要なものと認められる第 1 順位及び第 2 順位の業種（第 2 順位の業種に係る収入額又は販売額が当該事業者の総収入額又は総販売額のうちに占める割合が 10 分の 2 以下である場合には、第 1 順位の業種）とする（ガイドライン 2 (4) イ）。

なお、本項第 2 号に掲げる要件に適合する者は、(1)又は(2)に規定する事業者該当しないものとみなすこととしている（第 4 号口後段）。この要件に適合する者については、その目的、活動実績が当該要件に適合する消費者団体（法人格を有すると否とを問わない。）や、地方公共団体（その職員等のうち、消費生活相談に応ずる業務を主たる業務とする組織として条例、規則等に基づき地方公共団体に置かれる消費生活センターその他の組織に置かれる消費生活相談員のみが申請者の理事となっている場合における当該地方公共団体）が該当する（ガイドライン 2 (4) イ）。

ア 「特定の事業者」（第 4 号口 (1)）

- i 当該事業者との間に発行済株式の総数の 2 分の 1 以上の株式

の数を保有する関係その他の内閣府令で定める特別の関係のある者を含むこととしている。内閣府令で定める特別の関係は、次に掲げる関係としている（規則第2条第1項）。

(a) 2の事業者のいずれか一方の事業者が他方の事業者の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）の総数（出資にあつては、総額。以下同じ。）の2分の1以上の株式（出資を含む。以下同じ。）の数（出資にあつては金額。以下同じ。）を直接又は間接に保有する関係

(b) 2の事業者が同一の者によってそれぞれの事業者の発行済株式等の総数の2分の1以上の株式の数を直接又は間接に保有される関係がある場合における当該2の事業者の関係（(a)に掲げる関係に該当するものを除く。）

ii これらの場合において、一方の事業者が他方の事業者の発行済株式等の総数の2分の1以上の株式の数を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の事業者の他方の事業者に係る直接保有の株式の保有割合（当該一方の事業者の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合をいう。）と当該一方の事業者の当該他方の事業者に係る間接保有の株式の保有割合（次の(a)及び(b)に掲げる場合の区分に応じ定める割合（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、それぞれに定める割合の合計割合）をいう。）とを合計した割合により行うものとしている（規則第2条第2項）。また、これは、上記 i (b) の関係の判定について準用されている（同条第3項）。

(a) 当該他方の事業者の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者をいう。以下同じ。）である法人の発行済株式等の総数の2分の1以上の株式の数が当該一方の事業者により所有されている場合 当該株主等である法人の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合（当該株主等である法人が2以上ある場合には、当該2以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

例えば、「一方の事業者」がA、「他方の事業者」がB、「他方の事業者の株主等である法人」がCであるとして、AがCの発行済株式等の総数の2分の1を所有し、CがBの発行済株式等の総数の3分の2を所有している場合、AはBの発行済株式等の3分の2を間接保有していることになる。

(b) 当該他方の事業者の株主等である法人（(a)に掲げる場合に該当する株主等である法人を除く。）と当該一方の事業者との

間にこれらの者と発行済株式等の所有を通じて連鎖関係にある1又は2以上の法人（以下「出資関連法人」という。）が存在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の総数の2分の1以上の株式の数を当該一方の事業者又は出資関連法人（その発行済株式等の総数の2分の1以上の株式の数が当該一方の事業者又は他の出資関連法人によって所有されているものに限る。）によって所有されている場合に限る。）当該株主等である法人の有する当該他方の事業者の株式の数が当該他方の事業者の発行済株式等の総数のうちに占める割合（当該株主等である法人が2以上ある場合には、当該2以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

例えば、「一方の事業者」がA、「他方の事業者」がB、「他方の事業者の株主等である法人」がC、「出資関連法人」がDであるとして、AがDの発行済株式等の総数の2分の1を所有し、DがCの発行済株式等の総数の発行済株式の総数の2分の1を所有し、CがBの発行済株式等の総数の3分の2を所有している場合、AはBの発行済株式等の3分の2を間接保有していることになる。

イ 「特定の事業者の関係者」（第4号ロ(1)）

当該事業者及びその役員又は職員である者その他の内閣府令で定める者をいうものとしている。内閣府令で定める者は、次に掲げる者としている（規則第2条第4項）。

- i 当該事業者及びその役員又は職員である者
- ii 過去2年間にiに掲げる者であった者

ウ 「当該者の責めに帰することのできない事由」（規則第2条第5項）

なお、本項第4号ロ(1)に掲げる要件の判定に当たっては、当該者の責めに帰することのできない事由により当該要件を満たさない場合において、その後遅滞なく当該要件を満たしていると認められるときは、当該要件を継続して満たしているものとみなすこととしている（規則第2条第5項）。ここで規定する「責めに帰することのできない事由」とは、真に予測不可能な事態が生じたことにより本項第4号ロ(1)又は(2)の要件に反することとなった場合をいい、例えば、理事が急に死亡したことにより同号ロ(1)又は(2)の要件に反することになった場合などが該当する（ガイドライン2(4)ウ）。

エ 「理事の数のうちに占める同一の業種（内閣府令で定める事業の区分をいう。）」（第4号ロ(2)）

内閣府令で定める事業の区分は、原則的には、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第

405 号) に定める日本標準産業分類に掲げる中分類により分類するものとするが、「中分類 72－専門サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業にあっては、「法律事務所及び司法書士事務所」とそれ以外の専門サービス業とに分けて分類するものとする（規則第 3 条第 1 項）。

（５）専門的な知識経験（第 5 号）

差止請求関係業務の適正化を図る観点から、適格消費者団体として、専門的な知識経験を有することが必要としている。

① 「差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること」

「差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有する」場合とは、差止請求関係業務（差止請求権を行使する業務、消費者被害情報収集業務、差止請求情報収集提供業務）を法の規定に適合して行うことができる知識経験をいい、個々の役員、職員又は専門委員等についてではなく、一つの団体としての申請者につき、差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、専門的な知識経験を有すると認められることが必要である。なお、専門的な知識経験は、差止請求関係業務を適正に遂行することができるものでなければならないことから、例えば、専門委員が、消費生活相談に応じる業務に従事する者、弁護士や司法書士等として遵守すべき規範を逸脱して業務を行っているような場合は、当該専門委員が置かれていることは、専門的な知識経験を有するか否かの判断に当たって、考慮に入れないものとする。

「人的体制」については、検討部門が同号に明記されている要件に適合するほか、

ア 検討部門以外の差止請求関係業務の実施に係る各組織（機関又は部門その他の組織）においても、当該各組織が分担する業務の適正な遂行に必要な専門的な知識経験を有する者が適切に配置されていること（具体的には、(i) 消費者被害情報収集業務及び差止請求情報収集提供業務に携わる人員として、消費生活相談やいわゆる 110 番活動など類似の業務に一定期間以上携わった経験を有する者や消費者団体訴訟制度に精通した者が、(ii) 理事会及び理事、監事及び職員には、消費者団体訴訟制度に精通した者が、業務の規模・内容等に応じ必要な数だけ置かれていること）、

イ 業務内容が専門的見地から一定水準に保たれるよう、処理要領・マニュアルが作成されているか否か、役員、職員及び専門委員に対する研修体制が整備されているか否か

等を総合的に考慮して判断する（ガイドライン 2 (5) ア）。

② 検討部門

差止請求の要否及びその内容についての検討を行う部門においては、第 5 号イに掲げる者（消費生活の専門家）及び同号ロに掲げる者（法律の専門家）がそれぞれ業務の規模・内容等に応じ必要な数だけ置かれている必要があるが、当該専門委員が随時検討に参画することが確保されていれば足り、申請者に雇用されているなど常駐していることまで要するものではない（ガイドライン 2 (5) ア）。

ア 消費生活の専門家

「消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者」としては、

- i 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 10 条の 3 第 1 項の消費生活相談員資格試験に合格し、かつ、同条第 2 項に規定する消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して 1 年以上の者（規則第 4 条第 1 号）
- ii 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員、一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザー又は一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する者であって、消費生活相談業務に 1 年以上従事した経験がある者（具体的には、独立行政法人国民生活センター若しくは地方公共団体の消費生活センター等又は適格消費者団体その他の継続的に消費生活相談を行っている団体において、消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して 1 年以上の者をいう。）（規則第 4 条第 2 号）、
- iii i 及び ii の条件と同等以上と内閣総理大臣が認めたもの（例えば、消費者団体において、事務職員としての勤務が相当期間に及ぶ者や、消費者向けパンフレットや商品説明書等の作成に携わるなど消費生活相談以外の消費者の利益の擁護に関する活動に従事し、消費生活に関する事項について専門的な知識経験を十分有していると認められる者が該当する。）（規則第 4 条第 3 号、ガイドライン 2 (5) イ）

が該当する。

イ 法律の専門家

「法律に関する専門的な知識経験を有する者」としては、

- i 弁護士（規則第 5 条第 1 号）
- ii 司法書士（規則第 5 条第 2 号）
- iii 大学の学部、専攻科又は大学院において民事法学その他の差止請求の要否及びその内容についての検討に関する科目を担当する教授、准教授、助教又は講師（非常勤の者を除く。）の職にある

者（規則第5条第3号）

iv i から iii までに掲げる条件と同等以上と内閣総理大臣が認めたもの（例えば、裁判官又は検察官であった者等が該当する。）（規則第5条第4号、ガイドライン2(5)ウ）が該当する。

（6）「差止請求関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること。」（第6号）

「経理的基礎」とは、適格消費者団体が差止請求関係業務を安定的かつ継続的に行うに足る財政基盤を有していることをいい、一定額以上の基本財産を自ら保有している場合に限られるものではないが、当該団体の規模、想定している差止請求訴訟の件数など差止請求関係業務の内容、継続的なボランティアの参画状況、差止請求関係業務による支出が当該業務に係る収入を大きく上回ると見込まれる場合における差止請求関係業務以外の業務による収入による補填の見込み、関連する法人や個人が当該団体に対して補填又は寄附を約している状況、オンラインの利用や他の適格消費者団体との連携体制の構築による効率的な業務運営の見込み等を総合的に考慮し、差止請求関係業務の安定性及び継続性を確保する限度における経理面での基礎が確立しているか否かを判断する。既に債務超過状態に陥っている場合は、債務超過の額、債務の支払期限、債務超過状態に陥った原因、債務超過状態を解消する見込み等も踏まえて、適格消費者団体が差止請求関係業務を安定的かつ継続的に行うに足る財政基盤を有しているか否かを判断するものとする。債務超過状態に陥ることが確実に予見される場合も、同様とする（ガイドライン2(6)ア）。

（7）「差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。」（第7号）

本号は、適格消費者団体が物品販売や講演会の実施などの差止請求関係業務以外の業務（被害回復関係業務も含む。以下この(7)において同じ。）を行うことを認めないというのではなく、認定を受けた後、例えば専らそれらの差止請求関係業務以外の業務を行うばかりで差止請求関係業務を行わないようなことになれば、当該団体を認定した意味がないだけでなく制度の信頼性も維持できないことから、差止請求関係業務以外の業務を行うとしても、差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことを認定の要件とするものである。

「支障を及ぼすおそれ」とは、適格消費者団体が差止請求関係業務以外の業務に人員や経費の配分を集中したり、社会的に妥当でない業務を行っ

て社会的信頼性を失うなどのことにより、適正な差止請求関係業務の遂行をすることができなくなるおそれがある場合をいい、当該適格消費者団体が遂行しようとしている差止請求関係業務及び差止請求関係業務以外の業務の内容、場所及び回数その他の実施態様、それぞれの業務に必要な人員及び支出額等を総合的に考慮して、上記のような弊害が生ずるおそれがあると客観的に認められるか否かを判断する。

また、差止請求関係業務以外の業務の社会的妥当性については、次のような点に留意して審査することとする（なお、本号の規定が適格消費者団体の認定の段階で「支障を及ぼすおそれ」の有無を抽象的に判断するのに対し、法第 29 条第 1 項の規定は、認定後の実際の活動状況に照らし現に支障が生じているか否かを具体的に判断するものである。）（ガイドライン 2 (7)ア）。

- ① 当該業務の内容が法令に抵触するものではないこと。
- ② 適格消費者団体の経理的基礎に悪影響を及ぼす投機的なものではないこと。
- ③ 暴力団等反社会的勢力が関与しやすいものではないこと。
- ④ 適格消費者団体としての社会的信用を損なうものではないこと。

Ⅲ 第 4 項

1 趣旨

本項は、業務規程の記載事項について定めるものである。

業務規程は、申請者が差止請求関係業務を遂行するための規律について定めたものであり、これを読読すれば当該申請者の差止請求関係業務の全体像がわかるように、差止請求関係業務の実施方法等について具体的に規定されていることが必要である。

2 条文の解釈

- (1)「差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の内閣府令で定める事項」

規則第 6 条において、以下のとおり詳細に規定するとともに、ガイドラインにおいてその内容を明らかにしている（ガイドライン 2 (8)）。

- ① 差止請求関係業務の実施の方法に関する事項として次に掲げる事項（規則第 6 条第 1 号）

ア 不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業

務の実施の方法に関する事項（同号イ）

「不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する業務の実施の方法に関する事項」とは、消費者の被害に関する情報を分析して差止請求の要否及びその内容について検討を行い、差止請求権の行使について決定をする方法などに関する事項が該当する。

イ 消費者被害情報収集業務の実施の方法に関する事項（同号ロ）

「消費者の被害に関する情報の収集に係る業務の実施の方法に関する事項」とは、例えば、消費者契約の条項の開示要請（法第12条の3）及び損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請等（法第12条の4）の要否について検討を行い、これらの要請を行うことを決定する方法、一般消費者からの情報の収集の方法（消費生活相談やいわゆる110番活動などの具体的な実施の方法）や、当該適格消費者団体の会員からの情報の収集の方法、他の適格消費者団体との情報交換に関する方法に関する事項などが該当する。

ウ 差止請求情報収集提供業務の実施の方法に関する事項（同号ハ）

「差止請求権の行使の結果に関する情報の収集及び提供に係る業務の実施の方法に関する事項」とは、差止請求に係る講じた措置の開示要請（法第12条の5）を行う方法及び差止請求権の行使の結果に関する情報を提供する基準と方法に関する事項をいう。前者については、差止請求に係る相手方の対応等を踏まえ、差止請求に係る講じた措置の開示要請の要否について検討を行い、開示要請を行うことを決定する方法などに関する事項が該当する。後者については、法第39条第1項の規定により消費者庁長官が公表する対象以外のものに係る情報提供の扱いを含めて、情報提供に係る基準及び方法（例えば、ある事案における差止請求権の行使の状況に関し、収集された情報の数、内容、相手方等の対応状況、主な証拠関係等を斟酌した一定の合理的な基準に基づき、一定の時点で一定の内容をホームページ上の掲載事項とすること）などが該当する。

エ 検討部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置等に関する事項（同号ニ）

規則第6条第1号ニに規定する「特別の利害関係を有する場合」とは、例えば、役員等（役員、職員及び専門委員をいう。以下このエにおいて同じ。）が現在及び過去2年の間に差止請求に係る相手方である事業者等の役員又は職員である場合や当該事業者等と取引関係を有している場合などが該当し、特別の利害関係を有する場合の「措置」とは、例えば、当該役員等の理事会等その他の機関又は部門における議決権の停止や助言又は意見の聴取の停止に係る措置などが該当する。

規則第6条第1号ニに規定する「業務の公正な実施の確保に関す

る措置」には、理事が事業の内容や市場の地域性等を勘案して差止請求に係る相手方である事業者と実質的に競合関係にあると認められる事業を営み又はこれに従事するものである場合、適格消費者団体が差止請求権の行使に関し理事との間で当該行使に係る相当な実費を超える支出を伴う取引をする場合その他の理事の兼職の状況が適格消費者団体による差止請求権の行使の適正に影響を及ぼし得る場合における上記の特別の利害関係を有する場合の措置に準じた措置が該当する。

オ 適格消費者団体であることを疎明する方法に関する事項（同号ホ）

適格消費者団体の認定を受けていない者が適格消費者団体になりすまして差止請求関係業務に類似した行為をした場合の弊害が著しいことに鑑み、適格消費者団体が差止請求関係業務を行うに際し、適格消費者団体であることを疎明する方法を業務規程において定めるべき事項としたものであり、その方法としては、例えば、差止請求関係業務を行うに際し、相手方である事業者等からの請求があった場合には、内閣総理大臣が適格消費者団体の認定をした旨を通知する書面（法第 16 条第 1 項）の写しを提示することなどが該当する。

② 適格消費者団体相互の連携協力に関する事項（規則第 6 条第 2 号）

例えば、消費者の被害に関する情報の共有や差止請求権の行使の状況に関する意見の交換等に関する基準及び方法に関する事項が該当し、法第 23 条第 4 項の通知及び報告の方法に関する事項（具体的には、規則第 13 条に規定する書面によってするか、規則第 15 条に規定する電磁的方法を利用する措置によってするか）並びに規則第 17 条第 15 号に規定する行為に係る通知及び報告の方針に関する事項（具体的には、どのような行為について通知及び報告の対象とするか）が含まれていなければならない。

③ 差止請求関係業務に係る組織、運営その他の体制に関する事項（規則第 6 条第 3 号）

ア 具体的な機関又は部門その他の組織の設置及びこれらの組織に係る人員の配置の方針に関する事項、

イ これらの組織の事務分掌、権限及び責任並びに事務の遂行に従事する者に関する事項（役員や専門委員等の選任・解任の基準及び方法、任期及び再任についてなど）

等が記載されていなければならない。

④ 情報の管理及び秘密の保持の方法に関する事項（規則第 6 条第 4 号）

当該管理及び方法によれば、差止請求関係業務に関して知り得た情報が適切に管理され、また、秘密が適切に保持される蓋然性が客観的に認めら

れる具体的な事項をいい、例えば、当該情報及び秘密が記載されている文書等の管理及び保存の方法、責任者の設置、当該文書等の盗難防止策、当該文書等へのアクセス制御（情報を取り扱うことのできる者の範囲の特定等）、啓発・研修の実施、服務規定の整備等、情報の管理及び秘密の安全管理のための組織的、物理的、技術的な措置に関する事項が該当する。

なお、上記の事項に関しては、法第 24 条に規定する消費者の被害に関する情報の取扱いとの関係で、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用する場合において、当該消費者から同意を得る方法を規定し（その際、当該情報の利用方法に関し、将来、訴訟等で利用される可能性があることや、適格消費者団体相互の連携協力を促進する観点から、他の適格消費者団体に提供することがあり得ること等について情報提供者である消費者に説明した上、包括的に同意を得ることも差し支えない。）、また、法第 25 条に規定する秘密保持義務との関係で、適格消費者団体の役員、職員又は専門委員との間で、在職中及び退職後も差止請求関係業務に関して知り得た秘密を保持する旨の契約を締結するなどの措置を講ずることが望ましい。

⑤ 帳簿書類の管理に関する事項（規則第 6 条第 5 号）

帳簿書類の作成及び保存に関し、その方法及び責任者の設置に関する事項をいう。

⑥ 法第 31 条第 2 項各号に掲げる書類の備置き及び閲覧等の方法に関する事項（規則第 6 条第 6 号）

当該書類を備え置く場所及び方法並びに閲覧等の請求の方法及び費用に関する事項をいう。

⑦ その他差止請求関係業務の実施に関し必要な事項（規則第 6 条第 7 号）

IV 第 5 項

1 趣旨

暴力団をはじめとする反社会的存在等を排除する必要があることから、本項では、欠格事由として所要の規定を整備することとしている。認定の申請者が、認定の適格要件（本条第 3 項各号）の全てに適合している場合であっても、本項各号に掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合には、認定を受けることができない。

なお、消費者裁判手続特例法第 92 条第 2 項は、被害回復裁判手続におい

て、特定適格消費者団体がその相手方と通謀して請求の放棄又は対象消費者等の利益を害する内容の和解をしたときその他対象消費者等の利益に著しく反する訴訟その他の手続の追行を行った場合などに、内閣総理大臣が、特定認定又は適格消費者団体の認定を取り消すことができることを定めている。これは、当該（特定）適格消費者団体は、消費者の利益を代表して被害回復関係業務を担うのにふさわしくないだけでなく、差止請求関係業務を担う主体としてもふさわしくないと認められるからである。さらに、そのような団体が適格消費者団体の認定を取り消された後、短期間のうちに適格消費者団体の認定を受けられるとすれば、制度の信頼性の確保の観点から相当でない。それゆえ、消費者裁判手続特例法第92条第2項の規定により適格消費者団体の認定を取り消され3年を経過しない場合についても、適格消費者団体の認定の欠格事由とすることにし、規定することとした（第2号関係）。

また、（特定）適格消費者団体及びその役員が、同法の規定又はその規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた場合にも本法の規定又はその規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられた場合と同様に、適格消費者団体の認定の欠格事由とすることとした（第1号、第6号イ、ロ関係）。

2 条文の解釈

（1）罰金刑に処せられたこと等に関する欠格事由（第1号）

第1号では、この法律、消費者裁判手続特例法その他消費者の利益の擁護に関する法律の規定等に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない法人を欠格事由として規定している。

「消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの」は、特定商取引法などの法律とされている（施行令第1条各号参照）。

（2）適格消費者団体の認定の取消しに関する欠格事由（第2号）

第2号では、法第34条第1項各号若しくは消費者裁判手続特例法第92条第2項各号に掲げる事由により適格消費者団体の認定を取り消され、又は法第34条第3項の規定により同条第1項第4号に掲げる事由があった旨の認定がされ、その取消し又は認定の日から3年を経過しない法人であることを欠格事由として規定している。

適格消費者団体の認定の取消しは、当該法人が差止請求権を付与するにふさわしくないと判断される事由があることに基づくものであり、そのような法人が認定の取消し後すぐに再び認定を受けられることは差

止請求関係業務の適正な運営及び認定制度に対する信頼の確保の観点から適当でないため、再び認定を取得しようとしても、認定の取消しの日から一定期間を経過するまでは認めないこととしたものである。また、法第34条第3項の規定により同条第1項第4号に掲げる取消事由があった旨の認定は、既に認定が取り消され又は失効した適格消費者団体につき、その後に発覚した当該取消事由の存在を認定するものであるから、認定の失効後の当該取消事由の認定についてはこれを認定の取消しと同視することができ、また、認定の取消し後の当該取消事由の認定については、これを基準とする場合には当初の認定の取消しよりも3年の経過期間の起算点が遅れることになるが、制度の運用の適正性・信頼性の確保及び基準の明確性の観点から、一律に当該取消事由の認定の日を経過期間の起算点とすることとしたものである。

（３）暴力団員等に関する欠格事由（第３号及び第４号）

第３号及び第４号は、反社会的勢力の介入を許さない観点から、暴力団員等を排除するための規定である。

本項第３号に規定する「支配する」とは、議決権を背景として当該団体の業務に重大な影響力を及ぼしている場合のみならず、融資（間接融資を含む。）、人材派遣、取引関係等を通じて当該団体の業務に重大な影響力を及ぼしていると認められる場合を含み、実質的に判断する（ガイドライン2(9)）。

（４）政治団体に関する欠格事由（第５号）

第５号は、本制度が政治的に利用されることを防ぐ観点から、政治資金規正法第３条第１項に規定する政治団体を排除するための規定である。

（５）役員に関する欠格事由（第６号）

第６号は、適格消費者団体による差止請求関係業務に従事することとなる役員が一定の事由に該当する場合に、適格消費者団体の欠格事由を定めるものであり、上記の第１号から第４号までと同じ趣旨に基づくものである。

本号イの「消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの」は、特定商取引法など施行令第１条で定める法律のほか、無限連鎖講の防止に関する法律（昭和53年法律第101号）（注）である（施行令第２条）。

（注） 無限連鎖講の防止に関する法律については、法人が処罰されることがないと解されることから、施行令第２条において役員に関する欠格事由とし

てのみ規定されている。

第 14 条（認定の申請）

（認定の申請）

第 14 条 前条第 2 項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類
- 三 差止請求関係業務に関する業務計画書
- 四 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類
- 五 業務規程
- 六 役員、職員及び専門委員に関する次に掲げる書類
 - イ 氏名、役職及び職業を記載した書類
 - ロ 住所、略歴その他内閣府令で定める事項を記載した書類
- 七 前条第 3 項第 1 号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。）を記載した書類
- 八 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表又は次のイ若しくはロに掲げる法人の区分に応じ、当該イ若しくはロに定める書類（第 31 条第 1 項において「財産目録等」という。）その他の経理的基礎を有することを証する書類
 - イ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人 同法第 27 条第 3 号に規定する活動計算書
 - ロ 一般社団法人又は一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 123 条第 2 項（同法第 199 条において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条に規定する公益認定を受けている場合にあっては、内閣府令で定める書類）
- 九 前条第 5 項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 十 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
- 十一 その他内閣府令で定める書類

1 趣旨

内閣総理大臣による適格消費者団体の認定は、その申請に基づき行うこととしているが（法第 13 条第 2 項）、本条では、申請者が法定の要件（同条第 3 項から第 5 項まで）に適合するものか否か判断するため、申請書及び添付書類を提出しなければならない旨を定めるとともに申請書の記載事項について規定している。

2 条文の解釈

（１）申請書（第 1 項）

本項では、適格消費者団体の認定の申請は、申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名（第 1 号）、認定の申請に係る差止請求関係業務を行おうとする事務所（複数の事務所において差止請求関係業務を行おうとする場合は、それぞれの事務所について）の所在地（第 2 号）のほか、内閣府令で定める事項（第 3 号）を記載した申請書を提出してしなければならないこととしている。

内閣府令で定める事項としては、申請者の電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号（差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合に限る。規則第 1 条の 3 第 2 号参照。）並びに差止請求関係業務を行おうとする事務所の電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号としている（規則第 7 条第 1 号から第 3 号まで）。これらについては公告の対象とはしないこととしている（法第 15 条第 1 項）。

（２）添付書類（第 2 項）

① 定款（第 1 号）

定款においては、当該申請者の目的に関し事業の内容を具体的に記載する（ガイドライン 2 (2) ア）とともに、法第 13 条第 3 項第 4 号イ (1) 及び (2) に掲げる要件に適合する理事会の決定の方法や、差止請求関係業務を廃止した等の場合に積立金に残余があるときにその残余に相当する金額の帰属に関する事項（法第 28 条第 6 項）等を規定する必要がある。

② 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類（第 2 号）

具体的には、消費生活相談やいわゆる 110 番活動、消費生活に関する情

報の分析及び評価、消費者啓発のための教材等の開発又は作成、消費者被害の救済結果に関する事例集又は出版物の作成、研修会・講演会・シンポジウム又はセミナーの実施、事業者に対する改善の申入れ、事業者の不当な行為に対する行政措置の発動の申入れ、消費生活に関する意見の表明又は政策提言等の、活動の概要を記載した書類とともに、当該書類の記載内容が真実であることを証する書類（例えば、代表者が当該書類の記載内容を確認し、真実であることを認めて署名又は記名押印した書面など）を提出しなければならない。

また、申請者は、上記の活動実績の概要を記載した書類が真実であることを担保するために、裏付けとなる資料を、認定された日から6年間保存しなければならない（ガイドライン2(2)ウ）。

③ 差止請求関係業務に関する業務計画書（第3号）

具体的には、差止請求関係業務につき、できる限り定款に記載した事業の内容に対応して、事業内容の詳細並びに予定している回数、日時、場所、従業者数及び支出額等について具体的に記載しなければならない（ガイドライン2(2)ウ）。

④ 差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類（第4号）

申請者の組織運営体制を示す書類であり、例えば、

ア 差止請求関係業務を行う機関又は部門その他の組織が設置され、必要な人員が必要な数だけ配置されていることを示す組織図等にもその記載内容が真実であることを証する書類（例えば、代表者がそれらの書類の記載内容を確認し、真実であることを認めて署名又は記名押印した書面など）を添付したもの、

イ 差止請求関係業務に係る事務処理を行うために必要な事務所その他の施設、IT機器その他の物品等が確保されていることを証する書類（賃貸借契約書又は使用許諾に係る契約書等の事務所の使用権限を明らかにする図書及び使用区域に関する図面等）、

ウ 業務規程及びこれに添付された関連する規程等が該当する（ガイドライン2(3)ウ）。

⑤ 業務規程（第5号）

記載事項の具体的な内容等については、法第13条第4項の解説を参照。

⑥ 役員、職員及び専門委員に関する次に掲げる書類（第6号）

ア 氏名、役職及び職業を記載した書類

ここでいう「職業」とは、申請時における職業のことであり、勤務先（兼職先）、当該勤務先における役職等を具体的に記載するものとする。なお、理事については、法第13条第3項第4号ロ(1)の内閣府令

で定める者に該当するものでないことを説明した書類として、過去 2 年間に特定の事業者及びその役員又は職員であった者に該当する場合における当該事業者の名称、主たる事務所の所在地及びその行う業務の内容等につき説明をした書類（規則第 8 条第 3 項第 4 号イ）の提出が別途必要となる。

イ 住所、略歴その他内閣府令で定める事項を記載した書類

「その他内閣府令で定める事項」とは、役員、職員及び専門委員の電話番号その他の連絡先であり（規則第 8 条第 1 項）、これを記載した書類については、個人情報又はプライバシー保護の観点から、公衆の縦覧に供しないこととしている（法第 15 条第 1 項）。

⑦ 前条第 3 項 1 号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。）を記載した書類（第 7 号）

構成員の数については、当該団体が差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されているか否かの判断に資するものであるとともに、消費者一般から信頼を得た存在であるか否かに関する指標とも位置付けられることから、これを記載した書類の提出を必要としている。また、個人又は法人その他の団体の別及び社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数についても記載しなければならないこととしている。

なお、一般財団法人については、構成員の概念がないため、本号の規定は適用されない。

⑧ 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、法人の区分に応じた定める書類その他の経理的基礎を有することを証する書類（第 8 号）

ア 認定の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、及び申請者の法人の区分に応じた以下の書類又はこれらに準ずるもの

（i） 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法における活動計算書（同法第 27 条第 3 号）

（ii） 一般社団法人又は一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における損益計算書（同法第 123 条第 2 項。同法第 199 条において準用する場合を含む。）

※ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の公益認定を受けている場合においては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における損益計算書であって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の公益認定を受けている者が作成したもの（規則第 8 条第 2 項）

イ 認定後 3 年間ににおける収支（会費、寄附金、差止請求関係業務以

外の業務による収入、借入金等の収入及び役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出)の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類

が該当する。

なお、イの収支見込み等は、差止請求関係業務に関する業務計画書(本条第2項第3号)並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合における、その業務の種類及び概要を記載した書類(同項第10号)と整合性が図られている必要がある(ガイドライン2(6)イ)。

⑨ 欠格事由(法第13条第5項各号)のいずれにも該当しないことを誓約する書面(第9号)

⑩ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類(第10号)

予定している業務の内容及び実施態様、業務に必要な人員及び支出額等をできる限り具体的に記載した書類が該当する。

⑪ その他内閣府令で定める書類(第11号)

以下のとおりであり、これらについては、個人情報又はプライバシー保護の観点から、公衆の縦覧に供しないこととしている(法第15条第1項)。

ア 申請者の登記事項証明書(規則第8条第3項第1号)

イ 差止請求関係業務を実施することとなる機関、部門その他の組織において当該組織が分掌することとなる事務に相当又は類似する活動をしていることを示す活動に係る議事録(規則第8条第3項第2号)

ウ 役員及び専門委員の住所又は居所を証する次に掲げる書類であって、申請の日前6月以内に作成されたもの(規則第8条第3項第3号)

i 当該役員又は専門委員が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し又はこれに代わる書類

ii 当該役員又は専門委員が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあっては、当該役員又は専門委員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書(外国語で作成されている場合にあっては、翻訳者を明らかにした訳文を添付したもの)又はこれに代わる書類

エ 理事の構成が法第13条第3項第4号ロ(1)又は(2)のいずれかに該当するものでないことを説明した次に掲げる事項の説明を含む書類(規則第8条第3項第4号)

i 各理事が、事業者及びその役員若しくは職員である者又は過去2年間に事業者及びその役員若しくは職員であった者(過去の関

係者)に該当するか否か並びに該当する場合における当該事業者(各理事の関係する事業者)の氏名又は名称、主たる事務所の所在地及びその行う事業の内容(規則第8条第3項第4号イ)

ii 各理事の関係する事業者の間の規則第2条第1項各号に掲げる特別の関係の有無及びその内容(規則第8条第3項第4号ロ)

iii 各理事の関係する事業者の行う事業が属する業種(当該事業者が2以上の業種に属する事業を行っている場合には、主要な事業が属する業種及び各理事が担当する事業が属する業種(各理事が過去の関係者に該当する場合にあっては、各理事が直近において担当していた事業で現に当該事業者が行っているものが属する業種))(規則第8条第3項第4号ハ)

iv 法第13条第3項第4号ロ後段の適用を受けようとする場合にあっては、その適用に係る各理事の関係する事業者が同項第2号に掲げる要件に適合する者であることを証する書類(規則第8条第3項第4号ニ)

オ 専門委員が規則第4条及び第5条に定める要件に適合することを証する書類(規則第8条第3項第5号)

規則第4条第1号及び第2号に関する書類としては、例えば、これらの号に掲げる資格を取得したことを証する書面の写し及び従事した消費生活相談に応ずる業務の内容、勤務先及び期間について記載した勤務先の作成に係る書面又は業務の内容等について具体的に記載し内容が真実であることを認めて署名又は記名押印した書面が該当し、規則第4条第3号に関する書面としては、例えば、消費生活相談に応ずる業務以外に消費者の利益の擁護に関する業務に従事してきたことについて具体的に記載し内容が真実であることを認めて署名又は記名押印した書面が該当する。規則第5条第3号に関する書類としては、例えば、大学が作成する在職証明書等が該当する(ガイドライン2(5)エ)。

第 15 条（認定の申請に関する公告及び縦覧等）

（認定の申請に関する公告及び縦覧等）

- 第 15 条** 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請があった場合には、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨並びに同条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項を公告するとともに、同条第 2 項各号（第 6 号ロ、第 9 号及び第 11 号を除く。）に掲げる書類を、公告の日から 2 週間、公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、第 13 条第 1 項の認定をしようとするときは、同条第 3 項第 2 号に規定する事由の有無について、経済産業大臣の意見を聴くものとする。
- 3 内閣総理大臣は、前条の規定による認定の申請をした者について第 13 条第 5 項第 3 号、第 4 号又は第 6 号ハに該当する疑いがあると認めるときは、警察庁長官の意見を聴くものとする。

I 第 1 項

1 趣旨

本法における差止請求権は、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護のために、法律で適格消費者団体に特別に認めるものであり、内閣総理大臣は、適格性を有する団体を的確に認定する必要がある。また、申請者に関する情報をできる限り広く公開し、国民一般から信頼を得ることが必要である。このため、認定の申請があった場合には、一定の事項を公告するとともに、一定期間、申請書の添付書類を公衆の縦覧に供することとしている。

なお本項の内閣総理大臣の権限については、法第 48 条の 2 において消費者庁長官に委任されている。

2 条文の解釈

（１）「内閣府令で定めるところにより」

申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名（法第 14 条第 1 項第 1 号）、差止請求関係業務を行おうとする事務所の所在地（同項第 2 号）のほか、公衆の縦覧に供すべき書類の縦覧の期間及び場所について、消費者庁の掲示板への掲示、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法その他の方法により行うものとしている（規則第 9 条）。

（２）公衆の縦覧の対象となる書類

法第 14 条第 2 項各号に掲げる申請書の添付書類を公衆の縦覧の対象とするが、役員等の住所、略歴等を記載した書類（同項第 6 号ロ）、法第 13 条第 5 項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（同項第 9 号）及びその他内閣府令で定める書類（同項第 11 号）については、個人情報又はプライバシーの保護の観点から、縦覧の対象とはしないこととしている。

これらの書類を見た国民一般から、認定の要件（法第 13 条第 3 項各号）を満たすか、欠格事由（同条第 5 項各号）に該当する事由はないかといった見地はもとより、その他の規定（法第 36 条の政治利用の禁止等）に反する点はないかといった見地も含めて、書類の記載に虚偽があるとの指摘や適格性に欠けるのではないかな等の意見や情報が提供された場合には、それも参考とし、また、必要に応じ適格消費者団体の認定の申請をした者から事情を聴取するなどしつつ、認定・不認定の判断をすることになる。なお、意見や情報の提出主体に特段の限定はなく、消費者や事業者一般のほか、学識経験者等の専門家からの提出も想定されるところである。

Ⅱ 第 2 項

1 趣旨

景品表示法及び特定商取引法上の不当行為に係る差止請求権を有することとなる適格消費者団体の認定の適正化を図る観点から、認定手続において、内閣総理大臣との連携に関する規定を設けることとする。

すなわち、内閣総理大臣と他の行政機関との連携については、既に法第 37 条に規定があり、この規定を認定の適正化に活用することができるところであるが、内閣総理大臣からの「できる」規定にすぎないことから、知識・情報の収集を尽くして認定の適正化を図り、制度の信頼性を確保するため、特定商取引法に関し専門的知見を有する経済産業大臣から必要的に意見を聴くものとするのが適当と考えられる（注）。

なお、本項の内閣総理大臣の権限については、法第 48 条の 2 において消費者庁長官に委任されている。

（注） 消費者庁の設立に伴い、景品表示法は消費者庁に移管されたことから、景品表示法に関しては特段の規定をおいていない。

2 規定の内容

消費者契約法上、適格消費者団体の認定は、申請者が法第 13 条第 3 項から第 5 項までに規定する要件に適合しているときに限り、内閣総理大臣がすることとしている。この要件のうち、「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当

期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。」（法第 13 条第 3 項第 2 号）については、特定商取引法上の不当行為の是正に関する活動など、特定商取引法に関連する活動が当該要件に適合するか否かについて、内閣総理大臣とは別の観点から経済産業大臣が適切に判断することができる要素が存在すると考えられることから、経済産業大臣の専門的知見（注 1）に基づく意見を聴取することが認定の適正化を図る観点から適当であり、内閣総理大臣は、適格消費者団体の認定をしようとするときは、同条第 3 項第 2 号に規定する事由の有無について、経済産業大臣の意見を聴くものとする（注 2）（注 3）。

（注 1） 消費者庁の設立に伴い、特定商取引法上の主務大臣について、内閣総理大臣（消費者庁長官）と経済産業大臣とが、並列的に規定されることとなった。内閣総理大臣（消費者庁長官）は消費者保護の観点から、経済産業大臣は、商取引一般の適正化の観点から、それぞれ企画立案や法の運用を行い、経済産業大臣には、商取引一般の適正化の観点に基づく内閣総理大臣（消費者庁長官）とは異なる専門的知見がなお残ることになる。経済産業大臣も、特定商取引法の解釈・適用に精通していることに加え、商取引一般の適正化の観点から、一義的には消費者保護を志向する適格消費者団体又はその認定を受けようとする申請者が、特定商取引法上のもう 1 つの要請たる取引の適正化との関係を考慮した消費者保護ができる主体か否かの判断をすることができ、これを認定の際に活用することができると考えられる。

（注 2） 欠格事由のうち、法第 13 条第 5 項第 1 号及び第 6 号イにおいて、「消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの」として特定商取引法が定められていることから（施行令第 1 条第 23 号）、それらの規定に該当する事由の有無についても経済産業大臣の意見を聴くことも考えられるが、欠格事由とされているのは、所定の法律等に違反して罰金刑に処せられるなどしたことであり、これは行政機関たる経済産業大臣が必ずしも把握するところではないから、その意見を聴くものとする必要はないと考えられる。

（注 3） 同趣旨の規定として、本条第 3 項が規定されている。この規定では、内閣総理大臣は、認定の申請者について暴力団員等が事業活動を支配している等の欠格事由に該当する疑いがあると認めるときにおいて、警察庁長官の意見を聴くものとしている。これは、適格消費者団体の認定手続においては、申請事項の公告及び申請書類の縦覧をすることにより一般国民から情報提供がされ、その分認定のための基礎資料が充実・強化されるという制度設計がされていることに鑑み、疑いがあると認めるときに意見を聴くものとする必要にして十分と考えられたことに基づいている。

Ⅲ 第 3 項

1 趣旨等

本法、景品表示法、特定商取引法及び食品表示法においては、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために、差止請求権を法律で新たに創設し、これを適格消費者団体に付与することとしている。

こうした権利については、その権利保有・行使主体が適切でない場合、企業恐喝等の手段として悪用されるおそれがあるため、所要の認定要件（法第13条第3項各号）及び欠格事由（同条第5項各号）を法定しているが、とりわけ暴力団等が何らかの形で本制度に関与等することは厳に排除する必要がある。

このため、内閣総理大臣は、認定の申請をした者について、暴力団員の関与等の疑いがあると認められるときは、暴力団やその構成員、活動状況等についての情報を有する警察庁長官の意見を聴取するものとしている。

なお本項の内閣総理大臣の権限については、法第48条の2において消費者庁長官に委任されている。

第 16 条（認定の公示等）

（認定の公示等）

- 第 16 条** 内閣総理大臣は、第 13 条第 1 項の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該適格消費者団体の名称及び住所、差止請求関係業務を行う事務所の所在地並びに当該認定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。
- 2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。
- 3 適格消費者団体でない者は、その名称中に適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

1 趣旨等

本法における差止請求権は、現行法制上、直接被害を受けていない消費者や消費者団体に差止請求権が認められていない中で、不特定かつ多数の消費者利益の擁護のために事業者による不当な行為の差止めを求める強い権限を内閣総理大臣による認定を受けた適格消費者団体のみに付与するものであり、その適正な行使を確保する必要がある。

その際には、適格消費者団体の認定を真に受けている団体には不断にその適格性を保持する責務が課せられているとともに、認定を受けていない者が適格消費者団体を装い、事業者に対し不当な請求をするような事態を厳に排除する必要がある。

以上を踏まえ、内閣総理大臣が適格消費者団体の認定をしたときは、それを対外的に明らかにし、広く一般国民に周知させるため、内閣総理大臣は、適格消費者団体の名称及び住所、差止請求関係業務を行う事務所の所在地並びに当該認定をした日を官報に掲載することにより公示するとともに、後日の訴訟手続等の局面において自ら適格消費者団体であることを証明することを可能とするため、当該団体に対して認定を受けた旨を書面により通知することとしている（第 1 項）。なお、第 1 項の内閣総理大臣の権限については法 48 条の 2 において消費者庁長官に委任されている。

また、適格消費者団体には、適格消費者団体である旨をその事務所を訪れた者が容易に視認できるような入口又は受付の付近の見やすい場所に掲示する義務を課するとともに（第 2 項）、適格消費者団体でない者がその名称中に適格消費者団体であると誤認されるおそれがある文字を用いること等を禁止することとしている（第 3 項）。

第 17 条（認定の有効期間等）

（認定の有効期間等）

第 17 条 第 13 条第 1 項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して 6 年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き差止請求関係業務を行おうとする適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする適格消費者団体は、第 1 項の有効期間の満了の日の 90 日前から 60 日前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、内閣総理大臣に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があった場合において、第 1 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、第 2 項の有効期間の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 第 13 条（第 1 項及び第 5 項第 2 号を除く。）、第 14 条、第 15 条及び前条第 1 項の規定は、第 2 項の有効期間の更新について準用する。ただし、第 14 条第 2 項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

1 趣旨

本条は、法第 13 条第 1 項の認定について、制度の信頼性を確保する観点から、有効期間を設けるとともに、期間経過時に内閣総理大臣が改めて当初の認定申請時と同様の基準・方法で適格性を再審査する更新制を設けるものである。

2 認定の有効期間と失効

認定の有効期間については、更新を受ける適格消費者団体の負担、訴えの提起から訴訟の終結までに要すると想定され得る期間等を勘案し、当該認定の日から起算して 6 年とし（第 1 項）、有効期間の満了後引き続き差止請求関係業務を行おうとする者は、認定の有効期間の更新を受けなければならない（第 2 項）、更新を受けない限り、当該有効期間の経過によって認定は失効する（法第 22 条第 1 号）こととしている。

3 更新の基準・手続・申請書類

更新の基準は当初の認定申請時と同様のものとするため、認定基準に関する法第 13 条を準用することとしているが、同条の規定のうち、第 1 項（差止請求関係業務を行おうとする適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定を受けなければならないこと。）は、本条第 2 項と規定が重複するため準用しないこととし、法第 13 条第 5 項第 2 号（法第 34 条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない法人等であること）は、適格消費者団体の認定が取り消された以上、有効期間の更新がされる余地はないことから、更新の基準とする必要がないと考えられ、準用しないこととしている（第 6 項本文）。

なお、更新の基準のうち、法第 17 条第 6 項において準用される法第 13 条第 3 項第 2 号の「相当期間」については、当該更新がされる前の認定の有効期間の全ての期間とされている。また、法第 17 条第 6 項において準用される法第 13 条第 3 項第 6 号の経理的基礎に係る要件を満たしているかは、直近の認定又は有効期間の更新の申請の際にそれぞれ提出した収支の見込みや事業報告書に記載された翌事業年度の収支の見込み（注）と実際の収支との乖離の程度、その理由なども踏まえて判断する必要がある（ガイドライン 3）。

更新の手続についても、基本的には当初の認定申請時と同様のものとするため、申請に関する法第 14 条、公告及び縦覧等に関する法第 15 条並びに公示等に関する法第 16 条第 1 項をそれぞれ準用することとしている（第 6 項本文）。なお、更新の手続のうち、更新の申請時期については、有効期間の満了までに更新又は更新拒否の決定をすることができる期間を確保する観点から、有効期間満了の日の 90 日前から 60 日前までの間（更新申請期間）に申請をしなければならないこととし（第 3 項本文）、災害その他やむを得ない事由によるときを除き、更新申請期間後は申請をすることができないものとしている（同項ただし書）。

更新に関する決定は有効期間の満了までになされるのが原則であるが、事実関係の調査その他の事情により有効期間の満了までに決定がなされないこともあり得ないわけではないと想定されるので、その場合、従前の認定の効力が継続することとして当該団体をめぐる法律関係の安定性を確保することとしている（第 4 項）。この場合、従前の有効期間の満了後に更新の決定がなされたとしても、そのことによって更新後の有効期間の満了時がずれるのは適当でないから、その有効期間は従前の有効期間の満了の日の翌日から起算することとしている（第 5 項）。

更新手続に必要な申請書類のうち、申請書（第 6 項本文において準用する法第 14 条第 1 項）に添付する書類についても、基本的には当初の認定申請時と同様のものとするが（第 6 項本文において準用する法第 14 条第 2

項)、当該添付書類の中には、変更の届出（法第 18 条）や内閣総理大臣への提出義務（法第 31 条第 5 項）により既に提出されているものもあり、これらについて重ねて提出しなければならないとするのは煩雑であることから、それらを除いて提出すれば足りることとしている（第 6 項ただし書。どの書類の提出を省略することができるかについては、以下の「法第 14 条第 2 項で規定する添付書類と更新申請時の添付書類について」を参照）。

（注） 法第 31 条第 1 項に規定する事業報告書には、翌事業年度の収支（会費、寄附金、差止請求関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入及び役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出）の見込みとその算出根拠を具体的に記載しなければならないものとしている（ガイドライン 5 (2)）。

● 法第 14 条第 2 項で規定する添付書類と更新申請時の添付書類について

	法第 14 条第 2 項の添付書類	更新申請時の添付書類提出の是非
第 1 号	定款	変更の届出（法第 18 条）の対象であることから、既に提出されている書類の内容に変更がなければ更新申請時には省略可。
第 2 号	不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類	省略不可。
第 3 号	差止請求関係業務に関する業務計画書	変更の届出（法第 18 条）の対象であることから、既に提出されている書類の内容に変更がなければ更新申請時には省略可。
第 4 号	差止請求関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類	同上
第 5 号	業務規程	同上
第 6 号イ	役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業を記載した書類	同上
第 6 号ロ	役員、職員及び専門委員の住所、略歴その他内閣府令で定める事項を記載した書	直近の認定又は更新申請の際に提出されている書類の内容に変更がなければ更新申請時には省

	類	略可。
第 7 号	法第 13 条第 3 項第 1 号の法人の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。）を記載した書類	変更の届出（法第 18 条）又は内閣総理大臣への提出義務（法第 31 条第 5 項）の対象であることから、既に提出されている書類の内容に変更がなければ更新申請時には省略可。
第 8 号	最近の事業年度における財産目録、法人の区分に応じて定める書類その他の経理的基礎を有することを証する書類（「認定後 3 年間における収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類」を含む。）	変更の届出（法第 18 条）又は内閣総理大臣への提出義務がある財務諸表等（法第 31 条第 1 項、第 2 項第 5 号、第 5 項）の内容に変更がなければ更新申請時には省略可。ただし、「認定後 3 年間における収支の見込みとその算出根拠を具体的に記載した書類」は省略不可。
第 9 号	法第 13 条第 5 項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面	変更の届出の対象であることから（法第 18 条）、既に提出されている書類の内容に変更がなければ更新申請時には省略可。
第 10 号	差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類	同上
第 11 号	その他内閣府令で定める書類 （規則第 8 条第 3 項に掲げる書類）	規則第 12 条第 2 項第 2 号に基づき、規則第 8 条第 3 項に掲げる書類の内容に変更が生じた場合における当該変更後の内容に係る変更届出書の添付書類が既に提出されている場合において、当該添付書類の内容に変更がなければ更新申請時には省略可。

第 18 条（変更の届出）

（変更の届出）

第 18 条 適格消費者団体は、第 14 条第 1 項各号に掲げる事項又は同条第 2 項各号（第 2 号及び第 11 号を除く。）に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

1 趣旨

本条は、認定の申請時に提出した書類の記載事項の変更に係る内閣総理大臣への届出義務について定めるものである。

適格消費者団体が、内閣総理大臣の認定を受けた後に、認定の申請時に提出した申請書（法第14条第1項）又は添付書類（同条第2項）の記載事項に変更が生じた場合には、認定制度を運営する内閣総理大臣が、これを把握する必要があるため、適格消費者団体に変更の届出を義務付けることとしている。

ただし、特に認定時において審査に用いると考えられる書類（法第14条第2項第2号及び第11号の書類）については、変更の届出の対象外としている。

2 条文の解釈

（１）「内閣府令で定めるところにより」

本条の規定により変更の届出をしようとする者は、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない（規則第12条第1項）。

- ① 名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② 変更した内容
- ③ 変更の年月日
- ④ 変更を必要とした理由

また、変更の届出書には、次に掲げる場合に应じ、それぞれ書類を添付しなければならない（規則第12条第2項）。

- ① 法第14条第2項各号に掲げる書類に記載した事項に変更があった場合は、変更後の事項を記載した当該書類
- ② 法第14条第1項各号に掲げる事項又は同条第2項各号に掲げる書類に記載した事項の変更に伴い規則第8条第3項に掲げる書類の内容に変更を生じた場合は、変更後の内容に係る当該書類（同項第2号に掲げる書類にあっては、役員又は専門委員が新たに就任した場合（再任された場合を除く。）に限る。）

（２）「その変更が内閣府令で定める軽微なものであるとき」

適格消費者団体の社員及び当該社員が法人その他の団体である場合におけるその構成員の数の変更が少数の変更にすぎない場合や、適格消費者団体の役員、職員及び専門委員の住所又は電話番号が変更となる場合には、団体の適格性には影響を及ぼさないと考えられるため、内閣総理大臣が逐

一把握する必要がなく、また、適格消費者団体に届出の負担を過度に負わせることを避ける観点から内閣府令で定める軽微な変更については届出の対象外としている（本条ただし書）。

内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとしている（規則第 12 条第 3 項）。

- ① 法第 14 条第 2 項第 6 号ロの書類に記載した事項の変更
- ② 法第 14 条第 2 項第 7 号の書類に記載した事項のうち、適格消費者団体である法人の社員（個人に限る。）の数の変更（その変更後の数が、法第 13 条第 1 項の認定、法第 17 条第 2 項の有効期間の更新又は法第 19 条第 3 項若しくは法第 20 条第 3 項の認可を受けたとき、本条の規定による届出をしたとき又は法第 31 条第 5 項の規定による提出をしたときの社員（個人に限る。）の数のうち最近のものよりも 10 分の 1 以上増加し、又は減少した場合の当該変更を除く。）
- ③ 法第 14 条第 2 項第 7 号の書類に記載した事項のうち、社員が法人その他の団体である場合におけるその構成員の数の変更

第 19 条（合併の届出及び認可等）

（合併の届出及び認可等）

- 第 19 条** 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。
- 2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併（適格消費者団体である法人が存続するものを除く。以下この条及び第 22 条第 2 号において同じ。）をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。
- 4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体である法人及び適格消費者団体でない法人は、共同して、その合併がその効力を生ずる日の 90 日前から 60 日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 5 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。
- 6 第 13 条（第 1 項を除く。）、第 14 条、第 15 条及び第 16 条第 1 項の規定は、第 3 項の認可について準用する。
- 7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第 4 項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第 2 項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

1 趣旨等

本条は、適格消費者団体が合併をしようとする場合の内閣総理大臣に対する届出及び認可等について定めるものである。

適格消費者団体は、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人でなければならないこととされているが（法第 13 条第 3 項第 1 号）、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人については合併がありうることとされている（特定非営利活動促進法第 33 条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 5 章）。特定非営利活動法人が合併をした場合の基本的な効果は消滅する法人の権利義務を包括的に承継することであり、その中には行政庁による許認可等も含まれる（特定非営利活動促進法第 38 条）。したがって、特定非営利活動法人である適格消費者団体が合併をした場合、何も手当てをしなければ、合併後存続する法人又は設立される法人に適格消費者団体の認定が承継されることとなるが、適格消費者団体でない法人と合併する場合は、本来適格消費者団体として認定すべきでない法人が存続し又は新設されることも考えられるため、無条件に合併による認定の承継を認めるのは妥当でない。

そこで、まず、適格消費者団体と適格消費者団体とが合併する場合は、合併によって適格消費者団体の認定は承継されることとし（第 1 項）、内閣総理大臣との関係ではその旨を届け出なければならないこととし（第 2 項）、内閣総理大臣はその旨を公示することとしている（第 8 項）。なお、第 3 項を除く本条の内閣総理大臣の権限については法第 48 条の 2 において、消費者庁長官に委任されている。

これに対し、適格消費者団体と非適格消費者団体とが合併する場合（適格消費者団体が存続する場合を除く。）は、その場合にまで当然に認定の承継を認めると、制度の潜脱に利用されるおそれがあることから、これを回避するため、当該合併について内閣総理大臣が審査し、存続する法人又は新設される法人について認定基準を満たしているものと認可された場合に限り認定の承継を認め（第 3 項）、認可されなければ認定は失効することとしている（法第 22 条第 2 号）。この合併の認可は合併により存続する法人又は新設される法人について新たに認定基準への適合性を審査してされるべきものであるから、その基準・手続及び申請書類については、基本的に認定の基準・手続及び申請書類に関する規定を準用することとしている（第 6 項）。なお、法第 13 条第 1 項の規定については、本条第 4 項の規定と重複するので準用しないこととし、申請書類については、認定の有効期間の更新の場合のように添付を省略することも考えられるが、合併後存続する法人又は新設される法人は、従前の法人とは役員構成や差止請求関係業務の遂行体制等が大きく変容している可能性もあることから、省略なく添付しなければならないこととしている（第 6 項）。

認可に関する手続のうち、申請時期については、合併の効力が生ずる日までに認可又は不認可の決定をすることができる期間を確保する観点から、認定の有効期間の更新におけるのと同様に、合併の効力が生ずる日の 90 日前から 60 日前までの間（認可申請期間）に申請をしなければならないこととし（第 4 項本文）、災害その他やむを得ない事由によるものを除き、

認可申請期間後は申請をすることができないものとしている（同項ただし書）。

認可に関する処分は合併の効力が生ずるまでにされるのが原則であるが、事実関係の調査その他の事情により合併の効力が生ずるまでに処分がされないこともありえないわけではないと想定されるので、認定の有効期間の更新における規律（法第 17 条第 4 項）と同様に、処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位が承継されているものとみなすこととして、当該合併により存続又は新設される法人をめぐる法律関係の安定性を確保することとしている（第 5 項）。

また、適格消費者団体と非適格消費者団体とが合併する場合（適格消費者団体が存続する場合を除く。）において、当該適格消費者団体及び当該非適格消費者団体が、合併の認可の申請をしないときは、合併前の適格消費者団体の認定は失効することになるが（法第 22 条第 2 号）、内閣総理大臣もその事実を把握する必要があるので、合併前の適格消費者団体は、合併が効力を生ずる日までにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない（第 7 項）とともに、内閣総理大臣はその旨を公示することとしている（第 8 項）。なお、いったん当該届出をしながらその後事情の変更等により合併の認可を申請することについては特段制約は設けないこととする。

第 20 条（事業の譲渡の届出及び認可等）

（事業の譲渡の届出及び認可等）

- 第 20 条** 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。
- 2 前項の規定によりその譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継する。
- 4 前項の認可を受けようとする適格消費者団体である法人及び適格消費者団体でない法人は、共同して、その譲渡の日の 90 日前から 60 日前までの間（以下この項において「認可申請期間」という。）に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 5 前項の申請があった場合において、その譲渡の日までにその申請に対する処分がされないときは、その譲渡を受けた法人は、その処分がされるまでの間は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。
- 6 第 13 条（第 1 項を除く。）、第 14 条、第 15 条及び第 16 条第 1 項の規定は、第 3 項の認可について準用する。
- 7 適格消費者団体である法人は、適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をする場合において、第 4 項の申請をしないときは、その譲渡の日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第 2 項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

1 趣旨等

本条は、適格消費者団体がその差止請求関係業務に係る事業の譲渡をしようとする場合の内閣総理大臣に対する届出及び認可等について定めるものである。

本法において、各適格消費者団体は、その特性に応じ、様々な分野の消

費者取引における不当な勧誘行為又は不当な契約条項の使用に関して差止請求関係業務を遂行することが期待されるが、中には、特定の分野を集中的に取り扱うことによって知識・経験を積む団体や地域的な特性に応じて活動する団体などが生ずることも想定される。このような場合、適格消費者団体がその差止請求関係業務に係る事業を他の団体に譲渡することも考えられるが、本来適格消費者団体として認定すべきでない団体に譲渡されることなども考えられるため、その際の認定の承継の在り方について規律する必要がある。

そこで、本条においては、合併に関する規律に準ずることとし、適格消費者団体から他の適格消費者団体に対し事業の全部の譲渡がされる場合には、その譲渡を受けた適格消費者団体は、その譲渡をした適格消費者団体のこの法律の規定による地位を承継する（第1項）とともに、遅滞なくその旨を届け出なければならないこととし（第2項）、内閣総理大臣はその旨を公示することとしている（第8項）。なお、第3項を除く本条の内閣総理大臣の権限については法第48条の2において消費者庁長官に委任されている。

これに対し、適格消費者団体から非適格消費者団体に対し事業の全部の譲渡がされる場合には、その場合にまで当然に事業の全部の譲渡を認めると、制度の潜脱に利用されるおそれがあることから、これを回避するため、その譲渡について内閣総理大臣が審査し、その譲渡を受けた法人が、その譲渡について認可を受けたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による地位を承継するものとし（第3項）、認可がされなければ適格消費者団体の認定は失効することとしている（法第22条第3号）。この事業の全部の譲渡の認可は譲受人である非適格消費者団体について新たに認定基準への適合性を審査してされるべきものであるから、その基準・手続及び申請書類については、合併の認可の場合と同様に適格消費者団体の認定の基準・手続及び申請書類に関する規定を準用することとしている（第6項）。

認可に関する手続のうち、申請時期については、譲渡の日までに認可又は不認可の決定をすることができる期間を確保する観点から、譲渡の日の90日前から60日前までの間（認可申請期間）に申請をしなければならないこととし（第4項本文）、災害その他やむを得ない事由によることを除き、認可申請期間後は申請をすることができないものとしている（同項ただし書）。

認可に関する処分は譲渡までにされるのが原則であるが、事実関係の調査その他の事情により譲渡までに処分がされないこともあり得ないわけではないと想定されるので、合併の場合と同様に、処分がされるまでの間は、当該譲渡をした法人のこの法律の規定による適格消費者団体としての地位が承継されているものとみなすこととして、当該譲渡を受けた法人をめぐる法律関係の安定性を確保することとしている（第5項）。

また、適格消費者団体が非適格消費者団体に事業を譲渡する場合において、譲渡を受けた法人が譲渡の認可の申請をしないときは、当該適格消費者団体の認定は失効することになるが（法第 22 条第 3 号）、内閣総理大臣もその事実を把握する必要があるので、当該適格消費者団体は、譲渡の日までにその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない（第 7 項）とともに、内閣総理大臣はその旨を公示することとしている（第 8 項）。なお、いったん当該届出をしながらその後事情の変更等により譲渡の認可を申請することについては特段制約は設けないこととする。

なお、認定の承継の原因となり得る事業の譲渡については全部の譲渡の他に一部の譲渡が考えられるが、仮に後者による承継を認めると、適格消費者団体の認定が譲渡された一部の事業ごとに区々に承継されることとなり、法律関係を複雑にするおそれがあるから、これを認めないこととし、事業の全部の譲渡についてのみ規定を設けることとしている。

第 21 条（解散の届出等）

（解散の届出等）

第 21 条 適格消費者団体が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 破産手続開始の決定により解散した場合 破産管財人
- 二 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 清算人
- 三 差止請求関係業務を廃止した場合 法人の代表者

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

1 趣旨等

本条は、適格消費者団体が解散等をした場合における内閣総理大臣に対する届出等について定めるものである。

なお、本条の内閣総理大臣の権限については、法第 48 条の 2 において消費者庁長官に委任されている。

（1）解散した場合

適格消費者団体たる法人が解散した場合、それによって当該団体の法人格が直ちに消滅するわけではないものの、当該団体は清算手続に入り、新たに差止請求権を行使することを認めるべきではないから、解散と同時に適格消費者団体の認定を失効させ（法第 22 条第 4 号）、その旨を内閣総理大臣に届け出るべきものとしているとともに（第 1 項）、内閣総理大臣はその旨を公示するものとしている（第 2 項）。

届出をすべき者については、解散事由が破産手続開始の決定であるときは破産管財人（第 1 項第 1 号）、合併及び破産手続開始の決定以外の理由であるときは清算人（同項第 2 号）としている。なお、合併により適格消費者団体である法人が消滅する場合も当該法人の解散事由となるが、別途申請又は届出がされることが予定されているため（法第 19 条第 2 項、第 4 項、第 7 項）、本条の届出をする必要はない。

（2）差止請求関係業務を廃止した場合

適格消費者団体の中には、差止請求関係業務以外の業務を事業内容とし、差止請求関係業務を廃止して他の業務だけを引き続き遂行する団体も想定されるが、このような場合、当該団体に差止請求権の行使を認めるべき

ではないから、差止請求関係業務の廃止と同時に適格消費者団体の認定を失効させ（法第 22 条第 4 号）、その旨を内閣総理大臣に届け出るべきものとしているとともに（第 1 項第 3 号）、内閣総理大臣はその旨を公示するものとしている（第 2 項）。

第 22 条（認定の失効）

（認定の失効）

第 22 条 適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第 13 条第 1 項の認定は、その効力を失う。

- 一 第 13 条第 1 項の認定の有効期間が経過したとき（第 17 条第 4 項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき）。
- 二 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合において、その合併が第 19 条第 3 項の認可を経ずにその効力を生じたとき（同条第 5 項に規定する場合にあっては、その合併の不認可処分がされたとき）。
- 三 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第 20 条第 3 項の認可を経ずにされたとき（同条第 5 項に規定する場合にあっては、その譲渡の不認可処分がされたとき）。
- 四 適格消費者団体が前条第 1 項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったとき。

1 趣旨等

本条で適格消費者団体の認定が失効する事由は、以下のとおり規定している。

- ① 法第 13 条第 1 項の認定の有効期間が経過したとき（その更新の申請がされ、当該有効期間の満了後に更新拒否処分がされた場合にあっては、更新拒否処分がされたとき）（第 1 号）。
- ② 適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をした場合において、その合併が法第 19 条第 3 項の認可を経ずにその効力を生じたとき（合併の効力発生日後にその不認可処分がされた場合にあっては、その合併の不認可処分がされたとき）（第 2 号）。
- ③ 適格消費者団体である法人から適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が法第 20 条第 3 項の認可を経ずにされたとき（当該譲渡後にその不認可処分がされた場合にあっては、その譲渡の不認可処分がされたとき）（第 3 号）。
- ④ 当該適格消費者団体が解散をし、又は差止請求関係業務を廃止したとき（第 4 号）。

第2款 差止請求関係業務等（第23条～第29条）

第23条（差止請求権の行使等）

（差止請求権の行使等）

第23条 適格消費者団体は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、差止請求権を適切に行使しなければならない。

2 適格消費者団体は、差止請求権を濫用してはならない。

3 適格消費者団体は、事案の性質に応じて他の適格消費者団体と共同して差止請求権を行行使するほか、差止請求関係業務について相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

一 第41条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による差止請求をしたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、裁判外において差止請求をしたとき。

三 差止請求に係る訴えの提起（和解の申立て、調停の申立て又は仲裁合意を含む。）又は仮処分命令の申立てがあったとき。

四 差止請求に係る判決の言渡し（調停の成立、調停に代わる決定の告知又は仲裁判断を含む。）又は差止請求に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があったとき。

五 前号の判決に対する上訴の提起（調停に代わる決定に対する異議の申立て又は仲裁判断の取消しの申立てを含む。）又は同号の決定に対する不服の申立てがあったとき。

六 第4号の判決（調停に代わる決定又は仲裁判断を含む。）又は同号の決定が確定したとき。

七 差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき。

八 前2号に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟（和解の申立てに係る手続、調停手続又は仲裁手続を含む。）又は差止請求に係る仮処分命令に関する手続が終了したとき。

九 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請求に関する相手方との間の協議が調ったとき、又はこれが調わなかったとき。

十 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であって、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

十一 その他差止請求に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、すべての適格消費者団体並びに内閣総理大臣及び経済産業大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体及び経済産業大臣に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

6 適格消費者団体について、第12条の2第1項第2号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放棄することができない。

I 第1項

1 趣旨等

本法において、差止請求権は、個々の適格消費者団体に実体権として付与されるものであるが、当該適格消費者団体の利益その他特定の者の利益のために付与されるものではなく、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために、特別に付与されるものである。

本項では、差止請求権の行使に当たって適格消費者団体が遵守すべき規範として、こうした法の趣旨・原則を端的に規定している。

II 第2項

1 趣旨等

本法において、差止請求権は、消費者被害の発生又は拡大の防止のために、適格消費者団体に特別に付与されるものであるが、相手方の事業活動の一環としての不当勧誘行為や不当契約条項を含む契約の締結等を停止させる強い効力を有するものであるから、仮にこれが濫用された場合には、相手方に不当な損害を被らせるとともに制度の信頼性を損なうことにもつながりかねない。

以上を踏まえ、本項では、適格消費者団体は、差止請求権を濫用しては

ならない旨の原則規定を置くこととしている。この規定は、差止請求権の行使が権利の濫用に該当すると認められた場合において、私法上の効力の如何とは別に内閣総理大臣による改善命令その他の監督措置を発動する根拠ともなるものである。

Ⅲ 第 3 項

1 趣旨等

差止請求権は、個々の適格消費者団体に実体権として付与されるが、これは不特定かつ多数の消費者利益の擁護を本旨とするものであり、各適格消費者団体は、適格性を有する者として認定された以上、不特定かつ多数の消費者の利益のために真摯かつ適切に差止請求権を行使し、消費者の利益擁護と取引の適正化に尽くす必要がある。

したがって、本項では、適格消費者団体は相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない旨の努力義務を規定することとしている。

連携の態様としては、適格消費者団体は、訴えが提起される以前の裁判外の交渉といった早期の段階から情報を相互に共有しており（本条第 4 項参照）、そうした情報を基に、①事件ごとに別の団体が訴えるというように役割分担（A 団体は a 事件、B 団体は b 事件等と分担）をしたり、②提訴した団体を他の団体が側面支援（A 団体は a 事件を訴訟追行し、B 団体は被害情報（証拠）の提供をするなど）したり、③先行する A 団体と共に B 団体が共同して a 事件の訴訟追行（B 団体が A 団体による先行する訴訟と同一裁判所に訴えを提起し、必要的併合（弁論及び裁判の併合。法第 45 条）がされるようにし、同一期日の審理で相互に協力するなど）をするなどのことが考えられる（注）。

（注） なお、連携の在り方については、適格消費者団体の業務規程において具体的に規定することが必要である（規則第 6 条第 2 号）。

Ⅳ 第 4 項

1 趣旨

適格消費者団体には、差止請求権の行使に関し、相互の連携協力に係る努力義務を課すこととしているが（本条第 3 項）、他の適格消費者団体による差止請求権の行使の状況を把握し得ることににより、相互の連携協力をより消費者利益に資するよう具体的、実効性のあるものとし得ると考えられる。また、他の適格消費者団体が追行した訴訟に係る確定判決等が既にある場合において同一事業者等に対する同一内容の請求はする

ことができないとされており（法第12条の2第1項第2号本文）、この点からも、他の適格消費者団体の主要な行為の動向を把握し得るようにしておく必要がある。このため、本項では、適格消費者団体に対し、他の適格消費者団体への通知義務を課すこととしている。

また、本法における差止請求権は、不特定かつ多数の消費者利益の擁護のために内閣総理大臣が認定した適格消費者団体に特別に付与されるものであり、認定制度を運営する内閣総理大臣は、差止請求権の適正な行使の確保を図る必要があり、内閣総理大臣は、適格消費者団体から節目節目で必要な報告を受けることにより、その適正な監督を期す必要があることから、適格消費者団体に対し、内閣総理大臣への報告義務を課すこととしている。

2 条文の解釈

（１）通知及び報告をしなければならない場合

次に掲げる場合である（本項第1号から第11号まで）。

- ① 法第41条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による差止請求をしたとき（第1号）。
- ② ①に掲げる場合のほか、裁判外において差止請求をしたとき（第2号）。
- ③ 差止請求に係る訴えの提起（和解の申立て、調停の申立て又は仲裁合意を含む。）又は仮処分命令の申立てがあったとき（第3号）。
- ④ 差止請求に係る判決の言渡し（調停の成立、調停に代わる決定の告知又は仲裁判断を含む。）又は差止請求に係る仮処分命令の申立てについての決定の告知があったとき（第4号）。
- ⑤ ④の判決に対する上訴の提起（調停に代わる決定に対する異議の申立て又は仲裁判断の取消しの申立てを含む。）又は仮処分命令の申立てについての決定に対する不服の申立てがあったとき（第5号）。
- ⑥ ④の判決（調停に代わる決定又は仲裁判断を含む。）又は仮処分命令の申立てについての決定が確定したとき（第6号）。
- ⑦ 差止請求に係る裁判上の和解が成立したとき（第7号）。
- ⑧ ⑥又は⑦に掲げる場合のほか、差止請求に係る訴訟（和解の申立てに係る手続、調停手続又は仲裁手続を含む。）又は差止請求に係る仮処分命令に関する手続が終了したとき（第8号）。

訴え又は仮処分の申立ての取下げや請求の放棄・認諾等が該当する。

- ⑨ 差止請求に係る裁判外の和解が成立したときその他差止請求に関する相手方との協議が調ったとき、又はこれが調わなかったとき（第9号）。

「協議が調ったとき、又はこれが調わなかったとき」とは、適格消

費者団体からの差止請求に対し、事業者等が明示的に回答をした場合をいい、例えば、適格消費者団体が改善の申入れをしたところ、事業者等が何ら回答等をせず自主的に改善をするなどの対応をした場合は該当しない。

- ⑩ 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であって、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき（第 10 号）。

「内閣府令で定める手続に係る行為」として規定されている行為は、次のとおりである（規則第 16 条各号）。

- i 請求の放棄
 - ii 請求の認諾
 - iii 裁判上の和解
 - iv 民事訴訟法第 284 条（同法第 313 条において準用する場合を含む。）の規定による権利の放棄
 - v 控訴をしない旨の合意又は上告をしない旨の合意
 - vi 控訴、上告又は民事訴訟法第 318 条第 1 項の申立ての取下げ
 - vii 調停における合意
 - viii 仲裁法第 38 条第 1 項の申立て
- ⑪ その他差止請求に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき（第 11 号）。

「内閣府令で定める手続に係る行為」として規定されている行為は、次のとおりである（規則第 17 条各号）。

- i 訴状（控訴状及び上告状を含む。）の補正命令若しくはこれに基づく補正又は却下命令
- ii i の却下命令に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知
- iii 再審の訴えの提起若しくは i の却下命令で確定したものに対する再審の申立て又はその再審の訴え若しくは再審の申立てについての決定の告知
- iv iii の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知
- v 再審開始の決定が確定した場合における本案の裁判
- vi 仲裁判断の取消しの申立てについての決定の告知
- vii vi の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知
- viii 保全異議又は保全取消しの申立てについての決定の告知

- ix viiiの決定に対する保全抗告又はこれについての決定の告知
- x 訴えの変更、反訴の提起又は中間確認の訴えの提起
- xi 附帯控訴又は附帯上告の提起
- xii 移送に関する決定の告知
- x iii xiiの決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知
- x iv 請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解、調停における合意又は仲裁法第 38 条第 1 項の和解の効力を争う手続の開始又は当該手続の終了

例えば、和解又は調停の無効確認の訴えの提起又は当該訴えに係る判決の確定、和解が無効であることを理由とする期日指定の申立て又は訴訟の終了宣言、和解又は調停が無効であることを理由とする請求異議の訴えの提起又は当該訴えに係る判決の確定、和解を解除したことを理由とする訴えの提起又は当該訴えに係る判決の確定等が該当する。

- x v 攻撃又は防御の方法の提出その他の差止請求に関する手続に係る行為であって、当該適格消費者団体が差止請求権の適切な行使又は適格消費者団体相互の連携協力を図る見地から本項の通知及び報告をすることを適当と認めたもの

「攻撃又は防御の方法の提出」とは、本案の申立てを基礎付けるためにする判断資料の提出をいい、典型的には事実の主張と証拠の申出が該当する。これらに関する通知及び報告は、適格消費者団体が業務規程に定める方針（規則第 6 条第 2 号）に基づき、適格消費者団体が適当と認める限りにおいてされていれば足りるものとするが、適格消費者団体が準備書面や証拠を提出した場合など、当該差止請求に関する手続に係る適格消費者団体による行為のうち一定のものについては、業務規程において通知及び報告の対象として規定するのが本項の趣旨からは望ましい。

（２）通知及び報告をしなければならない事項

通知は、本項各号に掲げる場合である旨について、報告は、本項各号に掲げる場合である旨及びその内容その他内閣府令で定める事項についてしなければならない（注）。

その具体的な内容については、差止請求権の行使の状況につき、内閣総理大臣による適正な監督及び他の適格消費者団体との間の相互連携のため、内閣総理大臣及び他の適格消費者団体との間で情報を共有するという本条項の趣旨からすると、提供される情報は詳しい方が良くと考えられるが、他面で、過度に詳細な情報が提供されることは必ずしも他の適格消費

者団体等にとって有益とは限らず、かえって適格消費者団体の事務処理の負担を過重にすることにもなりかねない。これらのことを踏まえ、記載事項については、以下のとおり考えられる。

すなわち、「その内容」とは、本項第1号から第3号までに掲げる場合には、差止請求に係る相手方の氏名又は名称、請求の要旨及び紛争の要点並びに請求の年月日が含まれていなければならない。本項第8号に掲げる場合には、当該訴訟又は仮処分命令に関する手続が終了した事由が含まれていなければならない。また、規則第17条第15号に掲げる場合には、当事者がした攻撃又は防御の方法の提出その他の差止請求に関する手続に係る行為の概要が含まれていれば足りる（ガイドライン4(1)ア）。

「内閣府令で定める事項」としては、相手方から、本項第4号から第9号まで及び第11号に規定する行為に関連して当該差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報（改善措置情報）としている（規則第14条）。

（注） 通知をしなければならない事項としては、報告をしなければならない事項とは異なり、行為をした旨で足り、その内容等まで通知する必要はないこととしているが、これは、通知を受けた適格消費者団体が、必要に応じ、内容等を他の適格消費者団体に照会すれば足りると考えられることによる。なお、適格消費者団体が、内閣総理大臣への報告を後記の電磁的方法を利用した措置を講ずることによって行う場合には、他の適格消費者団体も内閣総理大臣と同時に報告事項を閲覧することができることになるが、これは、適格消費者団体相互の連携協力（本条第3項の解説を参照）を図る上で望ましいものと考えられる。

（３）通知及び報告の方法等

- ① 本項第10号に掲げる場合（差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であって、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。）に係るものを除き、通知は、書面により（規則第13条第1項）、報告は、法第41条第1項に規定する書面、訴状若しくは申立書、判決書若しくは決定書、請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解又は調停の調書、仲裁判断書、準備書面その他その内容を示す書面（例えば、内容証明郵便その他の書面によって法第23条第4項第2号に規定する差止請求をした場合の当該書面、口頭によって同号に規定する差止請求をした場合の請求内容を記載した書面、規則第17条第15号に規定する「攻撃又は防御の方法の提出」としての証拠の申出に関する書面、同号に規定する「その他の差止請求に関する

手続に係る行為」として書証を提出した場合における当該書証、差止請求に係る判決が確定したときの証明書（民事訴訟規則第 48 条第 1 項）、調停に代わる決定が確定したときの証明書（民事調停規則第 24 条による非訟事件手続規則第 46 条の準用）等が該当する。）の写しを添付した書面により（規則第 13 条第 2 項）、それぞれ行わなければならない。

- ② 本項第 10 号に掲げる場合に係る通知及び報告は、当該行為をしようとする日の 2 週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない（規則第 13 条第 3 項）。また、この通知及び報告の後、確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるまでに、次に掲げる事項に変更があった場合（その変更が客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものである場合を除く。）には、その都度、変更後の事項を記載した書面により、改めて通知及び報告をしなければならない（同条第 5 項）。なお、「内容の同一性を失わない範囲のもの」については、この通知及び報告が、他の適格消費者団体に対して連携及び牽制の機会を与えるためのものであることから、当該和解又は合意の趣旨から明らかに変更の必要性が認められる場合のものをいう。

- i 当該行為をしようとする旨
- ii 当該行為をしようとする日
- iii 裁判上の和解、調停における合意又は仲裁法第 38 条第 1 項の申立てをしようとする場合（民事訴訟法第 265 条第 1 項の申立てをしようとするときを除く。）にあっては、相手方との間で成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容

- ③ ここで、「行為をしようとする日」とは、次のとおりである（規則第 13 条第 4 項）。

- i 請求の放棄、請求の認諾、裁判上の和解をしようとする場合（ii から iv までの場合を除く。） 口頭弁論等の期日（民事訴訟法第 261 条第 3 項に規定する口頭弁論等の期日をいう。）。
- ii 裁判上の和解をしようとする場合であって、民事訴訟法第 264 条の規定に基づき裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出しようとするとき 当該書面を提出しようとする日
- iii 裁判上の和解をしようとする場合であって、口頭弁論等の期日に出頭して ii の和解条項案を受諾しようとするとき 当該口頭弁論等の期日
- iv 裁判上の和解をしようとする場合であって、民事訴訟法第 265 条第 1 項の申立てをしようとするとき 当該申立てをしようとする日
- v 民事訴訟法第 284 条（同法第 313 条において準用する場合を含

む。)の規定による権利の放棄、控訴をしない旨の合意又は上告をしない旨の合意、控訴、上告又は民事訴訟法第318条第1項の申立ての取下げをしようとする場合 口頭弁論等の期日又は期日外においてそれらの行為をしようとする日

vi 調停における合意をしようとする場合 当事者間で合意をしようとする調停の期日

vii 仲裁法第38条第1項の申立てをしようとする場合 当該申立てをしようとする日

④ 「成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容」(規則第13条第3項第3号)とは、当事者間で実質的な合意が成立し、最終的に和解調書、調停調書又は仲裁法第38条第3項に規定する決定書に記載される見込みの内容をいい、差止請求の対象とされた相手方の行為及びこれに関する当事者間の合意の内容及び当該合意の履行を確保する方法に関する事項が含まれていなければならない(ガイドライン4(1)エ)。

⑤ 上記のような通知及び報告については、緊急を要する場合があること(訴えの提起等につき適格消費者団体同士で速やかに連携を図ったり、裁判外の和解の結果等を公的機関を通じ迅速に広く周知する必要がある時は、緊急性が高いと思われる。)や、複数の適格消費者団体に個別に通知する事務負担が想定されること等を踏まえ、適格消費者団体が、「すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるもの」を講じたときは、通知及び報告をしたものとみなすこととしている(本項柱書後段)。

内閣府令では、消費者庁長官が管理する電気通信設備の記録媒体に本項柱書前段に規定する事項等を内容とする情報を記録する措置であって、全ての適格消費者団体及び消費者庁長官が当該情報を記録することができ、かつ、当該記録媒体に記録された当該情報を全ての適格消費者団体及び消費者庁長官が受信することができる方式のものとしており(規則第15条第1項)、具体的には、電子掲示板(消費者庁長官によりその利用権限を設定された全ての適格消費者団体及び消費者庁長官が読み書きできるもの)又は消費者庁長官が管理するメーリングリスト(消費者庁長官が一覧表(リスト)にメールアドレスを登録した全ての適格消費者団体及び消費者庁長官を利用者とするもの)の手法を用意している。なお、適格消費者団体がこの措置を利用して情報を記録する場合において、規則第13条第2項の内容を示す書面に記載された事項を記録する際は、当該書面をスキャナ(これに準ずる画像読取措置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を記録するほか、当該書面に記載されている事項と同一の内容に係る電磁的記録を記録するなどの方法により、当該書面に記載されている事

項を正確に記録しなければならない。

また、適格消費者団体は、上記の措置を講ずるときは、あらかじめ、又は、同時に、当該措置を講じる旨又は講じた旨を全ての適格消費者団体及び消費者庁長官に通知するための電子メールを、消費者庁長官があらかじめ指定した電子メールアドレス宛てに送信しなければならない（規則第15条第2項）。通知及び報告が上記の措置により行われたときは、消費者庁長官の管理に係る電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に全ての適格消費者団体及び消費者庁長官に到達されたものとみなす（同条第3項）。

V 第5項

1 趣旨

（1）本条第4項の規定に基づく通知及び報告については、

- ① 当初、通知元の適格消費者団体に詳細な情報を求めなかった他の適格消費者団体においても、後日、近隣地域に係る類似の被害情報が寄せられたこと等を契機に、当該詳細な情報を求める必要が生じることとも想定されること、
- ② 後日、新たに認定を受けた適格消費者団体にとって、従前の情報（他の適格消費者団体の活動状況。特に、事前請求（本条第4項第1号参照）や訴えの提起（同項第3号参照）など、公表されていない情報）を知り得る方法が必要なこと、
- ③ 内閣総理大臣による情報伝達が行われることにより、本条第4項の通知も、遅滞・遺漏なく、他の適格消費者団体に公平に行われることとなる効果が見込まれること

等を踏まえ、内閣総理大臣は、本条第4項の規定による報告を受けたときは、全ての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとしている（注）。

（注） 以上の趣旨から、電子掲示板上の記録等は、合理的な一定期間は記録を削除等することなく、継続することとする。

（2）景品表示法、特定商取引法及び食品表示法上の差止請求権にも本法の規律が及ぶが、特定商取引法については、主務大臣として、内閣総理大臣（消費者庁長官）と経済産業大臣とが並列的に規定されている。経済産業大臣は、商取引一般の適正化の観点から、企画立案及び法の運用を行い、経済産業大臣には、商取引一般の適正化の

観点に基づく内閣総理大臣とは異なる専門的知見が残ることになるため、認定及び監督に際し、経済産業大臣の意見を聞く必要がある（法第 15 条第 2 号、第 38 条第 1 号）。そのため、経済産業大臣が適切に意見を述べる前提として、適格消費者団体による差止請求権の行使状況に関し、適格消費者団体から報告を受けた内閣総理大臣は、他の適格消費者団体に伝達することとされているのに加え、経済産業大臣に対しても伝達することとする。

なお、景品表示法については、消費者庁に移管されることにより、内閣総理大臣（消費者庁長官）が景品表示法の専門的知見及び行政措置権限を有し、公正取引委員会には有しないことになった。そのため、特段の規定は置いていない。

（３）また、本項の内閣総理大臣の権限については、法第 48 条の 2 において、消費者庁長官に委任されている。

2 条文の解釈

（１）「内閣府令で定める方法」

全ての適格消費者団体並びに消費者庁長官及び経済産業大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置のほか、書面の写しの交付、電子メールを送信する方法、ファクシミリ装置を用いた送信その他の消費者庁長官が適当と認める方法としている（規則第 18 条）。

（２）「当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項」

「概要」としては、例えば、ある団体が訴えを提起した場合（本条第 4 項第 3 号）であれば、当該訴えに係る事案及び請求の具体的内容が該当する。

「内閣府令で定める事項」としては、法第 39 条第 1 項の規定による情報の公表をした旨及びその年月日としている（規則第 19 条）。

Ⅵ 第 6 項

1 趣旨等

適格消費者団体は、他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等につき確定判決等が存する場合、それが強制執行をすることができるものであるときを含め、請求の内容及び相手方が同一である差止請求を

することができない（法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文）。この場合において、当該適格消費者団体が当該確定判決等に係る強制執行に必要な手続を不当に怠っているときは、その認定を取り消し（法第 34 条第 1 項第 5 号）、内閣総理大臣が指定する他の適格消費者団体が当該差止請求権を承継して（法第 35 条第 1 項・第 2 項）強制執行をすることによって不特定かつ多数の消費者の利益の擁護が図られることとなる。

ここで、仮に従前の適格消費者団体が承継の対象となる差止請求権を放棄することができるかすると、形式的には確定判決等が存するため、他の適格消費者団体は請求の内容及び相手方である事業者等が同一である差止請求をすることができなくなるが、確定判決等が存するにもかかわらず強制執行の担い手がないこととなり、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護が図られないこととなる。

本法において適格消費者団体に付与される差止請求権は、あくまでも不特定かつ多数の消費者の利益の擁護のため行使されるべきものであるから、当該権利が第三者の権利の目的である場合（例えば、特定多目的ダム法第 23 条）に類似した実質を有するものということができる。そこで、適格消費者団体について、法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合には、当該適格消費者団体は、当該確定判決等に係る差止請求権を放棄することができないものとしている（注）。

（注） 本項で直接規定されているのは当該判決確定後における差止請求権の放棄であるが、口頭弁論終結後判決確定前の時点において放棄することについても、本項の趣旨は同様に及ぼされるべきであるから、放棄後に確定した判決の内容が強制執行可能なものであるときは本項の趣旨に従い当該放棄はその効力を生じないものと解すべきである。

第 24 条（消費者の被害に関する情報の取扱い）

（消費者の被害に関する情報の取扱い）

第 24 条 適格消費者団体は、差止請求権の行使（差止請求権不存在等確認請求に係る訴訟を含む。第 28 条において同じ。）に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。

1 趣旨等

適格消費者団体が差止請求権を行使するに当たっては、消費者被害の状況を適切に把握することが必要となるが、そのための情報の収集方法としては、

- ① 消費者一般を対象とした、いわゆる「110 番活動」や苦情相談の実施
- ② 構成員（個人会員、団体会員）からの情報提供
- ③ 消費者団体相互間のネットワーク（ネットワークを形成する消費者団体は、②の団体会員となっていることが実態上は多いと考えられる。）の活用

等を通じ、適格消費者団体が自ら消費者の被害に関する情報収集を行うことが基本となる。

このように収集された消費者の被害に関する情報は、訴訟等で使用されることが想定されるところであり、また、当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用されることも考えられるため、その利用の方法について適正を期す必要がある。

すなわち、当該消費者の被害に関する情報が差止請求権の行使に利用された場合、事柄の性質上、公開法廷の場やマスメディア等に晒されることも想定され得るが、差止請求に係る相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で行われると、当該被害の事実が広く世間に知れわたることにより精神的苦痛を生じたり、加害者である相手方が当該被害に係る消費者を察知することによりいわゆる「御礼参り」のおそれが生ずるなど、当該被害に係る消費者が不測の不利益を被る危険性がある。このため、本法では、上記のような弊害を回避し、当該被害に係る消費者の利益を保護する観点から、適格消費者団体が差止請求権を行使するに際し、消費者から収集した消費者被害情報をその相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならないこととしている。

なお、この場合における消費者の同意を得る方法としては、例えば、苦

情相談が寄せられた際に、情報の提供者たる消費者に対し、情報の利用目的等を説明した上で同意を得ることや、情報提供者の名簿を作成しておき、実際に訴訟等で使用する段階で同意を得ることなどが考えられる。

第 25 条（秘密保持義務）

（秘密保持義務）

第 25 条 適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、差止請求関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

1 趣旨

適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあった者は、差止請求関係業務を遂行する過程、とりわけ消費者被害に関する情報収集に関する業務を行う過程で秘密に該当する事項を知り得ることが想定されるため、当該秘密事項を保護する観点から、秘密保持義務を課することとしている。

2 条文の解釈

（１）「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」

「秘密」とは、非公知の事実で、本人が他に知られないことにつき客観的に相当の利益を有するものをいう。「差止請求関係業務に関して知り得た秘密」とは、差止請求関係業務を遂行する過程、例えば差止請求権の行使に必要な消費者被害に関する情報収集を行う過程で知り得た「秘密」をいい、例えば、差止請求権の行使に必要な消費者被害に関する情報収集を行う過程で知り得た消費者の一身上の秘密や家計経済上の秘密が該当するが、隣家や飲食店等でたまたま見聞きした事項のような差止請求関係業務とは無関係に知り得た事項は該当しない。

なお、差止請求関係業務の遂行上、差止請求に係る相手方の不当な行為に関して知り得る情報については、立入検査等の強制権限に基づくものではなく任意に知り得るものである以上、基本的に非公知のものとはいえないと考えられ、また、当該相手方が他に知られないことにつき客観的に相当の利益があるとはいえないと考えられるので、該当しないと考えられる。

（２）「正当な理由」

「正当な理由」としては、例えば、

- ① 秘密の主体である本人が承諾した場合
- ② 法令上の義務に基づいて秘密事項を告知する場合（注）
- ③ 相手方による不当行為がまさに行われようとしている場合に近接する他の適格消費者団体に当該不当行為に係る重要な消費者被害に係る

情報を提供するなど、緊急に必要な個別具体的な事情がある場合

- ④ 被害回復関係業務を行うのに適した特定適格消費者団体が存在し、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を円滑かつ効果的に実施するために、消費者被害に係る情報が必要不可欠な場合において、個人情報等の取扱いに留意した上で当該情報を提供する場合（消費者裁判手続特例法第 81 条第 4 項参照）

などが該当する。

（注） 法令上の義務の例としては、訴訟手続において証人として証言する場合で、証言拒否事由（民事訴訟法第 196 条、第 197 条）の存在が認められない場合などが考えられる。

第 26 条（氏名等の明示）

（氏名等の明示）

第 26 条 適格消費者団体の差止請求関係業務に従事する者は、その差止請求関係業務を行うに当たり、相手方の請求があったときは、当該適格消費者団体の名称、自己の氏名及び適格消費者団体における役職又は地位その他内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

1 趣旨等

本法における差止請求権は、個々人にではなく、あくまで適格消費者団体という団体に付与されるものであり、差止請求関係業務に従事する者は、正当な法的権限を有することを示すべく、自らの適格消費者団体における位置付けを相手方に明らかにする必要がある。また、差止請求権の対象は、法第 4 条第 1 項から第 4 項までに規定する行為又は法第 8 条から第 10 条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示であり（ただし、一定の例外を除く。）、当該規定に該当しない行為等についてまで法的権限があるかのように装い、相手方を誤認させて交渉に当たるのは適切でない。

このため、適格消費者団体の差止請求関係業務に従事する者は、その差止請求関係業務を行うに当たり、相手方の請求があったときは、差止請求をする正当な法的権限を有する者であること（当該請求につき法的権限があることを含む。）を相手方に明らかにすることを義務付けることとしている。

当該相手方に明らかにすべき具体的事項としては、

- ① 当該適格消費者団体の名称
- ② 自己（従事者）の氏名及び適格消費者団体における役職名又は地位
- ③ その他内閣府令で定める事項（弁護士の資格その他の自己の有する資格、法第 23 条第 4 項第 2 号に規定する差止請求をする場合にあつては、請求の要旨及び紛争の要点）（規則第 20 条）

としている。

第 27 条（判決等に関する情報の提供）

（判決等に関する情報の提供）

第 27 条 適格消費者団体は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、消費者に対し、差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の内容その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

1 趣旨等

本法における差止請求権は、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護、具体的には、消費者被害の発生又は拡大の防止のために、法律で適格消費者団体に認められるものである。したがって、差止請求権の行使により判決等の結果が得られた場合には、その結果（成果）を広く消費者一般に還元すべく、判決等に関する情報提供をする必要があるし、また、その情報提供により、個別事件の解決促進にも資すると考えられるところである（具体的には、差止判決に係る事件と同様の被害を受けていると認識した個別消費者が差止判決を引用しつつ相手方に救済の申入れをし、相手方が自主的に救済措置を講じたり、当該個別消費者が差止判決を裁判で証拠として提出すること等が考えられる。）。

このための手法としては、様々なものが考えられるが、

- ① 適格消費者団体は、差止請求権の行使（裁判外の交渉、訴訟等）の結果に係る情報提供業務をも含めた差止請求関係業務の遂行体制及び業務規程が適切に整備されているものとして、適格消費者団体の認定を受けていること（法第 13 条第 3 項第 3 号）
- ② 適格消費者団体は、差止請求権の行使の当事者であり、判決等の結果はもちろん、判決等の理由やそれに至るまでの経過等を最も熟知している主体であること、したがって、分かりやすい情報提供など、消費者利益につながる形での情報提供が期待できること
- ③ もう一方の当事者である相手方に情報提供の責任を負わせることとしても、必ずしもその実効性が確保し得るとは限らないと考えられること

から、適格消費者団体が必要な情報を提供するように努めなければならないこととしている。

情報提供の対象としては、上記の趣旨に鑑み、判決（確定判決の有無及び勝訴・敗訴を問わない。）に限らず、裁判上の和解又は請求の放棄若しくは認諾、調停合意、仲裁判断等の確定判決と同一の効力を有するもののほか、裁判外の和解や仮処分命令申立てについての決定など、差止請求権の行使の結果は幅広く情報提供の対象とするのが望ましい。

また、提供事項については、消費者のプライバシーの侵害のおそれ等がある場合を除き、判決等の概要のほか、当該判決等の内容についても、個人情報等の取扱いに留意した上で、消費者が理解しやすい方法で提供するようにすることが望ましい。このほか、消費者の被害の防止及び救済に資するために必要な情報の提供を行う場合において、当該情報に他の者（例えば、被害回復のための活動をする弁護士など）の業務に関する情報が含まれているときは、当該他の者の業務が適格消費者団体の業務と誤認されることのないように留意することが望ましい（ガイドライン4(4)）。

第 28 条（財産上の利益の受領の禁止等）

（財産上の利益の受領の禁止等）

第 28 条 適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

- 一 差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。以下この項において同じ。）又は民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 73 条第 1 項の決定により訴訟費用（和解の費用、調停手続の費用及び仲裁手続の費用を含む。）を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。
 - 二 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）第 172 条第 1 項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。
 - 三 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。
 - 四 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき。
- 2 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。
- 3 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。
- 4 前 3 項に規定する差止請求に係る相手方からその差止請求権の行使に関して受け又は受けさせてはならない財産上の利益には、その相手方がその差止請求権の行使に関してした不法行為によって生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。
- 5 適格消費者団体は、第 1 項各号に規定する財産上の利益を受けたときは、これに相当する金額を積み立て、これを差止請求関係業務に要する費用に充てなければならない。
- 6 適格消費者団体は、その定款において、差止請求関係業務を廃止し、又は第 13 条第 1 項の認定の失効（差止請求関係業務の廃止によるものを除く。）若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、積立金（前項の規定により積み立てられた金額をいう。）に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体（第

35 条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあっては、当該適格消費者団体）があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは第 13 条第 3 項第 2 号に掲げる要件に適合する消費者団体であって内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させる旨を定めておかなければならない。

I 第 1 項から第 3 項まで

1 趣旨

本法は、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が差止請求をすることができることとしているが、適格消費者団体が、差止請求権の行使につき不当に財産上の利益を収受することは、企業恐喝等の違法行為の温床ともなりかねないものであるとともに、本来専ら不特定かつ多数の消費者の利益の擁護のために遂行されるべき差止請求関係業務の適正・公正性及び制度の信頼性を損なうおそれのある行為であり、厳に禁止すべきである。

このため、適格消費者団体は、下記①～④の場合を除き、その差止請求に係る相手方から、その差止請求の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならないこととしている（第 1 項）。

- ① 差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は民事訴訟法第 73 条第 1 項の決定により訴訟費用（和解の費用、調停手続の費用及び仲裁手続の費用を含む。）を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき（第 1 号）（注）。
- ② 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法第 172 条第 1 項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき（第 2 号）。
- ③ 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき（第 3 号）。
- ④ 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき（第 4 号）。

また、適格消費者団体自体ではなく、その役員、職員又は専門委員についても、差止請求権の行使に関し、財産上の利益を受けてはならないこととし（第 2 項）、第 1 項及び第 2 項の規制の潜脱を防ぐ観点から、財産上の利益を第三者に受けさせてはならないこととしている（第 3 項）。

（注） 保全手続の費用は「訴訟費用」の概念に含まれるものと考えられる。

2 条文の解釈

(1)「その差止請求権の行使に関し」

規定の趣旨に鑑み、当該適格消費者団体による差止請求権の行使の適正及び制度の信頼性に影響を及ぼし得る場合をいい、例えば、適格消費者団体が、差止請求権の行使に係る個別事案とは関係なく会費や寄附金を受領することや、不当な行為をしていた差止請求に係る相手方との間で、それによって得た利益を個々の消費者に返還したり、消費者に対する支援活動を行う者に抛出するよう合意することは該当しない（注）。

（注） 例えば、適格消費者団体が差止請求に係る相手方に対しある不当な勧誘行為を停止するよう求めたところ、差止請求に係る相手方との話合いが実現し、その結果、今後は不当な勧誘行為を行わないことを合意するほかに、これまでに消費者から得た代金相当額を返還すること等を合意に盛り込むことの可否については、不当な勧誘行為をしていた差止請求に係る相手方が、適格消費者団体の要求を受け入れ、不当な勧誘行為の差止めを応諾するとともに、それによって不当に得た利得を被害者である個別の消費者に返還する合意をするものであるから、当該合意は、差止請求権の行使の適正性及び制度の信頼性を損なうものではなく、差止請求権の行使又は不行使の対価として金銭の授受がされたものではない以上、「その差止請求権の行使に関し」てされた場合には該当せず、本条によって禁止されるものではないと考えられる。

(2)「第三者」（第3項）

第3項の趣旨は第1項及び第2項の規制の潜脱を防ぐものであり、適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、第1項各号の財産上の利益を適格消費者団体に受けさせることは正当であることから、第3項の「第三者」には当該適格消費者団体を含まない（この点は、法第49条第1項の「第三者」に当該適格消費者団体を含むこととしているのと異なる。）。

II 第4項

1 趣旨等

本条第1項から第3項までの規制に関し、適格消費者団体固有の損害賠償請求権（例えば、差止請求に係る訴訟において、相手方の不当応訴による不法行為に基づく損害賠償請求権など）の行使により財産上の利益を受けることは正当なものと位置付けられることから、本条第1項から第3項までの規制にかかわらず、そのような損害の賠償として受け又は受けさせ

る財産上の利益は、当該規制の対象になる財産上の利益には含まれないことを確認的に規定することとしている。

Ⅲ 第 5 項・第 6 項

1 趣旨等

適格消費者団体に差止請求権を付与したのは、不特定かつ多数の消費者利益の擁護を図るためであることから、その実質に則して、以下の規定を設けている。

- (1) 支払を受けた訴訟費用等、間接強制金、違約金の使途については、本法上、適格消費者団体の本来の業務として位置付けられる差止請求関係業務に要する費用に充てなければならないとする旨の使途制限規定を設けることとしている。

具体的には、支払を受けた間接強制金等は、差止請求関係業務用の積立金として管理し、差止請求関係業務に要する費用に充てなければならないものとしている（第 5 項）。

- (2) 適格消費者団体の認定の取消し等により差止請求関係業務を終了した場合において既に支払を受けて積み立てられた間接強制金等に残余がある場合については、①差止請求関係業務の引継ぎを伴う場合には、当該業務を引き継ぐ適格消費者団体を帰属先とし、②差止請求関係業務の引継ぎを伴わない場合には、他の適格消費者団体を帰属先とし、③それが存在しないときは、内閣総理大臣の指定する消費者団体又は国を帰属先とする旨を定款に定めておくものとしている（第 6 項）

（注）。

- (3) 以上に係る財産上の利益の受領について、適格消費者団体は、法第 30 条に規定する帳簿書類として記録しなければならない（規則第 21 条第 1 項第 9 号）とともに、法第 31 条第 1 項に規定する財務諸表等にもその収入及び支出の状況が明瞭に記載されていなければならない（ガイドライン 5 (2)）。

（注） なお、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項は、残余財産の帰属すべき者として、特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人を定めており、一般社団法人又は一般財団法人は定められていない。そこで、本項における積立金に残余がある場合に、一般社団法人又は一般財団法人である適格消費者団体に帰属させる旨定めることができるか問題となるが、本項が、積立金を他の適格消費者団体等に帰属させることの趣旨（差止請求関係業務によって得た財産上の利益は、他の適格消費者団体に帰属させることにより差止請求関係業務を継続させて消費者全体の利益擁護を図る。）を踏まえる

と、積立金の承継は法人の残余財産が形成される前の財産処分行為（債務の弁済に類するもの）と考えられる。そのため、積立金の承継に関する規定と残余財産の承継に関する規定とを区別した上、前者は法第 28 条第 6 項の規律に適合させ、後者は特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項の規律に適合させることで必要十分である。

第 29 条（業務の範囲及び区分経理）

（業務の範囲及び区分経理）

第 29 条 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務に支障がない限り、定款の定めるところにより、差止請求関係業務以外の業務を行うことができる。

2 適格消費者団体は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一 差止請求関係業務

二 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（前号に掲げる業務を除く。）

三 前 2 号に掲げる業務以外の業務

I 第 1 項

1 趣旨

適格消費者団体が、差止請求関係業務以外の業務を積極的に展開する場合には、

① 当該業務の繁忙期に、差止請求関係業務に専従すべき職員が、当該業務の要員として充てられる、

② 当該業務の積極的な展開により同業者との競合が生じ、それを原因として不当な訴えが提起されるおそれが生ずる

などの弊害が想定されるほか、当該業務の内容が法令に違反する等の場合には、社会一般から差止請求権行使の適正・公正性についてまで疑念を生じさせる可能性がある。

適格消費者団体は、差止請求関係業務を本来業務とするものであるが、差止請求権の行使は、間接強制金、違約金、訴訟費用等を除き金銭の授受を本来伴わないものである。また、適格消費者団体は、会費、寄附金のみならず、差止請求関係業務以外の業務（例えば、シンポジウムの開催や消費者問題関連の出版事業等）によっても、その活動資金を確保する必要性が想定されるところである。さらに、活動資金の確保に寄与しない事業（例えば、環境保全活動等の公益的な事業）であっても、差止請求関係業務に弊害のない場合には、これを禁止することまでは必要ないと考えられる。

以上を踏まえ、「差止請求関係業務に支障がない限り」において、差止請求関係業務以外の業務を行うことができることとしている。

また、差止請求関係業務以外の業務を行うに際しては、内閣総理大臣の監督はもとより、国民監視のもとで適切な自己規律が働くよう、定款の定めるところにより、行うことができることとしている。

なお、特定適格消費者団体である適格消費者団体も、同様に、その行う

差止請求関係業務及び被害回復関係業務（消費者裁判手続特例法第 71 条第 2 項）に支障がない限り、定款の定めるところにより、差止請求関係業務及び被害回復関係業務以外の業務を行うことができることとしている（消費者裁判手続特例法第 94 条及び本項）。

2 条文の解釈

「差止請求関係業務に支障がない限り」

「差止請求関係業務に支障が」生じている場合とは、適格消費者団体が差止請求関係業務以外の業務に人員や経費の配分を集中していたり、社会的に妥当でない業務を行っていることにより、適正な差止請求関係業務の遂行を現に行うことができなくなっている状況にある場合をいい、適格消費者団体の実際の活動状況に照らし現に差止請求関係業務に支障が生じているか否かが具体的に判断されることとなる。特定適格消費者団体である適格消費者団体についても、差止請求関係業務及び被害回復関係業務に支障が生じているか否かについて、同様に判断する。なお、ここでいう「社会的に妥当でない業務」としては、①当該業務の内容が法令に抵触すること、②適格消費者団体の経理的基礎に悪影響を及ぼす投機的なものであること、③暴力団等反社会的勢力が一定の関与をするものであること等の適格消費者団体としての社会的信頼性を損なうものである活動が該当する（以上については、法第 13 条第 3 項第 7 号の解説を参照）。

II 第 2 項

1 趣旨等

適格消費者団体は、その行う業務に係る経理の明確な整理を行う必要があるとともに、特に、法第 28 条第 1 項各号に掲げる訴訟費用等、間接強制金、違約金等については、適格消費者団体がその支払を受けた場合には、差止請求関係業務に要する費用に充てなければならないとする旨の使途制限規定（法第 28 条第 5 項）が設けられていることから、収支等の適正な区分をすることが必要である。そこで、

① 差止請求関係業務

② 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務（差止請求関係業務を除く。）

③ ①・②の業務以外の業務

の経理を区分して整理しなければならないこととしている。もっとも、適格消費者団体が区分経理を適切に行い、経理の明確な整理が図られている限り、②又は③の業務を行うことによって得られた収益を差止請求関係業

務に充てることは否定されない。

第3款 監督（第30条～第35条）

第30条（帳簿書類の作成及び保存）

（帳簿書類の作成及び保存）

第30条 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

1 趣旨

本条は、適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するとともに、内閣総理大臣による適切な監督（的確かつ効率的な報告徴収・立入検査等の事後チェック）を担保するため、適格消費者団体に、帳簿書類の作成・保存を義務付けるものである。また、本条の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者は、50万円以下の罰金に処せられる（法第51条第3号）。

2 条文の解釈

「内閣府令で定めるところにより、その業務及び経理に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。」

帳簿書類としては、「業務日誌的な書類」（業務に関する帳簿書類）と「会計簿」（経理に関する帳簿書類）が必要であり、具体的には次の（1）に掲げるものとする（規則第21条第1項各号）。適格消費者団体が特定認定（消費者裁判手続法第65条第1項）を受けて被害回復関係業務を行う場合には、次の（2）に掲げるものも作成し保存する必要があるが、（1）に掲げる帳簿書類と同一のものを重複して作成し保存する必要はない（規則第21条第2項ただし書）。適格消費者団体は、これらの帳簿書類を、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間当該帳簿書類を保存しなければならない（同条第3項）。

（1）規則第21条第1項各号に掲げる帳簿書類

① 差止請求権の行使に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの（規則第21条第1項第1号）

適格消費者団体が差止請求権を行使した事案ごとに作成され、おおむね以下の事項が時系列的に記載されていなければならない（ガイドライン5(1)イ）。

- i 交渉の相手方の氏名又は名称
- ii 事案の概要及び主な争点
- iii 交渉日時（法第 41 条第 1 項に規定する書面を送付した場合の送付日を含む。）、場所及び手法（電話、訪問、電子メール及び書面送付等の別）
- iv 交渉担当者（同席者等を含む。）
- v 交渉内容及び相手方の対応

② 差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となった場合、その概要及び結果を記録したもの（規則第 21 条第 1 項第 2 号）

「当事者となった場合」とは、適格消費者団体が法的手続を起こした場合と起こされた場合の双方を含む。この帳簿書類は、適格消費者団体が法的手続の当事者となった場合ごとに作成され、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。

なお、規則第 21 条第 1 項第 1 号（上記①関係）の相手方との交渉を経て、同項第 2 号の訴えの提起等に至った場合には、その旨を下記 vi（訴え提起等後の経緯及び結果）の冒頭に付記するものとする（ガイドライン 5 (1)ウ）。

- i 訴え提起等の相手方の氏名又は名称
- ii 事案の概要及び主な争点
- iii 法的手続の種類
- iv 訴え提起等の日
- v 係属裁判所（部）
- vi 訴え提起等後の経緯及び結果

③ 消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの（規則第 21 条第 1 項第 3 号）

④ 差止請求情報収集提供業務の概要を記録したもの（規則第 21 条第 1 項第 4 号）

規則第 21 条第 1 項第 3 号（消費者被害情報収集業務のうち、法第 12 条の 3 及び第 12 条の 4 に基づく事業者等に対する要請に係る業務を除く。）及び第 4 号（差止請求情報収集提供業務のうち、情報提供に係る業務）に規定する帳簿書類は、当該業務の概要に関し、おおむね以下の事項が記載されていなければならない（ガイドライン 5 (1)エ）。

- i 当該業務をした日時、場所及び方法
- ii 当該業務をした結果

規則第 21 条第 1 項第 3 号（消費者被害情報収集業務のうち、法第 12 条の 3 及び第 12 条の 4 に基づく事業者等に対する要請に係る業務）に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が事業者等に対する要請を行った事案ご

とに作成され、当該業務の概要に関し、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。

- i 要請の相手方の氏名又は名称
- ii 要請を行った日時及び方法
- iii 要請の理由及び要請内容の概要
- iv 要請後の経緯及び結果

規則第 21 条第 1 項第 4 号（差止請求情報収集提供業務のうち、情報収集に係る業務）に規定する帳簿書類は、適格消費者団体が差止請求に係る講じた措置の開示要請（法第 12 条の 5）を行った事案ごとに作成され、おおむね以下の事項が記載されていなければならない。なお、第 1 号（上記①関係）の相手方との交渉又は第 2 号（上記②関係）の訴え提起等を経た結果、相手方が差止請求に係る措置をとる義務を負い、講じた措置の開示要請に至った場合には、その旨 iv の冒頭に付記するものとする。

- i 開示要請の相手方の氏名又は名称
- ii 相手方が負う義務の内容
- iii 開示要請を行った日時及び方法
- iv 開示要請の内容の概要
- v 開示要請後の経緯及び結果

⑤ ①～④の帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり（規則第 21 条第 1 項第 5 号）

「関係資料」とは、例えば、第 1 号に規定する帳簿書類（上記①関係）との関係では、差止請求に係る相手方との交渉の際の手控えのうち交渉の経過が分かる主要なもの、第 2 号に規定する帳簿書類（上記②関係）との関係では、適格消費者団体が訴訟の当事者となった場合の訴状、準備書面その他の関係する法的手続の記録一式、第 3 号及び第 4 号に規定する帳簿書類（上記③・④関係）との関係では、業務の概要が分かる主要な手控え等が該当する（ガイドライン 5 (1) オ）。

⑥ 理事会の議事録並びに法第 13 条第 3 項第 5 号の検討を行う部門における検討の経過及び結果等を記録したもの（規則第 21 条第 1 項第 6 号）

⑦ 会計簿（規則第 21 条第 1 項第 7 号）

適格消費者団体の資産及び負債並びに収入及び支出に関する取引を記載したものをいい、例えば、仕訳帳、総勘定元帳、残高試算表、精算表等の書類が該当する。また、領収書などの証憑書類については、できる限り分類して保存しておくことが望ましい（ガイドライン 5 (1) カ）。

⑧ 会費、寄附金その他これらに類するもの（会費等）について、次に掲げる事項を記録したもの（規則第 21 条第 1 項第 8 号）

- i 会費等（iiに規定する寄附金を除く。）の納入、寄附その他これらに類するもの（納入等）をした者の氏名、住所及び職業（納入等をした者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び当該団体の業務の種類）並びに当該会費等の金額及び納入等の年月日
- ii 寄附金であってその寄附をした者の氏名を知ることができないもの（その寄附金を受け入れた時点における事業年度中の寄附をした者の氏名を知ることができない寄附金の総額が前事業年度の収入の総額の十分の一を超えない場合におけるものに限る。）を受け入れた年月日、当該年月日において受け入れた寄附金の募集の方法及びその金額
- iii 会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定（会費等関係規定）

「会費、寄附金その他これらに類するもの」（会費等）とは、法人の社員として社員総会における表決権を有する者のほか、定款等に基づき当該団体の会員とされる者の地位に基づき納入等されるもの（会費）及び納入等をする者の任意に基づき直接の反対給付がなく納入等されるもの（寄附金）その他これらに類するものをいい、「正会費」、「賛助会費」、「支援金」、「カンパ」、「賛同金」など名称のいかんを問わない。本号に規定する帳簿書類は、会費等について、規則第 21 条第 1 項第 7 号に規定する会計簿とは別途、本号に規定する内容の明細を記録したものをいう。

なお、上記 ii の「寄附金であってその寄附をした者の氏名を知ることができないもの」とは、例えば、シンポジウムの会場において募金箱を設置する、寄附者が明らかにならないクラウド・ファンディングを利用する等の寄附金を募集する方法の性質上、寄附をした者を適格消費者団体が知ることができない寄附金をいう。このような寄附金は、寄附金を受け入れた時点における事業年度中の総額が前事業年度の収入の総額の十分の一を超えない限度において受け入れた年月日、当該年月日において受け入れた寄附金を集めた方法及びその金額を記録すれば足り、十分の一を超える可能性がある場合には、寄附をした者を知ることができない方法により寄附を募集してはならない（ガイドライン 5 (1) キ）。

⑨ 法第 28 条第 1 項各号に規定する財産上の利益の受領について記録したもの（規則第 21 条第 1 項第 9 号）

規則第 21 条第 1 項第 9 号に規定する帳簿書類は、法第 28 条第 1 項各号に規定する財産上の利益の受領について、規則第 21 条第 1 項第 7 号に規定する会計簿とは別途、作成されたものをいう（ガイドライン 5 (1) ク）。

（２）規則第 21 条第 2 項各号に掲げる帳簿書類

① 被害回復関係業務に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの

前記（１）①の「差止請求権の行使に関し、相手方との交渉の経過を記録したもの」に準じて作成される必要がある。

② 被害回復裁判手続の概要及び結果を記録したもの

被害回復裁判手続の事案ごとに、時系列に従って以下の事項を記載するものとされている。

- i 仮差押命令の申立てをした場合は、係属裁判所、事件番号、申立日、債務者の氏名又は名称、当該申立てに係る保全すべき権利（対象債権及び対象消費者の範囲並びに特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額）及び仮に差し押さえるべき物
なお、仮差押命令の申立書の写しに事件番号を付記したもので代えることができるものとする。
- ii 仮差押命令の申立てに係る決定があった場合は、決定をした裁判所、事件番号、事件の表示（事件名）、決定日及び決定の主文
なお、仮差押命令の申立てに係る決定書の写しを添付することで代えることができるものとする。
また、独立行政法人国民生活センターが仮差押命令の担保を立てたときは、その旨、担保の額及び担保を立てた方法も記載するものとする。
- iii ii 以外の理由で仮差押命令の申立てに係る手続が終了した場合は、その旨及び理由並びに終了した日時
- iv 共通義務確認の訴えを提起した場合は、係属裁判所、事件番号、訴え提起日、被告の氏名又は名称、請求の趣旨（対象債権及び対象消費者の範囲を含む。）及び請求の原因の概要
なお、共通義務確認訴訟の訴状の写しに事件番号を付記したもので代えることができる。
- v 共通義務確認訴訟における当事者の主張の概要
なお、共通義務確認訴訟における準備書面（答弁書を含む。）で代えることができるものとする。
- vi 共通義務確認訴訟において第一審判決があった場合には、判決をした裁判所、事件番号、判決日、被告の氏名又は名称、主文、対象債権及び対象消費者の範囲並びに理由の概要
なお、判決書の写しで代えることができるものとする。
- vii 共通義務確認訴訟において上訴があった場合には、iv から vi までに準じて作成された書類
- viii 共通義務確認訴訟の係属中に中間合意をした場合には、その旨

ix 判決以外の理由により共通義務確認訴訟が終了した場合は、その旨及び理由並びに終了した日時

x 簡易確定手続開始決定があった場合は、決定をした裁判所、事件番号、決定日、主文、対象債権及び対象消費者の範囲（共通義務確認訴訟において消費者裁判手続特例法第2条第4号に規定する義務が認められたとき）又は和解金債権に係る同法第11条第2項第1号及び第3号に掲げる事項（共通義務確認訴訟において和解金債権が存する旨を認める和解をしたとき）、債権届出をすべき期間並びに認否をすべき期間

なお、簡易確定手続開始決定書の写しで代えることができるものとする。

xi 対象消費者等ごとに、その氏名、住所、請求の趣旨（債権届出をした金額）及び届出債権の帰すうが表示された一覧表

なお、届出債権の帰すうは、特定適格消費者団体が知り得る範囲で、相手方による認否の結果、認否を争う旨の申出をしたか否か、認否を争う旨の申出をした場合は簡易確定決定の結果、簡易確定決定があった場合は異議の申出があったか否か、異議の申出があった場合は特定適格消費者団体が訴訟授權契約を締結したか否か、特定適格消費者団体が訴訟授權契約を締結した場合は異議後の訴訟の結果、裁判上又は裁判外の和解が成立した場合はその結果、上記以外に手続が終了した場合はその理由を記載するものとする。

xii 共通義務確認訴訟の係属中にされた中間合意や共通義務確認訴訟における和解に基づいて、裁判手続外で当該合意又は和解の内容の実現が図られた場合には、特定適格消費者団体が知り得る範囲で、当該合意又は和解により被害回復を受けた消費者の人数、氏名、住所、被害回復の内容（金銭支払請求の場合の金額等）

xiii 被害回復裁判手続に係る相手方との間で消費者裁判手続特例法第98条第2項第2号に規定する合意をした場合には、その旨

③ 被害回復裁判手続に関する業務の遂行に必要な消費者被害に関する情報の収集に係る業務の概要を記録したもの

消費者契約法施行規則第21条第1項第3号に規定する「消費者被害情報収集業務の概要を記録したもの」（消費者被害情報収集業務のうち、法第12条の3及び第12条の4に基づく事業者に対する要請に係る業務に関するものを除く。）に準じて作成される必要がある。

④ 被害回復裁判手続に関する業務に付随する対象消費者等に対する情報の提供に係る業務の概要を記録したもの

消費者契約法施行規則第 21 条第 1 項第 4 号に規定する「差止請求情報収集提供業務の概要を記録したもの」（差止請求情報収集提供業務のうち、情報提供に係る業務に関するもの）に準じて作成される必要がある。

⑤ ①から④までの帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづり

例えば、相手方との交渉の際の手控えのうち交渉の経過が分かる主要なもの、法的手続の記録一式、業務の概要が分かる主要な手控え等が該当する。

⑥ 検討部門における検討の経過及び結果等を記録したもの

⑦ 消費者裁判手続特例法第 35 条（同法第 57 条第 8 項において準用する場合を含む。）により交付した書面の写し（電磁的記録を提供した場合は、その電磁的記録に記録された事項を記載した書面）

⑧ 簡易確定手続授權契約及び訴訟授權契約に関する契約書のつづり

⑨ 消費者裁判手続特例法施行規則第 8 条第 1 号ホに掲げる行為をすることについて、法第 34 条第 1 項及び第 57 条第 1 項の授權をした者の意思の表明があったことを証する書面（当該意思を確認するための措置を電磁的方法によって実施した場合にあっては、当該電磁的方法により記録された当該意思の表明があったことを証する情報を記載した書面）のつづり

⑩ 消費者裁判手続特例法第 82 条第 2 項に規定する契約に関する契約書その他の報酬の額又は算定方法及び支払方法を証する資料（当該資料が電磁的記録をもって作成されている場合は、その電磁的記録に記録された事項を記載した書面）のつづり

⑪ 被害回復裁判手続に係る金銭その他財産の管理について記録したもの

事案ごとの預り金及び預り金以外の金員に関する預金口座の入出金記録及び現金の出納記録が、これに該当する。

⑫ 被害回復関係業務の一部を委託した場合にあっては、事案ごとに、
①委託を受けた者の氏名又は名称、②その者を選定した理由、③委託した業務の内容及び④委託に要した費用を支払った場合にあってはその額

なお、消費者団体訴訟等支援法人に委託する場合は、上記②について記載する必要はない。

また、消費者団体訴訟等支援法人以外の第三者に裁量の余地の乏しい業務及び被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務について委託した場合には、記載する必要はない。

第 31 条（財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等）

（財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等）

第 31 条 適格消費者団体は、毎事業年度終了後 3 月以内に、その事業年度の財産目録等及び事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第 5 号及び第 53 条第 6 号において「財務諸表等」という。）を作成しなければならない。

2 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。

一 定款

二 業務規程

三 役職員等名簿（役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。）

四 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。）を記載した書類

五 財務諸表等

六 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

七 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

3 何人も、適格消費者団体の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2 号又は第 4 号に掲げる請求をするには、当該適格消費者団体の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項各号に掲げる書類が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項各号に掲げる書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

4 適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

5 適格消費者団体は、毎事業年度終了後 3 月以内に、第 2 項第 3 号から第 6 号までに掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

い。

I 第 1 項

1 趣旨等

適格消費者団体の業務の適正な運営を確保する観点から、適格消費者団体は、その財産状況及び活動状況に関する書類として、財産目録、貸借対照表、活動計算書又は損益計算書（法第 14 条第 2 項第 8 号）及び事業報告書（財務諸表等）を作成しなければならないこととしている。

適格消費者団体は、法人の区分に応じて作成される活動計算書又は損益計算書を、法第 29 条第 2 項に規定するところに従い、区分して作成しなければならない。また、法第 28 条第 1 項各号に掲げる財産上の利益については、その収入及び支出の状況が明瞭に記載されていなければならない。加えて、事業報告書には、翌事業年度の収支（会費、寄附金、差止請求関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入及び役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出）の見込みとその算出根拠を具体的に記載しなければならないものとしている（ガイドライン 5 (2)）。

特定適格消費者団体は、事業報告書に、以上の事項のほか以下の事項を記載する必要がある（特定適格消費者団体の認定、監督に関するガイドライン 5 (2)イ）。

- ① 特定適格消費者団体が第三者に被害回復関係業務の一部を委託した場合（消費者団体訴訟等支援法人以外の第三者に郵便の送付など裁量の余地が乏しい業務及び被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務を委託した場合を除く。）は、事案ごとに以下の事項（規則第 21 条第 2 項第 11 号に規定する事項）

ア 委託を受けた者の氏名又は名称及びその者を選定した理由

イ 委託した業務の内容

ウ 委託に要した費用を支払った場合にあっては、その額

なお、消費者団体訴訟等支援法人に委託した場合は、上記アの選定した理由について記載する必要はない。

- ② 被害回復裁判手続及びこれに付随する金銭の分配等に関する業務が終了した日（行方不明等のやむを得ない事由により金銭の分配等することができない者がいる場合には、その者以外に対する金銭の分配等に関する業務が終了した日）を含む事業年度の事業報告書については、当該終了した事案に関する以下の事項

ア 規則第 21 条第 2 項第 2 号の書類（被害回復裁判手続の概要及び結果を記録したもの）に記載された事項（ただし、消費者の氏名及び

住所を匿名化したもの)

- イ 授権をした対象消費者等又は消費者裁判手続特例法第82条第2項に規定する契約を締結した消費者から支払われた報酬及び費用の総額並びに当該事案に要した費用の総額
- ウ 簡易確定手続を利用した場合の報酬及び費用に関する以下の事項
 - i 手続参加のための費用に関する以下の事項
 - ① 授権をした対象消費者等から支払われた手続参加のための費用の総額
 - ② 消費者裁判手続特例法第26条第1項の規定による公告等において記載した債権届出までに要する費用の見込み及びその内訳
 - ③ 債権届出までに要した費用の総額及びその内訳
 - ii 債権届出より後の報酬及び費用に関する以下の事項
 - ① 授権をした対象消費者等から支払われた債権届出より後の報酬及び費用の総額
 - ② 債権届出より後に要した費用の総額及びその内訳
- エ 簡易確定手続を利用しない場合の報酬及び費用に関する以下の事項
 - i 手続参加のための費用に関する以下の事項
 - ① 消費者裁判手続特例法第82条第2項に規定する契約を締結した消費者から支払われた手続参加のための費用の総額
 - ② 情報提供等において記載した参加受付までに要する費用の見込み及びその内訳
 - ③ 参加受付までに要した費用の総額及びその内訳
 - ii 参加受付より後の報酬・費用に関する以下の事項
 - ① 消費者裁判手続特例法第82条第2項に規定する契約を締結した消費者から支払われた参加受付より後の報酬及び費用の総額
 - ② 参加受付より後に要した費用の総額及びその内訳
- オ 消費者のために被害回復関係業務の相手方(事業者等)から支払を受け若しくは回収した総額又は提供を受けた財産的利益の内容
- カ 金銭の分配等として消費者に引き渡した総額又は提供した財産的利益の内容

財務諸表等は、適格消費者団体の事務所に備え置かなければならないとともに(本条第2項第5号)、閲覧又は謄写等の対象となり(本条第3項及び第4項)、毎事業年度終了後3月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない(本条第5項)。また、これらの規定に違反した場合は、30万円以下の過料に処せられる(法第53条第6号、第7号、第8号、第9号)。

Ⅱ 第2項から第5項まで

1 趣旨

適格消費者団体の業務の適正な運営の確保を図る観点から、適格消費者団体の財産状況及び活動状況に関する書類として、財務諸表等を作成しなければならないこととしている（本条第1項）。これに加え、適格消費者団体に関する情報を広く国民一般に開示し、適格消費者団体にふさわしい規律（本制度の基本原則・理念的な規定から、具体的な責務規定・行為規範に適合すること）を前提にした自律機能の適切な発揮を促すとともに、適格消費者団体が、不特定多数者から寄附や労務（ボランティア）の提供を受けることも想定され、その活動を広く国民一般に対し説明する必要がある。また、このような情報開示を通じて、適格消費者団体に消費者一般が信頼を寄せ、積極的に被害情報を適格消費者団体に提供する、あるいは、事業者も適格消費者団体を交渉の相手方として受け入れ、真摯な態度で交渉を行うというように、差止請求関係業務が実効的・円滑に遂行されていくようになると考えられる。以上を踏まえ、個人情報又はプライバシーの保護に配慮しつつも、徹底した情報開示措置を適格消費者団体に義務付けることとし、一定の書類の備置き、閲覧等及び提出等について規定する。

2 条文の解釈

（１）備置き等の対象となる書類

次に掲げる書類を事務所に備え置かなければならないとともに（第2項）、閲覧等の対象とすることとしている（第3項）。なお、適格消費者団体がいかなる団体なのか、国民一般が適切に監視しうるためには、これらの書類について、複数年分を閲覧可能とすることが適当と考えられるため、内閣府令で定めるところにより、5年間事務所に備え置かなければならないこととしている（規則第23条）。

① 定款（第2項第1号）

② 業務規程（第2項第2号）

③ 役職員等名簿（役員、職員及び専門委員の氏名、役職及び職業その他内閣府令で定める事項を記載した名簿をいう。）（第2項第3号）

内閣府令で定める事項としては、前事業年度における報酬の有無及び役職員等が差止請求の相手方又は被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置が講じられた場合における当該措置の内容としている（規則第24条）。

④ 適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別（社員が法人その他の団体である場合にあっては、その構成員の数を含む。）を記載した書類（第2項第4号）

⑤ 財務諸表等（第2項第5号）

⑥ 収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他

の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類(第2項第6号)
ア 内閣府令で定める事項としては、以下のとおりである。

(ア) 全ての収入について、その総額及び会費等、事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次の i ～ iv に掲げる事項(規則第25条第1項第1号)

i 規則第21条第1項第8号イに規定する会費等については、その種類及び当該種類ごとの総額、会費等関係規定、納入等をした者の総数及び個人又は法人その他の団体の別、納入等をした者(その納入等をした会費等の金額の事業年度中の合計額が5万円を超える者に限る。)の氏名又は名称及び当該会費等の金額並びに納入等の年月日

ii 規則第21条第1項第8号ロに規定する寄附金については、総額、会費等関係規定、寄附金を受け入れた年月日、当該年月日において受け入れた寄附金の募集の方法及びその金額

iii 事業収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額並びに当該種類ごとの収入の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

iv 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額

(イ) 全ての支出について、その総額及び支出の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項(規則第25条第1項第2号)

イ 適格消費者団体が特定認定を受けて被害回復関係業務を行う場合における内閣府令で定める事項は、前記アにかかわらず、次のとおりである。

(ア) 全ての収入について、その総額及び会費等、被害回復関係業務による事業収入、被害回復関係業務以外の業務による事業収入、借入金、その他の収入別の金額並びに次の i ～ iii に掲げる事項(規則第25条第2項第1号)

i 前記ア(ア) i、ii 及び iv に掲げる事項

ii 被害回復関係業務による事業収入については、その種類及び当該種類ごとの金額

ここで、「その種類」は、事案ごとに、消費者からの収入、被害回復関係業務の相手方(事業者等)からの収入、被害回復関係業務によるその他の収入に区分し、消費者からの収入については、簡易確定手続を利用した場合の手続参加のための費用、債権届出より後の報酬、債権届出より後の費用、簡易確定手続を利用しない場合の手続参加のための費用、参加受付より後の

報酬、参加受付より後の費用に細分するものとする。

- iii 被害回復関係業務以外の業務による事業収入については、その事業の種類及び当該種類ごとの金額並びに当該種類ごとの収入の生ずる取引について、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引の相手方、取引金額その他その内容に関する事項

(イ) 全ての支出について、その総額及び被害回復関係業務に関する支出、その他の業務による支出別の金額並びに次の i 及び ii に掲げる事項（規則第25条第2項第2号）

- i 被害回復関係業務に関する支出については、その種類及び当該種類ごとの金額並びに対象消費者等に対する支出を除く支出について、支出金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの支出の相手方、支出金額その他その内容に関する事項

被害回復関係業務に関する支出に関し、「その種類」は、事案ごとに、消費者に対する支出とその他の被害回復関係業務に関する支出に区分し、消費者に対する支出は、さらに消費者に対する回収金の分配と消費者に対するその他の支出に細分するものとする。

- ii その他の業務による支出については、支出金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの支出の相手方、支出金額その他その内容に関する事項

⑦ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類（第2項第7号）

（2）閲覧等の請求

第2項各号に掲げる書類等に係る閲覧や謄写の請求等については、他法令においては、一般に、一定範囲の利害関係者等に、請求権者を限定しているが、本法においては、差止請求権の適正な行使につき消費者、事業者一般を利害関係者と捉えることができ、また、請求権者に限定をしないことで国民一般による監視を徹底することにより、適格消費者団体の信頼性を向上させる観点から、「何人も」閲覧等を請求できることとしている（第3項）。

これに関し、閲覧等の請求に応じなければならない適格消費者団体の事務処理上の負担の増大も懸念されることから、この点については、以下のとおり所要の対応措置を講ずることとしている。

- ① 閲覧等の対象となるべき書類が電磁的記録（例えば、パソコンのワードファイル等）をもって作成されているときは、当該電磁的記録に

記録された事項を内閣府令で定める方法（当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法。規則第 26 条）により表示したものの閲覧又は謄写をすること（第 3 項第 3 号）や、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって内閣府令で定めるもの（適格消費者団体の使用に係る電子計算機と閲覧等の請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（例えば、電子メールによる送信）等。規則第 27 条第 1 項）により提供すること（第 3 項第 4 号）等により、相当の軽減が図られるものと考えられる。

- ② 「正当な理由」のない請求（例えば、同一の請求を合理的な理由もなく繰り返すなど、当該請求が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該適格消費者団体に損害を加える目的でされる場合や、請求が集中することにより当該適格消費者団体の業務活動に支障が生ずるなどの場合）については、これを拒むことができるものとするのが適当と考えられるため、本条においても、適格消費者団体は、閲覧等の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができないこととしている（第 4 項）。なお、過料の規定においても、「正当な理由」なく請求を拒んだときのみを過料の対象となる旨明記することとしている（法第 53 条第 8 号）。

（３）内閣総理大臣への書類の提出

備置き等の対象となる書類については、毎事業年度終了後 3 月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、定款（第 2 項第 1 号）、業務規程（同項第 2 号）並びに差止請求関係業務以外の業務の種類及び概要を記載した書類（同項第 7 号）については、内容に変更があったときに提出を求めることとしているため（法第 18 条）、毎事業年度の提出を要しないこととしている（第 5 項）。

内閣総理大臣は、提出されたこれらの書類等を監督の用に供するほか、必要な情報については、内閣総理大臣又は独立行政法人国民生活センターを通じて、国民にも一覧性のある形で情報提供することとしている（法第 39 条第 2 項及び第 3 項、規則 29 条 2 号イ）。

第 32 条（報告及び立入検査）

（報告及び立入検査）

第 32 条 内閣総理大臣は、この法律の実施に必要な限度において、適格消費者団体に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、適格消費者団体の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

1 趣旨

本条は、内閣総理大臣による適格消費者団体の認定制度を的確に運営し、差止請求関係業務が適正に行われることを維持・確保する観点から、本法の実施に必要な限度において、報告・検査についての権限を内閣総理大臣に認めるものである。特定適格消費者団体である適格消費者団体に対しては、この法律又は消費者裁判手続特例法の実施に必要な限度において、報告・検査の権限が認められる（消費者裁判手続特例法第 94 条及び本条第 1 項）。

なお、本条の内閣総理大臣の権限については、法第 48 条の 2 において消費者庁長官に委任されている。

2 報告・検査の具体的内容について

本条に基づく内閣総理大臣による報告・検査としては、①定例的な報告・検査と、②適格消費者団体の運営に具体的な問題があると認められる場合の臨時的な報告・検査とが考えられる。

① 定例的な報告・検査については、全ての適格消費者団体を対象に定例的に行うものであり、事前に対象となる適格消費者団体に通知のうえ、実施することとなる。

具体的には、適格消費者団体の事務所に赴いて、その業務全般（差止請求関係業務以外の業務を含む。）について報告徴収及び検査を行うものであり、帳簿書類（法第 30 条）や関係書類の調査、役職員に対する質問調査等を行うことになる。また、必要に応じ、差止請求の相手方事業者や寄附金抛出者等の協力を得てその事情聴取を行うなどの反面調査も行うことが考えられる（注）。

（注） なお、現状では、適格消費者団体の活動の適正化を図る観点から、毎事業

年度に作成される財務諸表等の提出を受け、適格消費者団体の活動状況等について定例的に調査を行うこととしている。定例的な調査は、任意で行うことを原則としつつ、適格消費者団体が応じない場合において、本条の報告の聴取又は立入検査の実施を検討することとしている。

- ② 臨時的な報告・検査については、問題となっている事項について重点的に濃密な書類調査及び質問調査等を行い、徹底した反面調査をも実施することが考えられる。

3 報告・検査の結果問題があった場合について

報告・検査の結果、問題点があった場合には、当該問題点（例えば、帳簿への記載漏れ等）を指摘し、自主的に改善措置を講ずることを求めるとともに、法令違反行為又は法令違反につながるおそれがあると認められる事項が判明した場合には、自主的改善措置の有無も考慮しつつ、行政処分（適合命令・改善命令（法第 33 条）及び認定の取消し（法第 34 条））の要否について検討し、所要の措置をとることになる。

なお、適格消費者団体には、報告・検査に対する受忍義務を課すことし、違反した場合の罰則規定（法第 51 条第 4 号）を設けることとしている。

第 33 条（適合命令及び改善命令）

（適合命令及び改善命令）

第 33 条 内閣総理大臣は、適格消費者団体が、第 13 条第 3 項第 2 号から第 7 号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該適格消費者団体に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、適格消費者団体が第 13 条第 5 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当するに至つたと認めるとき、適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が差止請求関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

1 趣旨

本法は、差止請求権という強い効力を有する実体権を適格消費者団体に対して付与するものであるから、適格消費者団体の認定の要件は相応に厳格でなければならず、認定後においても当該要件を満たし続けることが求められるとともに、当該適格消費者団体が遵守すべき一定の責務規定・行為規範を法定し、これが遵守されないような場合には是正のための所要の監督措置が講じられる必要がある。

これを踏まえ、本条では、適格消費者団体に適格要件の維持や業務適正化のための是正措置をとる機会を付与するため、内閣総理大臣が適合命令又は改善命令をすることができる旨の規定を設けている（注）。

（注） 適格消費者団体に対する不利益処分等の選択及び適用に当たっては、不利益処分等の原因となる事実について、その経緯、動機・原因、手段・方法、故意・過失の別、被害の程度、社会的影響、再発防止の対応策等を総合的に考慮して、報告若しくは立入検査（法第 32 条）、適合命令若しくは改善命令（本条）又は認定の取消し（法第 34 条）の別を決するものとするが、適合命令又は改善命令によって是正が図られる場合には、原則としてそれらの命令を発し、それでも是正が図られないときに認定の取消しを選択する。また、報告若しくは立入検査、適合命令若しくは改善命令又は認定の取消しを実施した場合には、法令違反又はそのおそれの内容、程度及び自主的な改善措置の状況などを考慮しつつ、消費者庁のウェブサイト公表することとしている（ガイドライン 5（4）ア）。

なお、本条の内閣総理大臣の権限については、法第 48 条の 2 において消

費者庁長官に委任されている。

2 条文の解釈

(1) 適合命令 (第1項)

適格消費者団体が、法第13条第3項各号に掲げる認定要件（不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていること等）のいずれかに適合しなくなったと認められる場合に、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体に対して、当該要件を充足させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしている。

ただし、認定要件のうち、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること（法第13条第3項第1号）については、それらの法人でなくなった場合は、もはや同一の法人格を再度取得する余地はなく、仮に適合命令を発しても無意味であるため、適合命令の対象となる事由から除外することとしている。

(2) 改善命令 (第2項)

適格消費者団体が、(ア) 法第13条第5項各号に掲げる欠格事由（役員に暴力団員が含まれていること、政治団体であること等。ただし、欠格事由のうち、法律の規定等に違反して罰金の刑に処せられてから一定の期間が経過していないこと（同項第1号）及び認定の取消し等から一定の期間が経過していないこと（同項第2号）については、当該期間が経過しない限りおよそ改善の余地のないものであるため、除外することとしている。）のいずれかに該当すること、(イ) 適格消費者団体又はその役員等が差止請求関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認められること等によりその業務の適正な運営を確保する必要があると認められる場合に、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体に対して、当該業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができることとしている。

① 「その他適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」

適格消費者団体が法令違反の業務運営を行っている場合のみならず、およそ適格消費者団体として適正な業務運営を確保し得ないおそれのある場合を含み、例えば、次のような場合が該当する（ガイドライン5(4)イ）。

ア 理事会及び理事に関し法第13条第3項第4号に規定する要件を満たしていたとしても、特定の事業者からの指示若しくは委託を受けて当該事業者と競合関係にある事業者に対して差止請求をし又

は特定の事業者と競合関係にある事業者に対して損害を加えることを目的として差止請求をする（典型的には、競合関係にある事業者の営業上の信用を害する目的で差止請求をすることが想定される。）など、実質的に同号の規定を潜脱するような差止請求関係業務を行う場合（もっとも、特定の事業者から寄附を受けたり、事業の委託を受けたとしても、直ちに同号の規定を潜脱するものと認めるわけではない。）

- イ 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が、第三者に明らかにしない条件の下で取得した情報を第三者へ開示するなど、差止請求関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関し、適格消費者団体に対する信頼を損なう行為をする場合
- ウ 消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせずに、事業者その他の者を誹謗・中傷し又は特定の事業者による営利事業の広告若しくは宣伝をすることを目的として、消費者に対する情報の提供を行う場合
- エ 適格消費者団体が独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体の有する消費生活相談に関する情報のみに依存して差止請求関係業務を行う常態となり、消費者からの情報収集を行っていない場合
- オ 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が情報の提供をするに際して付した必要な条件に違反して情報を利用した場合
- カ 適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から 1 年を経過しないものの役員又は職員に該当する場合であって、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、当該適格消費者団体が差止請求関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合
- キ 適格消費者団体は、法に基づき、事業者等に対して、消費者契約の条項の開示要請、損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請及び差止請求に係る講じた措置の開示要請を行うことができ、事業者等はこれに応じる努力義務を負うところ（法第 12 条の 3 から第 12 条の 5）、およそ要件を満たさないことが明らかであるにもかかわらず、これらの法に基づく要請として、これに応じることを繰り返し求めるなど、法第 12 条の 3 から第 12 条の 5 の趣旨に反する行為をする場合

② 「人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置」

「業務の運営の改善に必要な措置」の内容としては、(ア) 違法行為を主導した役員の解任を始めとする人的体制の改善、(イ) 違反の停止、(ウ) 業務規程の変更（例えば、法第 24 条違反が発生した場合における消費者被害情報の利用に係る手続規定の追加的な整備（適格消費者団体内における二重のチェック体制の構築）等の業務規程の変更）などが想定され、これらを例示的に規定することとしている。

第 34 条（認定の取消し等）

（認定の取消し等）

第 34 条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、第 13 条第 1 項の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第 13 条第 1 項の認定、第 17 条第 2 項の有効期間の更新又は第 19 条第 3 項若しくは第 20 条第 3 項の認可を受けたとき。

二 第 13 条第 3 項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。

三 第 13 条第 5 項各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

四 第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、差止請求に係る相手方と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められるとき。

五 第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続に関し、当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき。

六 前各号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

七 当該適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が第 28 条第 2 項又は第 3 項の規定に違反したとき。

2 適格消費者団体が、第 23 条第 4 項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで、差止請求に関し、同項第 10 号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体について前項第 4 号に掲げる事由があるものとみなすことができる。

3 第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文に掲げる場合であって、当該他の適格消費者団体に係る第 13 条第 1 項の認定が、第 22 条各号に掲げる事由により既に失効し、又は第 1 項各号に掲げる事由（当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関する同項第 4 号に掲げる事由を除く。）若しくは消費者裁判手続特例法第 92 条第 2 項各号に掲げる事由により既に取り消されている場合においては、内閣総理大臣は、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し第 1 項第 4 号に掲げる事由があったと認められるとき（前項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。）は、当該他の適格消費者団体であった法人について、その旨の認定をすることがで

きる。

- 4 前項に規定する場合における当該他の適格消費者団体であった法人は、清算が終了した後においても、同項の規定の適用については、なお存続するものとみなす。
- 5 内閣総理大臣は、第1項各号に掲げる事由により第13条第1項の認定を取り消し、又は第3項の規定により第1項第4号に掲げる事由があった旨の認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消し又は認定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体又は当該他の適格消費者団体であった法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。

I 第1項

1 趣旨

本項は、適格消費者団体の認定を取り消すことができる事由について規定する。認定の取消しは、適格消費者団体にとって最も重い行政処分であることから、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護する活動を行うことが期待できず、差止請求権を付与するに相応しくないと認められる場合に限って取消事由とするとともに、適合命令・改善命令（法第33条）その他の行政処分による改善の余地を残すため、裁量的な取消事由としている（注）。

具体的には、まず、偽りその他不正の手段により適格消費者団体の認定又は認定の有効期間の更新、合併の認可若しくは事業の譲渡の認可を受けたとき（第1号）については、本来認定を受けるべきではなかった場合とすることができるし、そのような認定を維持すれば制度の信頼性が損なわれることから、認定の取消事由としている。

次に、適格消費者団体は、認定基準に適合しているから認定されたものであるが、認定後も認定基準を維持していなければ不特定かつ多数の消費者の利益を擁護することが期待できるとはいえない。このため、認定基準に適合しなくなったとき（第2号）及び欠格事由に該当するに至ったとき（第3号）は、認定の取消事由としている。

適格消費者団体による差止請求権の行使は、あくまでも不特定かつ多数の消費者の利益の擁護のためにされるべきものである。これに反する形で差止請求権が行使され確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存するに至った場合、他の適格消費者団体による同一の相手方に対する同一の請求内容に係る差止請求権の行使は制約されることになるが（法第12条の2第1項第2号本文）、当該適格消費者団体が、差止請求に係る相手方と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められるときは、当該適格消費者団体は不特定

かつ多数の消費者の利益を代表して差止請求権を行使するに相応しくない存在といえるから、認定の取消事由とする（第4号）とともに、認定が取り消された場合には例外的に他の適格消費者団体による差止請求権の行使を制約しないこととしている（第12条の2第1項第2号ただし書）。

また、ある適格消費者団体による差止請求に係る訴訟等につき既に確定判決等が存する場合には、それが強制執行をすることができるもの（勝訴判決等）であるときでも、他の適格消費者団体による同一の相手方に対する同一の請求内容に係る差止請求権の行使は制約されることになり（法第12条の2第1項第2号本文）、相手方が差止判決に違反していたとしても、当該適格消費者団体以外に強制執行をすることができる者はいないことになる。しかるに、当該適格消費者団体が当該確定判決等に係る強制執行に必要な手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるときは、当該適格消費者団体は不特定かつ多数の消費者の利益を代表して差止請求権を行使するに相応しくない存在というべきであるから、認定の取消事由とし（第5号）、この事由により認定が取り消された場合は、内閣総理大臣の指定を受けた他の適格消費者団体が当該確定判決等に係る差止請求権を承継し、強制執行に必要な手続を行うものとしている（法第35条）。

そのほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき（第6号）についても、適格消費者団体が適正に差止請求権を行使するうえで遵守すべき規定に違反し、又は是正の機会を与えるための適合命令・改善命令（法第33条）に違反した場合であるから、認定の取消事由としている。

さらに、適格消費者団体自らの違反行為に加え、当該適格消費者団体の役員、職員又は専門委員による法第28条第2項又は第3項の違反行為（第7号）についても、適格消費者団体の認定の取消事由として規定している。

（注） 本条項各号に掲げる事項に該当する場合のうち、以下の場合には、原則として直ちに認定を取り消すこととしている（ガイドライン5(4)ウ(ア)）。

- ① 偽りその他不正の手段により法第13条第1項の認定、法第17条第2項の有効期間の更新又は法第19条第3項若しくは法第20条第3項の認可を受けた場合
- ② 暴力団員等と知りつつ適格消費者団体の業務に従事させ、又は業務の補助者として使用した場合
- ③ 不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められる場合
- ④ 適格消費者団体が法第28条第1項の規定に違反した場合

2 条文の解釈

- (1)「第12条の2第1項第2号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、差止請求に係る相手方と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められるとき」(第4号)

まず、「不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解」とは、適格消費者団体が差止請求に係る相手方と通謀し、不特定かつ多数の消費者の利益の観点からは本来譲歩すべきでない重要な事項であることが関係証拠等により明らかであるにもかかわらずあえて一方的に譲歩して和解をした場合や、差止請求に係る相手方との通謀はなくても、本来譲歩すべきでない重要な事項であることを関係証拠等により認識しながらあえて一方的に譲歩して和解をした場合をいい、例えば、ある勧誘行為又は契約条項について、差止請求に係る相手方から見返りとなる譲歩が得られないにもかかわらず、あえて消費者契約法上明らかに不当な勧誘行為又は契約条項に該当するものに変更する内容の和解等が該当する。

なお、適格消費者団体は民事実体法上の差止請求権を固有に有するものであり、紛争の早期解決の観点から差止請求に係る相手方と任意に交渉し和解をすることは当然に可能であり、和解とは当事者双方の互譲に基づき成立するものであることから、適格消費者団体が差止請求をし、真摯な折衝の結果として請求内容の一部を譲歩したとしても、上記のような「不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解」に該当するものではない。また、和解は請求の対象以外の事情をも考慮してされることもあることに鑑みると、部分的には消費者に有利とはいえない内容を含むものであっても、当該請求の対象以外の事情をも含めて全体として見れば不特定かつ多数の消費者の利益の擁護に資する和解も想定されるが、このような場合は「不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解」に該当するとはいえない(ガイドライン5(4)ウ(イ)(a))。

また、「不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行」とは、差止請求に係る相手方と通謀し、又はそうでなくても不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行であることを認識しながら敢えて消費者に不利な訴えの提起、陳述、証拠の提出等の訴訟等の追行をした場合をいい、例えば、次のような場合が該当する。なお、適格消費者団体が差止請求をし、真摯な訴訟等の追行の結果、敗訴するなどしたとしても、上記のような「不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行」に該当するものではない(ガイドライン5(4)ウ(イ)(b))。

- i 重要な争点について、消費者に不利な虚偽の陳述をすること。
- ii 差止請求に係る訴訟の口頭弁論期日に故意に欠席を繰り返して当

該訴訟を終結させること。

- iii 消費者に不利な証拠を新たに作出したり、消費者に明らかに有利で重要な証拠を改ざんして不利な証拠として提出すること。
- iv 重要な争点について、証人に対し、虚偽の証言をさせること。
- v 適格消費者団体に対する差止請求権不存在等確認請求の訴えにおいて、相手方と通謀して請求原因事実を認める旨の答弁書を提出して欠席すること。
- vi 当該差止請求権を根拠付ける重要な事実関係を仮装して差止請求に係る訴えを提起すること。

（２）「第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続に関し、当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるとき」（第 5 号）

「当該確定判決等に係る訴訟等の当事者である適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するもの」とは、法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文の確定判決等が存するにもかかわらず相手方が当該確定判決等に従わない場合において、適格消費者団体が同号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続をとることが可能であるにもかかわらず、他の手段を講ずることもなく敢えて怠っている場合をいう（ガイドライン 5 (4) ウ(ウ)）。

Ⅱ 第 2 項

1 趣旨等

法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文の差止請求権の行使の制約に対する例外としての本条第 1 項第 4 号に掲げる取消事由の重要性に鑑み、当該適格消費者団体が法第 23 条第 4 項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで請求の放棄、和解その他の同項第 10 号に規定する行為を行い、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものを存するに至らしめた場合には、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体について当該取消事由があるものとみなすことができることとしている。

もともと、およそ勝訴の見込みがない訴訟における請求の放棄等の前段階で過失により通知又は報告がされなかった場合のように、個々の事案における諸事情によっては本条第 1 項第 4 号に掲げる事由があるものと一律にみなすことが妥当でない場合もあるから、当該みなしをするのが適当か否かについては、個々の事案ごとに個別具体的に判断し、内閣総理大臣において適正に運用する必要がある。

また、和解に関し、本条項の規定により、内閣総理大臣が適格消費者団体について本条第1項第4号に掲げる事由があるものとみなすことができるのは、当該適格消費者団体が規則第13条第3項第3号に規定する「成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容」に関する事項について通知又は報告をしなかった場合とすることとしている（ガイドライン5(4)ウ(イ)(c)）。

Ⅲ 第3項・第4項

1 趣旨等

本条第1項第4号の取消事由による認定の取消しは、当該事案の請求につき当該適格消費者団体による差止請求権の行使が不特定かつ多数の消費者の利益に反するものと認められることに基づくものであるが、既に認定が取り消されたり失効事由が生じたりした後に当該事案の請求につき同号に該当する事由の存在が発覚することも想定され、その場合には認定の取消しをすることができないため、他の適格消費者団体による同一の相手方に対する同一の請求内容に係る差止請求権の行使が制約されたままになる。そこで、内閣総理大臣が当該取消事由の存在を（本条第2項の規定によりその存在をみなすことができる場合を含めて）別途に認定することができることとし（第3項）、その場合にも上記の認定の取消しがされた場合と同様に例外的に他の適格消費者団体による差止請求権の行使を認めることとしている（法第12条の2第1項第2号ただし書）。

また、この認定は、既に適格要件を喪失している他の適格消費者団体を名宛人とする行政処分としての性質を有するものと捉えられるから、その認定との関係では、当該他の適格消費者団体は、清算が終了した後においてもなお存続するものとみなすこととする（第4項）。

なお、消費者裁判手続特例法第92条第2項は、被害回復裁判手続において、特定適格消費者団体がその相手方と通謀して請求の放棄又は対象消費者等の利益を害する内容の和解をしたときその他対象消費者等の利益に著しく反する訴訟その他の手続の追行を行なった場合などに、内閣総理大臣は、特定認定又は適格消費者団体の認定を取り消すことができるとしている。それゆえ、消費者裁判手続特例法第92条第2項の規定により適格消費者団体の認定が取り消された場合についても、規定することとした。

Ⅳ 第5項

1 趣旨等

本条第1項の規定により認定が取り消され、又は本条第3項の規定によ

り取消事由の認定がされたときは、当該適格消費者団体の差止請求権の消長等にかかわる事項であることから、その旨及びその取消し又は認定をした日を公示するとともに、当該適格消費者団体に対しその旨を書面により通知することとしている。

本項の内閣総理大臣の権限については、法第 48 条の 2 において消費者庁長官に委任されている。

なお、消費者裁判手続特例法第 92 条第 2 項の規定により、適格消費者団体の認定が取り消された場合には、同条第 4 項において、公示及び当該団体への通知について規定されている。

第 35 条（差止請求権の承継に係る指定等）

（差止請求権の承継に係る指定等）

第 35 条 適格消費者団体について、法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文の確定判決等で強制執行をすることができるものが存する場合において、第 13 条第 1 項の認定が、第 22 条各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第 1 項各号若しくは消費者裁判手続特例法第 92 条第 2 項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の有する当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を指定するものとする。

2 前項の規定による指定がされたときは、同項の差止請求権は、その指定の時ににおいて（その認定の失効又は取消しの後にその指定がされた場合にあっては、その認定の失効又は取消しの時にさかのぼって）その指定を受けた適格消費者団体が承継する。

3 前項の場合において、同項の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をするときは、第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文の規定は、当該差止請求については、適用しない。

4 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第 1 項、第 6 項又は第 7 項の規定による指定を受けた適格消費者団体（以下この項から第 7 項までにおいて「指定適格消費者団体」という。）に係る指定を取り消さなければならない。

一 指定適格消費者団体について、第 13 条第 1 項の認定が、第 22 条各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第 1 項各号若しくは消費者裁判手続特例法第 92 条第 2 項各号に掲げる事由により取り消されるとき。

二 指定適格消費者団体が承継した差止請求権をその指定前に有していた者（以下この条において「従前の適格消費者団体」という。）のうち当該確定判決等の当事者であったものについて、第 13 条第 1 項の認定の取消処分、同項の認定の有効期間の更新拒否処分若しくは合併若しくは事業の全部の譲渡の不認可処分（以下この条において「認定取消処分等」という。）が取り消され、又は認定取消処分等の取消し若しくはその無効若しくは不存在の確認の判決（次項第 2 号において「取消判決等」という。）が確定したとき。

5 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、指定適格消費者団体に係る指定を取り消すことができる。

一 指定適格消費者団体が承継した差止請求権に係る強制執行に必要な手続に関し、当該指定適格消費者団体がその手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められると

き。

- 二 従前の適格消費者団体のうち指定適格消費者団体であったもの（当該確定判決等の当事者であったものを除く。）について、前項第1号の規定による指定の取消しの事由となった認定取消処分等が取り消され、若しくはその認定取消処分等の取消判決等が確定したとき、又は前号の規定による指定の取消処分が取り消され、若しくはその取消処分の取消判決等が確定したとき。
- 6 内閣総理大臣は、第4項第1号又は前項第1号に掲げる事由により指定適格消費者団体に係る指定を取り消し、又は既に取り消しているときは、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として他の適格消費者団体を新たに指定するものとする。
- 7 内閣総理大臣は、第4項第2号又は第5項第2号に掲げる事由により指定適格消費者団体に係る指定を取り消すときは、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として当該従前の適格消費者団体を新たに指定するものとする。
- 8 前2項の規定による新たな指定がされたときは、前2項の差止請求権は、その新たな指定の時ににおいて（従前の指定の取消し後に新たな指定がされた場合にあっては、従前の指定の取消しの時（従前の適格消費者団体に係る第13条第1項の認定の失効後に従前の指定の取消し及び新たな指定がされた場合にあっては、その認定の失効の時）にさかのぼって）その新たな指定を受けた適格消費者団体が承継する。
- 9 第3項の規定は、前項の場合において、同項の規定により当該差止請求権を承継した適格消費者団体が当該差止請求権に基づく差止請求をするときについて準用する。
- 10 内閣総理大臣は、第1項、第6項又は第7項の規定による指定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその指定の日を公示するとともに、その指定を受けた適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。第4項又は第5項の規定により当該指定を取り消したときも、同様とする。

1 趣旨

ある適格消費者団体による差止請求権の行使により確定判決等が存するに至った後、当該適格消費者団体の認定が失効又は取り消されるなどした場合、以後は当該適格消費者団体が当該確定判決等に基づいて強制執行をすることはできないが、他方で他の適格消費者団体が同一の相手方に対する同一事案に係る差止請求権の行使をすることはできない（法第12条の2第1項第2号本文）ことから、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護

する制度目的を達成することができなくなる。そこで、このような場合には、内閣総理大臣の指定によって他の適格消費者団体が当該差止請求権を承継することとし、その承継した適格消費者団体が強制執行をすることを可能とすることとしている。

なお、第1項及び第4項から第7項までを除く本条の内閣総理大臣の権限については、法第48条の2において消費者庁長官に委任されている。

また、消費者裁判手続特例法第92条第2項は、被害回復裁判手続において、特定適格消費者団体がその相手方と通謀して請求の放棄又は対象消費者等の利益を害する内容の和解をしたときその他対象消費者等の利益に著しく反する訴訟その他の手続の迫行を行った場合などに、内閣総理大臣が、特定認定又は適格消費者団体の認定を取り消すことができることを定めている。それゆえ、消費者裁判手続特例法第92条第2項の規定により適格消費者団体の認定が取り消された場合についても、規定することとした。

2 基本形態

まず、認定の喪失事由としては、内閣総理大臣による認定の取消し（法第34条第1項各号、消費者裁判手続特例法第92条第2項）のほか、その失効（法第22条）がある。適格消費者団体について、確定判決等で強制執行をすることができるもの（勝訴の確定判決等）が存する場合において、これらの認定の喪失事由が発生したとき、又は既にこれらの喪失事由が発生しているときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体の当該確定判決等に係る差止請求権を承継すべき適格消費者団体を指定する（第1項）。この指定は、差止請求権を承継する適格消費者団体の申請を要しない職権による行政処分としての性質を有するものであるが、当該適格消費者団体の活動、組織及び経理的基礎等の状況により、本条第4項第2号に規定する従前の適格消費者団体との差止請求関係業務に係る活動状況や活動地域の類似性をも勘案し、当該従前の適格消費者団体が当事者である法第12条の2第1項第2号本文の確定判決等に係る強制執行に必要な手続を適正にすると認められるものに対してすることとしている（ガイドライン5(5)）。

この指定がされたときは、当該確定判決等に係る差止請求権は、その指定の時に於いて指定を受けた適格消費者団体が承継する（第2項）。もっとも、適格消費者団体の認定の喪失事由が発生した後に指定がされた場合、当該認定の喪失と差止請求権の承継との間に時間的間隔が生ずることとなるのは妥当でないから、その場合は当該認定の喪失事由が発生した時にさかのぼって当該差止請求権が承継されることとしている（同項括弧書）。これにより、指定を受けた適格消費者団体による当該差止請求権の行使が可能となるが、法第12条の2第1項第2号本文の規定との関係が問題となるため、当該規定は適用されないものとしている（第3項）。

指定を受けた適格消費者団体は、当該確定判決等に基づき承継執行文を得たうえで強制執行をすることができることになるが、承継執行文を得る際、当該適格消費者団体が承継人であることを執行文付与機関に対して証明しなければならないことから、内閣総理大臣は、当該指定について文書により通知するとともに、不特定かつ多数の消費者の利益擁護のために強制執行をすることに鑑み、当該指定について内閣府令で定めるところによりその旨及びその指定の日を公示する（第10項前段）。

3 差止請求権が新たな指定を受けた適格消費者団体に承継される場合

指定適格消費者団体が差止請求権を承継するに相応しくない場合、指定を取り消して新たに当該差止請求権を承継すべき適格消費者団体を指定する必要性がある。

すなわち、指定適格消費者団体について、①適格消費者団体の認定が失効し若しくは既に失効しているとき、又は取り消されるとき、内閣総理大臣は当該団体に係る指定を取り消さなければならないこととし（第4項第1号）、②当該指定適格消費者団体がその承継した差止請求権に係る強制執行に必要な手続を怠ったことが不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反するものと認められるときは、内閣総理大臣は、当該団体に係る指定を取り消すことができることとしている（第5項第1号）。

いずれにしても、当該指定適格消費者団体に係る指定が取り消され、又は既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体を新たに指定し（第6項）、この新たな指定がされたときは、当該差止請求権は、その新たな指定の時ににおいて新たな指定を受けた適格消費者団体が承継する（第8項）。もっとも、指定の取消し後に新たな指定がされた場合、その指定の取消しと差止請求権の承継との間に時間的間隔が生ずるのは妥当でないから、その場合はその指定の取消しの時にさかのぼって（さらに、その指定の取消しが第4項第1号に掲げる事由に基づく場合は、適格消費者団体の認定の失効と従前の指定の取消し及び新たな指定との間に時間的間隔が生ずる可能性があるが、この場合も差止請求権の承継との間に時間的間隔が生ずるのは妥当でないから、当該認定の失効の時にさかのぼって）、新たな指定を受けた適格消費者団体が承継するものとする（同項括弧書）。これにより、新たに指定を受けた適格消費者団体による当該差止請求権の行使を可能とすべきであるが、法第12条の2第1項第2号本文の規定との関係が問題となるため、当該規定は適用されないものとしている（第9項）。

指定を受けた適格消費者団体は、当該確定判決に基づき承継執行文を得た上で強制執行をすることができることになるが、承継執行文を得る際、当該適格消費者団体が承継人であることを執行文付与機関に対して証明しなければならないことから、内閣総理大臣は、当該指定について文書に

より通知することとするとともに、不特定かつ多数の消費者の利益擁護のために強制執行をすることに鑑み、当該指定について内閣府令で定めるところによりその旨及びその指定の日を公示する（第10項前段）。また、内閣総理大臣は、当該指定を取り消したことについて、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消しの日を公示するとともに、その指定を取り消された適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知する（第10項後段）。

4 差止請求権が従前の適格消費者団体に再び承継される場合

適格消費者団体の差止請求権の喪失事由のうち、適格消費者団体の認定の取消処分、有効期間の更新拒否及び合併又は事業の全部の譲渡の不認可（「認定取消処分等」と総称する。）は、いずれも行政処分であり、自庁取消し又は取消判決等の確定によってその効果は遡及的に消滅することになる。この場合、第1項の指定はその根拠を失うことになるが、既に指定された適格消費者団体により強制執行手続が開始されていることも想定されるため、当該強制執行手続を無効とするよりも、これを利用してさらに手続を進行させる方が不特定かつ多数の消費者の利益の擁護及び訴訟経済の観点からは適当である。そこで、指定を受けた適格消費者団体が承継した差止請求権をその指定前に有していた適格消費者団体（「従前の適格消費者団体」と略称する。）について、認定取消処分等が取り消され、又はその取消判決等が確定したときは、①従前の適格消費者団体が当該確定判決等の当事者である場合には（強制執行の実効性等の観点から復帰的承継を必要的なものとして）内閣総理大臣は当該指定を取り消さなければならないこととし（第4項第2号）、②従前の適格消費者団体が当該確定判決等の当事者以外のものである場合には（強制執行の実効性等の観点から復帰的承継を裁量的なものとして）内閣総理大臣は当該指定を取り消すことができることとし（第5項第2号）、①又は②の指定の取消しがされたときは、内閣総理大臣は当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として当該従前の適格消費者団体を指定するとともに（第7項）、当該指定適格消費者団体の承継していた差止請求権はその指定の取消しの時において（従前の指定の取消し後に新たな指定がされた場合にあっては、従前の指定の取消しの時にさかのぼって）従前の適格消費者団体が承継する（第8項）。これらの指定の取消しについても、内閣府令で定めるところによりその旨及びその取消しの日を公示するとともに、その指定を取り消された適格消費者団体に対しその旨を書面により通知するものとし（第10項後段）、新たな指定について、内閣府令で定めるところによりその旨及びその指定の日を公示するとともに、その指定を受けた適格消費者団体に対しその旨を書面により通知する（第10項前段）（注1）（注2）。

(注1) 認定の有効期間の更新拒否又は合併若しくは事業の全部の譲渡の不認可の取消し又は取消判決等の確定により、当該適格消費者団体は更新拒否又は合併若しくは事業の全部の譲渡の不認可を受ける前の状態に戻るとともに、従前の認定は当該有効期間の満了後も改めて更新又は認可の処分がされるまでの間は効力を有することとされるから（法第17条第4項並びに法第19条第5項及び法第20条第5項）、認定の取消処分の取消し又は取消判決等の確定の場合と同様の規律とすることができるものと考えられる。

(注2) 差止請求権が従前の適格消費者団体に承継される場合においては、従前の適格消費者団体について、2回以上にわたり認定取消処分等が取り消され、又は取消判決等が確定することも想定される。そこで、従前の適格消費者団体の範囲につき、第4項第2号（必要的に復帰的承継をする場合）においては、過去に指定適格消費者団体であったものを含むことを前提として、従前の適格消費者団体のうち当該確定判決等の当事者であったものに限ることとし、第5項第2号（裁量的に復帰的承継をする場合）においては、従前の適格消費者団体のうち過去に指定適格消費者団体であったものに限るとともに当該確定判決等の当事者であったものを除くこととしている。

また、従前の指定適格消費者団体から新たな指定を受けた適格消費者団体に差止請求権が承継された場合であっても、当該従前の指定適格消費者団体について、指定の取消処分が取り消され、又は指定の取消処分の取消判決等が確定することもあり得るが、この場合には、当該従前の適格消費者団体は常に当該確定判決等の当事者以外のものであるから（強制執行の実効性等の観点から復帰的承継を裁量的なものとして）内閣総理大臣は新たな指定を取り消すことができることとし（第5項第2号）、当該新たな指定適格消費者団体の承継していた差止請求権を承継すべき適格消費者団体として、当該従前の適格消費者団体を新たに指定するとともに（第7項）、当該差止請求権は、その新たな指定の取消しの時において当該従前の指定適格消費者団体が承継する（第8項）。これらの指定の取消しについても内閣府令で定めるところによりその旨及びその取消しの日を公示するとともに、その指定を取り消された適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知し（第10項後段）、新たな指定について内閣府令で定めるところによりその旨及びその指定の日を公示するとともに、その指定を受けた適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知する（第10項前段）。

第4款 補則（第36条～第40条）

第36条（規律）

（規律）

第36条 適格消費者団体は、これを政党又は政治的目的のために利用してはならない。

1 趣旨

本法における差止請求権は、不特定かつ多数の消費者の利益擁護を担う適格性を有する者として内閣総理大臣が認定した適格消費者団体に対し、法律により、特別に付与されるものである。したがって、適格消費者団体は、特定の政治的勢力に影響・支配されることなく、差止請求権を、不特定かつ多数の消費者利益の擁護を図ることを本旨として、消費者契約法の規定に基づき、適切・公正に行使すべき責務を有する。

また、本制度が国民の信頼を得て適切に運用されていくためには、個別具体的な事案において差止請求権を適切・公正に行使すべきなのは当然のこととして、適格消費者団体が行う差止請求関係業務以外の日常的な活動についても、政治的勢力からは一線を画しており公正であると広く国民一般から受け取られるような規律を保持することが求められている。そうでなければ、いかに公正な訴訟追行等を行うつもりであっても、国民からは、政治的意図等を有した不公正なものと受け取られることになり、その結果、消費者が適格消費者団体に信頼を寄せ、消費者被害情報を提供することも期待できないほか、適格消費者団体から裁判外の交渉や事前の請求をされた者が、警戒感を抱き、交渉・請求に応じなくなるなど、制度が円滑・適正に機能しなくなるおそれがある。

こうしたことから、本条では、適格消費者団体に係る政治活動の制限について所要の規定を設けている（注）。

（注） 本法では、適格消費者団体の認定の要件として、「政治団体」（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体をいう。）でないことが規定されているが（法第13条第5項第5号）、そこでいう「政治団体」とは、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること」、「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること」を本来の目的とする団体やそれらをその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体をいうものとされている。普段は単発的にしか政治活動を行わないような団体であっても、例えば、選挙の際に支持する候補者を総会で決議するといった弊害事象が想定されるところであり、認定要件の規律とは別に本条を規定する必要がある。

2 条文の解釈

(1)「政党又は政治的目的のために利用してはならない」

「政党のための利用」とは、特定の政党を支持し、又はこれに反対することをいう。

「政治的目的のための利用」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること、特定の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること、政策の提言や意見の表明であっても特定の政党や特定の候補者の支持等上記の禁止行為と同視できるものをするをいう。

ここで、「政治的団体」とは、「政党」以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくはこれに反対する目的を有するものという。また、特定の政党又は特定の政治的団体を「支持し又は反対する」とは、特定の政党又は特定の政治的団体につき、それらの団体の勢力を維持拡大するように若しくは維持拡大しないように、又はそれらの団体の有する綱領、主張、主義若しくは施策を実現するように若しくは実現しないように又はそれらの団体に属する者が公職に就任し若しくは就任しないように影響を与えることをいう（ガイドライン6イ）。

政策の提言や意見の表明のうち、消費者団体訴訟制度に関する制度の改善・運用の改善等に関する提言等は、本条の規定によって制約されるものではない。

このほかの政策の提言や意見の表明については、本条の規定によって直ちに制約されるものではないが、特定の政党や特定の候補者等からの指示又は委託を受けて当該政策の提言や意見の表明を行っているなど、特定の政党や特定の候補者の支持又は反対等と同視できるような場合であれば、本条の禁止行為に該当する（ガイドライン6ウ）。

● 本条の規定に違反する場合等の取扱い

既に法第13条第1項の認定を受けた適格消費者団体が本条の規定に違反する場合には、適合命令及び改善命令など不利益処分等（法第32条、第33条及び第34条）の対象となるほか、認定の申請の段階で、当該申請者が法第13条第5項第5号に規定する「政治団体」そのものには該当しなくても、当該申請者が特定の政党若しくは政治的団体又は特定の候補者から多額の融資を受け活動資金を依存している場合、その指揮命令下にある人物が役員、職員若しくは専門委員の大半を占め当該申請者の意思決定又は業務執行を実質的に決定している場合その他特定の政党若しくは政治的団体又は特定の候補者が当該申請者の意思決定又は業務執行に重大な影

響を及ぼしていると認められる場合には、認定をしないことになる（ガイドライン 6 エ）。

第 37 条（官公庁等への協力依頼）

（官公庁等への協力依頼）

第 37 条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

1 趣旨

内閣総理大臣による適格消費者団体の認定制度を的確に運営し、差止請求関係業務が適正に行われることを確保するためには、官庁等が有する情報等を必要とする場合が考えられることから、内閣総理大臣の官庁等に対する照会及び協力依頼の規定を置くこととしている。

なお、本条の内閣総理大臣の権限については、法第 48 条の 2 において消費者庁長官に委任されている。

2 条文の解釈

（１）「この法律の実施のため必要があると認めるとき」

例えば、本法では、適格消費者団体の認定要件の 1 つとして、特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であることを必要としているが（法第 13 条第 3 項第 1 号）、特定非営利活動法人から認定の申請があった場合に、所轄庁（注）から、法人としてのガバナンスの程度（同項第 3 号の業務遂行体制の整備関係）や、活動実績の状況（同項第 2 号関係）について、情報を得るなどのことが考えられる。

（注） 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法第 9 条に基づき、主たる事務所が所在する都道府県の知事（事務所が 1 の指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）が、所轄庁となっている。

（２）「官庁、公共団体その他の者」

「その他の者」には、官庁及び公共団体以外の全ての者（個人も含まれる。）が含まれるが、例えば、大学等の研究者、消費者団体、弁護士会等が考えられる。

（３）「照会し、又は協力を求めることができる。」

例えば、上記のように法人に関する情報の提供を求めること等が考えられる（注）。

（注） なお、依頼を受けた者は、これに応ずる一般的義務を負うと解されるが、これに応じなかったとしても、直ちに具体的な義務違反を生ずるものではないと考えられる。

第 38 条（内閣総理大臣への意見）

（内閣総理大臣への意見）

第 38 条 次の各号に掲げる者は、適格消費者団体について、それぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足る相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

- 一 経済産業大臣 第 13 条第 3 項第 2 号に掲げる要件に適合しない事由又は第 34 条第 1 項第 4 号に掲げる事由
- 二 警察庁長官 第 13 条第 5 項第 3 号、第 4 号又は第 6 号ハに該当する事由

1 趣旨等

（1）第 1 号関係

特定商取引法上の不当行為に係る差止請求権を有することとなる適格消費者団体の監督の適正化を図る観点から、監督に関しても、内閣総理大臣と経済産業大臣との連携に関する規定を設けることとするのが、本号の趣旨である。

前述のとおり（法第 15 条第 2 項関係）、認定要件のうち、法第 13 条第 3 項第 2 号の要件については、認定に際し、内閣総理大臣から経済産業大臣の意見を聴くものとされている。

当該要件は、これに適合しなくなると認められる場合には適合命令（法第 33 条第 1 項）や認定の取消し（法第 34 条第 1 項第 2 号）といった監督の対象となるものである。当該要件の適合性については、経済産業大臣において適切に判断することができると考えられる場合もあることから、経済産業大臣は、適格消費者団体について、当該要件に適合しない事由があると疑うに足る相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができることとする。

また、認定を取り消すことができる事由として、適格消費者団体による差止請求権の行使が不適正であり不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められるときが規定されているが（法第 34 条第 1 項第 4 号）、特定商取引法上の差止請求権の行使が不適正であるか否かについては、経済産業大臣において適切に判断することが期待できることから、経済産業大臣は、適格消費者団体について、当該事由があると疑うに足る相当な理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合にも、内閣

総理大臣に対し、その旨の意見を述べるができることとする。

（２）第２号関係

本法においては、暴力団員の関与等がある場合を欠格事由として規定するとともに（法第 13 条第 5 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号ハ）、内閣総理大臣は、適格消費者団体の認定の申請をした者について、暴力団員の関与等の疑いがあると認めるときは、暴力団やその構成員、活動状況等についての情報を有する警察庁長官の意見を聴くものとし（法第 15 条第 3 項）、誤って欠格事由がある者を認定することがないように運用を期しているところであるが、認定をした後、内閣総理大臣において、常に暴力団員が関与等していないかといった点について詳細かつ正確な情報を把握することは、現実には困難である。

そこで、警察庁長官は、適格消費者団体について、暴力団員の関与等の事実があると疑うに足りる相当の理由があるため、内閣総理大臣が当該適格消費者団体に対して適切な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対してその旨の意見を述べるができることとしている。

なお、この意見に法的拘束力はないが、内閣総理大臣は、この意見に応じて、報告徴収及び立入検査（法第 32 条）、適合命令及び改善命令（法第 33 条）、認定の取消し（法第 34 条）等の措置をとることになるものと考えられる。

第 39 条（判決等に関する情報の公表）

（判決等に関する情報の公表）

第 39 条 内閣総理大臣は、消費者の被害の防止及び救済に資するため、適格消費者団体から第 23 条第 4 項第 4 号から第 9 号まで及び第 11 号の規定による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要、当該適格消費者団体の名称及び当該差止請求に係る相手方の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

2 前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、差止請求関係業務に関する情報を広く国民に提供するため、インターネットの利用その他適切な方法により、適格消費者団体の名称及び住所並びに差止請求関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活センターに、前 2 項の情報の公表に関する業務を行わせることができる。

I 第 1 項

1 趣旨

本法における差止請求権は、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護、具体的には、消費者被害の発生又は拡大の防止のために、法律で適格消費者団体に認められるものである。

したがって、差止請求権の行使により判決等の結果が得られた場合には、その結果（成果）を広く消費者一般に還元すべく、公表することとする必要がある。

また、公表措置により、個別事件の解決促進にも資すると考えられるところである（具体的には、差止判決に係る事件と同様の被害を受けていると認識した個別消費者が差止判決を引用しつつ事業者に救済申入れをし、事業者が自主的に救済措置を講じたり、当該個別消費者が差止判決を裁判で証拠として提出する等が考えられる。）。

このための手法としては様々なものが考えられ、まずは適格消費者団体が消費者への情報提供を自主的に行うことが考えられるが、こうした自主的活動を基本としつつも、差止判決等の概要が、できる限り多くの消費者に、また、勝訴敗訴を問わず確実に周知され、被害の発生又は拡大の防止や個別事件の解決促進につながるよう、公的機関による公表の仕組みを導入する必要がある。

なお、本項の内閣総理大臣の権限については、法第 48 条の 2 において消費者庁長官に委任されている。

2 条文の解釈

(1)「インターネットの利用その他適切な方法」

ホームページ上の掲載のほか、パンフレット等の作成配布等が考えられる。

(2)「差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。）又は裁判外の和解の概要、当該適格消費者団体の名称及び当該差止請求に係る相手方の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項」

上記の趣旨に鑑み、公表の対象は、適格消費者団体による差止請求権の行使の成果といえるもの、すなわち、差止請求に係る判決（確定の有無及び勝訴・敗訴を問わない。）に限らず、裁判上の和解、調停合意又は仲裁判断等の確定判決と同一の効力を有するもののほか、裁判外の和解又は仮処分命令の申立てについての決定等一定の結論が出されたものについて幅広く公表するものとしている。

また、公表事項は、差止請求に係る判決、裁判外の和解又はこれらに当たらない事案であって当該差止請求に関する相手方との間の協議が調ったと認められるもの（規則第 28 条第 1 号）の当事者名（適格消費者団体及び差止請求に係る相手方の名称等）及びその概要並びに改善措置情報の概要（規則第 28 条第 2 号）を公表することとしている。なお、改善措置情報とは、「当該差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報」をいうところ（規則第 14 条）、差止請求の内容になっている「行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」もそれ以外のものも含まれる。

ただし、差止請求の内容になっている「行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置」については、「差止請求に係る判決又は裁判外の和解の概要」又は「当該差止請求に関する相手方との間の協議が調ったと認められるものの概要」に含まれる場合があり、そうすると、改善措置情報として公開する情報には、当該差止請求に係る相手方が、適格消費者団体による差止請求の内容とは別途、不当行為の改善のために講ずる措置、例えば、不当な契約条項に関する差止請求の事案において、当該契約条項以外の条項も含めた約款全体の見直しをすること等が該当することとなる。

Ⅱ 第 2 項

1 趣旨

適格消費者団体の存在及び活動状況等が広く周知され、消費者が適格消費者団体に対し積極的に消費者被害に関する情報を提供するようになる等、差止請求関係業務が実効的かつ円滑に遂行されていくようにするためには、本条第 1 項の規定に基づく差止請求権の行使の結果の公表のほか、適格消費者団体の名称及び住所並びに差止請求関係業務を行う事務所の所在地を始めとした差止請求関係業務に関する情報も広く国民に提供される必要がある。

こうした情報の提供については、もとより、個々の適格消費者団体が個別・自主的に行うものと考えられるが、複数の適格消費者団体に関する情報を一元的かつ一覧性のある形で提供する観点から、それらの情報を保持する内閣総理大臣において公表することができることとしている。

なお、本項の内閣総理大臣の権限については、法第 48 条の 2 において消費者庁長官に委任されている。

2 条文の解釈

(1)「インターネットの利用その他適切な方法」

ホームページ上の掲載のほか、パンフレット等の作成配布等が考えられる。

(2)「適格消費者団体の名称及び住所並びに差止請求関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報」

「内閣府令で定める必要な情報」は以下の事項に係る情報である。

① 法の規定により公示した事項に係る情報（規則第 29 条第 1 号）

- i 適格消費者団体の認定をしたときにおける当該適格消費者団体の名称及び住所、差止請求関係業務を行う事務所の所在地並びに当該認定をした日
- ii 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人と合併をしたこと又は適格消費者団体である法人が適格消費者団体でない法人と合併をし、合併の認可の申請をしない旨の届出があった旨
- iii 適格消費者団体である法人が他の適格消費者団体である法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をしたこと又は適格消

費者団体である法人が適格消費者団体でない法人に対し差止請求関係業務に係る事業の全部の譲渡をし、事業の譲渡の認可の申請をしない旨の届出があった旨

- iv 適格消費者団体が解散又は差止請求関係業務を廃止した旨の届出があった旨
- v 適格消費者団体の認定を取り消し、又は法第 34 条第 1 項第 4 号に掲げる事由があった旨の認定をした旨及びその取消し又は認定をした日
- vi 法第 35 条第 1 項、第 6 項又は第 7 項の規定による指定をした旨及びその指定の日、当該指定を取り消した旨及びその指定を取り消した日

② 次に掲げる書類に記載された事項に係る情報(規則第 29 条第 2 号)

- i 法第 31 条第 5 項の規定により提出された書類(役職員等名簿、適格消費者団体の社員数及び個人又は法人その他の団体の別等を記載した書類、財務諸表等、収入の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類)
- ii 定款
- iii 業務規程
- iv 差止請求関係業務以外の業務の種類及び概要を記載した書類

ただし、i のうち事業報告書については、被害回復関係業務の一部の委託に係る報酬の額が記載されている場合において、その額を公表することにより当該委託を受けた者の業務の遂行に支障を生ずるおそれのあるときにあっては、当該委託を受けた者の氏名又は名称を除いたものをもって足りるものとしている(規則第 29 条本文)。

ここで、「その額を公表することにより当該委託を受けた者の業務の遂行に支障を生ずるおそれのあるとき」とは、例えば、弁護士など専門的な知識経験を有する者に業務を委託した場合において、委託を受けた者に支払った報酬の額を公表することにより、その者の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときをいう。この場合には、匿名で公表するものとする(ガイドライン 7)。

Ⅲ 第 3 項

1 趣旨

本条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく情報の公表については、認定制度を所掌し、各種情報を保持する内閣総理大臣が自ら行うほか、独立行政法人国民生活センター(消費者基本法第 25 条において「国民の消費生活に関

する情報の提供における中核的な機関」と位置付けられている機関）においても行わせることができるようにしている。

なお、本項の内閣総理大臣の権限については、法第 48 条の 2 において消費者庁長官に委任されている。

第 40 条（適格消費者団体への協力等）

（適格消費者団体への協力等）

第 40 条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談及び消費者紛争（独立行政法人国民生活センター法（平成 14 年法律第 123 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する消費者紛争をいう。）に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

I 第 1 項

1 趣旨

適格消費者団体が差止請求権を行行使するに当たっては、消費者被害の状況を適切に把握することが前提となる。そのための情報の収集方法としては、

① 会員（構成員）からの情報提供、いわゆる「110 番活動」の実施、消費者団体相互間のネットワーク等を通じ、適格消費者団体が自ら消費者被害の情報収集を行うこと（法第 13 条第 3 項第 2 号）

を基本としつつ、

② 上記①で収集した被害案件につき、不特定かつ多数の消費者に対する被害の広がり状況を把握するなど必要な場合には、独立行政法人国民生活センターや地方公共団体の消費生活センター・消費生活相談窓口等が保有する消費生活相談に関する情報の提供を受けることが想定され、上記①及び②のいずれも、訴訟で証拠として使用されることが想定される。

そこで、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、適格消費者団体の求めに応じ、適格消費者団体が、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護をするために差止請求権を適切に行行使するうえで必要な限度において、消費生活相談及び消費者紛争（独立行政法人国民生活センター法（平成 14 年法律第 123 号）第 1 条の 2 第 1 項）に関する情報を適格消費者団体に提供することを可能とする法令上の根拠規定を置くこととしている。

2 条文の解釈

（１）「内閣府令で定めるところにより」

情報の提供を受けようとする適格消費者団体から独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体への請求に関する手続規定（規則第 30 条）を定めている。

独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体に提出しなければならない申請書には、「当該適格消費者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名」、「提供を受けようとする情報に係る事業者又は消費者紛争を特定するために必要な事項」、「申請理由」、「提供される情報の利用目的並びに当該情報の管理の方法及び当該情報を取り扱う者の範囲」、「希望する情報提供の範囲」、「希望する情報提供の実施の方法」について記載しなければならない（規則第 30 条第 1 項各号）。ただし、当該適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センターから全国消費生活情報ネットワークシステムに蓄積された情報を利用して作成された統計その他の情報（規則第 31 条第 1 項第 1 号ロ）の提供を受けようとする場合にあっては、「提供を受けようとする情報に係る事業者又は消費者紛争を特定するために必要な事項」の記載は不要である（規則第 30 条第 1 項本文）。

このうち、「申請理由」には、当該適格消費者団体が収集した情報の概要その他の申請を理由付ける事実等を具体的に記載しなければならない（規則第 30 条第 2 項）。「提供される情報の利用目的」は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外のものであってはならない（法第 40 条第 2 項）。「当該情報の管理の方法及び当該情報を取り扱う者の範囲」は、業務規程の記載事項（規則第 6 条第 4 号参照）と整合していなければならない。「希望する情報提供の範囲」は、被害案件の発生時期又は地域等、情報提供の範囲について希望するところを記載しなければならない。「希望する情報提供の実施の方法」は、口頭や書面（電子メールにより送付する場合を含む。）等、情報提供の実施の方法について希望するところを記載しなければならない。

独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、適格消費者団体から申請書の提出があった場合において、当該申請に相当の理由があると認めるときは、規則第 31 条第 1 項各号に定める情報のうち必要と認められる範囲の情報を提供するものとし（規則第 30 条第 3 項）、消費生活相談に関する情報の提供をするに際しては、当該消費生活相談に関する情報が消費者の申出を要約したものであり、事実関係が必ずしも確認されたものではない旨を明らかにするものとする（同条第 4 項）。独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供をするに際しては、利用目的を制限し、提供された情報の活用の結果を報告することその他の必要な条件を付することができることとし（同条第 5 項）、当該情報が、本条第 2 項の規定又は規則第 30 条第 5 項の規定により付そうとする制限又は条件に違反して使用されるおそれがあると認めるときは、当該情報を提供しないも

のとしている（同条第6項）。また、独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体は、情報の提供に当たっては、消費者の個人情報の保護に留意しなければならないこととしている（同条第7項）。

適格消費者団体が、独立行政法人国民生活センターに対し、電子メールを送信する方法（当該送信を受けた独立行政法人国民生活センターが当該電子メールを出力することにより書面を作成することができるものに限る。）により、本条第1項の規定による情報の提供を希望する旨及び規則第30条第1項各号に掲げる事項を通知したときは、同項の申請書が独立行政法人国民生活センターに提出されたものとみなすこととしている（同条第8項）。電子メールにより申請する場合は、当該適格消費者団体は、規則第30条第1項各号に掲げる情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（独立行政法人国民生活センターの使用に係る電子計算機から認証できるもの）と併せてこれを送信しなければならない（同条第9項）。

（２）「差止請求権を適切に行行使するために必要な限度」

本条の規定に基づく情報の提供は、適格消費者団体が、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するために差止請求権を適切に行行使するうえで必要であることに基づくものであることから、「差止請求権を適切に行行使するために必要な限度において」することができることとしている（第1項）。例えば、以下のような情報は、差止請求権の適切な行使に必要なものとは考えられる。

- ① 情報提供の必要性について適格消費者団体から適切な説明のない場合の当該情報
- ② 目的外利用のおそれが高い情報
- ③ 差止請求権の行使とはおよそ関係がなく、ある業者についての興味本位に収集しようとする情報 等

（３）「消費生活相談及び消費者紛争（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第一条の二第一項に規定する消費者紛争をいう。）に関する情報で内閣府令で定めるもの」

消費生活相談に関する情報で、以下の区分に従ったものである。

- ① 独立行政法人国民生活センターの消費生活に関する情報
 - i 全国消費生活情報ネットワークシステム（通称「PIO-NET」）に蓄積されたもの（いわゆる「PIO-NET 情報」）のうち、全国又は複数の都道府県を含む区域を単位とした情報（都道府県別の情報その他これに類する情報を除く。）
 - ii 消費者の被害の実態を早期に把握するための基準に基づき、「PIO-

NET 情報」を利用して作成された統計その他の情報

② 独立行政法人国民生活センターの消費紛争に関する情報

独立行政法人国民生活センター法第 3 章第 2 節第 2 款の規定による和解の仲介の手續又は同節第 3 款の規定による仲裁の手續が終了した事案における経過及び結果の概要、当事者の主張の要旨その他の当該事案についての情報並びに当事者の氏名若しくは名称、住所又は連絡先についての情報であつて、これらの手續の実施に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの

③ 地方公共団体の消費生活相談に関する情報

「PIO-NET 情報」のうち、当該地方公共団体から独立行政法人国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）された情報（他の地方公共団体から独立行政法人国民生活センターに提供（都道府県を経由して行われる提供を含む。）された情報のうち、当該地方公共団体が当該地方公共団体に係る情報と併せて本項の規定による情報の提供を行うことを適当と認め、かつ、当該他の地方公共団体の同意を得ることができたものを含む。）

Ⅱ 第 2 項

1 趣旨等

本条第 1 項により情報の提供を受けた適格消費者団体が当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととしている。

この規定に違反し、目的外の利用、又は提供した者は、30 万円以下の過料の対象としている（法第 53 条第 10 号）。

第3節 訴訟手続等の特例（第41条～第47条）

第41条（書面による事前の請求）

（書面による事前の請求）

第41条 適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時から1週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該被告となるべき者がその差止請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものと同みなす。

3 前2項の規定は、差止請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

1 趣旨

本法における差止請求権の行使については、事業者等に対し、早期に取引の実情を把握して自ら是正する機会を与えるとともにこれにより紛争の早期解決と取引の適正化を図る観点から、適格消費者団体は、被告となるべき者に対し、訴訟外で差止請求をし、かつ、それから一定の期間が経過した後でなければ訴えを提起することができないこととし、これに違反して提起された訴えは訴訟要件を欠くものとして却下されるものとしている（第1項本文）。この趣旨は差止請求に係る仮処分命令の申立てについても同様に当てはまることから、訴えの提起に関する規定を準用して同様に規律することとしている（第3項）。

2 条文の解釈

（1）「請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面」

この訴訟外における事前請求の方法については、請求内容を明確化するとともに後日における訴訟において証拠となるべきことも踏まえ、書面によってされなければならないこととしている（第1項本文）。

その書面の記載内容としては、被告となるべき者が自ら不当行為の是正をすることが可能な程度に請求の内容が明らかにされるべきであるが、適格消費者団体も提訴段階では必ずしも被告となるべき者の行為の詳細を把握したうえで差止請求権を行使できるとは限らないことをも勘案し、請

求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項で足りることとしている（注１）。

ここで「請求の要旨」とは、被告となるべき者に対し、どのような訴えを提起することになりそうかを示す程度の事項の記載をいい、「紛争の要点」とは、争いになっている実情についてまとめて表示したものをいう。

次に、「内閣府令で定める事項」（第１項本文）としては、差止請求をする適格消費者団体の所在や当該差止請求の内容を明らかにする観点から、以下のとおり規定している（規則第３２条第１項）。

- ① 名称及び住所並びに代表者の氏名
- ② 電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号（差止請求関係業務においてファクシミリ装置を用いて送受信しようとする場合に限る。規則第１条の３第２号参照）
- ③ 被告となるべき者の氏名又は名称及び住所
- ④ 請求の年月日
- ⑤ 本条第１項の請求である旨
- ⑥ 請求の要旨及び紛争の要点

また、法第４３条第２項で行為地に関する管轄裁判所が規定されていることに鑑み、訴訟において被告となるべき者の予測可能性を過度に害さない観点から、できる限り、訴えを提起し、又は仮処分命令を申し立てる場合における当該訴えを提起し、又は仮処分命令を申し立てる予定の裁判所を明らかにしなければならないこととしている（規則第３２条第２項）（注２）。

（注１） この事前請求と民事訴訟法第１３２条の２の提訴予告通知との関係については、それぞれ趣旨を異にしているため、本条に定める事前通知をしたことによって直ちに民事訴訟法上の提訴予告通知に当たるものとは解されないが、本条に定める事前請求の書面における記載事項は民事訴訟法上の提訴予告通知の書面の記載事項（同条第３項及び民事訴訟規則第５２条の２）と重なっていることから、民事訴訟法上の提訴予告通知をすれば本制度の事前請求も併せてされたことになることが多いものと考えられる。なお、本条の事前請求を訴訟要件とする趣旨は、事業者等の自発的な是正の機会を確保することにある以上、当該事前請求の書面の記載が主たる記載事項である「請求の趣旨及び紛争の要点」について適式な記載を充たしており、事業者等の側にその機会を保障するに足りるものである限り、付加的な記載事項である「内閣府令で定める事項」の一部の記載に不十分な点があっても、そのことによって直ちに当該請求に係る訴えが訴訟要件を欠くことにはならないと解される。

（注２） 規則第３２条第２項は、いわゆる訓示規定である。なお、提訴予

定裁判所を記載事項とする趣旨に照らせば、その記載を欠く場合又はその記載と実際の提訴裁判所が異なったとしても、不適法となるものではない。

(2)「その到達した時から1週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。

訴訟外での事前請求から訴えの提起又は仮処分命令の申立てまでに必要な一定の期間については、被告となるべき者が自発的な是正をするに必要な最小限の期間を確保するとともに、不当に長期間の経過を要することとして不特定かつ多数の消費者に被害が拡散する弊害が生じないようにする観点から、1週間としている(第1項本文)。

ただし、この訴訟外での請求は、実体法上の差止請求権の行使そのものであり、被告となるべき者に自発的な是正の機会を与えることを目的として提訴前の要件とするものであるから、被告となるべき者が当該請求を拒んだときには、上記の期間の経過前であっても直ちに差止めに係る訴えを提起し又は仮処分の申立てをすることができるものとしている(第1項ただし書及び第3項)。この「差止請求を拒んだとき」には、解釈上、被告となるべき者が是正拒絶の意思を当該適格消費者団体に対し明示的に表示した場合のみならず、当該請求後の被告となるべき者の行為その他の事情(当該請求に係る不当行為の拡大など)に照らして被告となるべき者の是正拒絶の意思が明確にされた場合など、黙示の是正拒絶の場合(客観的な諸事情から被告となるべき者が是正をしないことが明らかである場合)も含まれるものと解される。

また、訴訟外での事前請求を訴訟要件とした趣旨に鑑み、上記の一定の期間の起算点は事前請求の到達時とするが(第1項)、被告となるべき者の主たる事務所又は営業所の所在地にあてて発すれば足り、その請求が通常到達すべき時に到達したものとみなすこととしている(第2項。類似の例として、会社法第59条第7項参照)。

第 42 条（訴訟の目的の価額）

（訴訟の目的の価額）

第 42 条 差止請求に係る訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

1 趣旨等

差止請求に係る訴えについては、相手方が事業活動の一環として行う消費者契約に係る勧誘行為や契約条項の使用、景品表示法又は特定商取引法に規定する不当な行為の一部を対象とするものであるから、一応、経済的利益をその目的とするものと考えられ、財産権上の請求と位置付けられる。

しかしながら、その訴えで主張する利益は、不当な勧誘行為や不当な表示、契約条項の使用が差し止められることによって不特定かつ多数の消費者の受けるべき利益をいうものと解されるところ、その場合における不特定かつ多数の消費者の受けるべき利益は、上記行為の差止請求という事柄の性質を併せ考えると、これを算定する客観的・合理的基準を見い出すことは極めて困難であり、これを算定することは著しく困難であると考えられる。

したがって、消費者団体訴訟の差止請求についても、上記の考慮に基づき、後記（訴額につき特則規定を置く立法例）と同様に、この点に関する解釈上の疑義が生ずる余地のないように、非財産権上の請求とみなす旨の規定を設けている（この結果、訴額は 160 万円とみなされる（民事訴訟費用等に関する法律第 4 条第 2 項）。）。

● 訴額につき特則規定を置く立法例

本来は財産権上の請求であるものの、個別法において、非財産権上の請求とみなす旨が規定されている例としては、①株式会社における株主代表訴訟（会社法第 847 条の 4 第 1 項）、②一般社団法人における責任追及の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 278 条第 5 項）がある。

第 43 条（管轄）

（管轄）

第 43 条 差止請求に係る訴訟については、民事訴訟法第 5 条（第 5 号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2 次の各号に掲げる規定による差止請求に係る訴えは、当該各号に定める行為があった地を管轄する裁判所にも提起することができる。

一 第 12 条 同条に規定する事業者等の行為

二 不当景品類及び不当表示防止法第 30 条第 1 項 同項に規定する事業者の行為

三 特定商取引に関する法律第 58 条の 18 から第 58 条の 24 まで これらの規定に規定する当該差止請求に係る相手方である販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、関連商品の販売を行う者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者（同法第 58 条の 21 第 2 項の規定による差止請求に係る訴えにあつては、勧誘者）の行為

四 食品表示法第 11 条 同条に規定する食品関連事業者の行為

I 第 1 項

1 趣旨等

本法における差止請求は民事訴訟制度を利用して実現されるものであるから、管轄裁判所についても、民事訴訟法の規定を適用することを基本とする。

しかしながら、本制度における差止請求権は政策的に新たに創設されるものであるところ、仮に管轄裁判所について民事訴訟法の規定の適用に委ねることのみとした場合には解釈上の疑義を生じ制度の円滑な運営が図れないおそれがあり、また、本制度の趣旨に照らし公平かつ適切な管轄裁判所を明確化する必要があることから、民事訴訟法の原則に所要の修正を施す特則の規定を設けることとしている。

まず、本項では、差止請求に係る訴訟の管轄裁判所について、民事訴訟法第 5 条で規定されている特別裁判籍のうち、事務所又は営業所の所在地（同条第 5 号）についてのみ認めることとしている。事務所又は営業所の所在地についてのみ認めることとするのは、当該事務所又は営業所における業務として特定の勧誘行為がされ又は特定の契約条項を含む契約の締結がされる限り、消費者及び事業者の双方にとって当該事務所又は営業所の所在地は当該行為に密接に関連する地ということができ、実体のある事務所又は営業所の所在地に限定される以上、相手方の予測可能性を害することもないし、相手方は事務所又は営業所を設置して事業活動を拡張する

ことによって利益を拡大させている以上、その事務所又は営業所の所在地の特別裁判籍が認められたとしても不当に過大な負担になるものとはいえず当事者双方にとって公平と考えられるからである。

これに対し、不法行為地（民事訴訟法第5条第9号）については、本制度の差止請求に係る訴えにも適用されるか否かは解釈の分かれ得るところであるし、その他の同条に規定する管轄裁判所についても、本制度の差止請求に係る訴えに適用される余地がないと考えられるものもあるが、不動産に関する訴えにおける不動産の所在地（同条第12号）等のように適用される余地がないとまではいえないものも規定されているため、全体として解釈上の疑義をなくす観点から、確認的な趣旨も含め、本項は、民事訴訟法第5条の規定は、同条第5号に係る部分を除き適用されない旨を規定することとしている。

Ⅱ 第2項

1 趣旨

差止請求に係る相手方が不当な行為を行った後に事務所又は営業所の移転を転々と繰り返すような悪質・濫用的な事例においては、当該行為地を管轄する裁判所に訴えを提起することができず、消費者被害の拡大を未然に防止するという本制度の実効性の確保の観点から必ずしも十分ではないと考えられることから、本項第1号では、法第12条に規定する事業者等の行為があった地も管轄裁判所として認めることとしている。

本項第2号、第3号では、「差止請求」の概念を拡張することに伴い、景品表示法及び特定商取引法上の差止請求権に消費者契約法上の規律を及ぼす観点から、管轄について規定する本項第1号に「第12条に規定する事業者等の行為」とあるのと平仄をとりつつ、景品表示法及び特定商取引法上の不当行為に関する管轄を規定することとする。さらに、食品表示法上の差止請求権についても、同様に規定することとする。

特定商取引法上の差止請求権の根拠規定は以下のとおり整理される。特定商取引法第58条の21第2項を除き、行為の主体と差止請求に係る相手方が一致していることから、当該差止請求に係る相手方である販売業者等の行為があった地の管轄裁判所について規定し、同項については、行為の主体である勧誘者の行為があった地の管轄裁判所について規定することとする。

条	項	特定商取引類型	行為類型	行為の主体
第 58 条の 18	第 1 項	訪問販売	勧誘	販売業者、役務提供事業者
	第 2 項		特約	販売業者、役務提供事業者
第 58 条の 19		通信販売	広告、特定申込みに係る表示	販売業者、役務提供事業者
第 58 条の 20	第 1 項	電話勧誘販売	勧誘	販売業者、役務提供事業者
	第 2 項		特約	販売業者、役務提供事業者
第 58 条の 21	第 1 項	連鎖販売取引	勧誘、広告	統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者
	第 2 項		勧誘	勧誘者（ただし、差止請求の相手方は統括者）
	第 3 項		特約	統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者
第 58 条の 22	第 1 項	特定継続的役務提供	広告、勧誘	役務提供事業者、販売業者
	第 2 項		特約	役務提供事業者、販売業者、関連商品の販売を行う者
第 58 条の 23	第 1 項	業務提供誘引販売取引	勧誘、広告	業務提供誘引販売業を行う者
	第 2 項		特約	業務提供誘引販売業を行う者
第 58 条の 24	第 1 項	訪問購入	勧誘	購入業者
	第 2 項		特約	購入業者

（注 1） 特定商取引法第 58 条の 18、第 58 条の 19、第 58 条の 20 及び第 58 条の 22 にいう「販売業者」、「役務提供事業者」はいずれも同じ意味である（「役務提供事業者」は同法第 2 条第 1 項第 1 号で定義付けられている。）。

（注 2） 特定商取引法第 58 条の 22 第 2 項においては、行為の主体として、役務提供事業者及び販売業者のほか、さらに「関連商品の販売を行う者」が想定される（同法第 49 条第 6 項参照）。

2 条文の解釈

（１）「同条に規定する事業者等の行為があった地」（第 1 号）

不特定かつ多数の消費者に対して不当な行為（本法に規定する不当な行為をいう。）が現に行われた地又はそのおそれを推認させる不当な行為が行われた地を意味するものであり、要するに、①差止請求の内容が現に行われている不当な行為の差止めである場合には、不特定かつ多数の消費者に対して不当な行為が現に行われた地を意味し（単発的に行為がされた地は含まれない。）、②差止請求の内容が将来行われるおそれのある不当な行為の差止めである場合には、そのおそれを推認させる不当な行為が行われた地を意味する（１回の行為がされた地であってもそのおそれを推認させる行為であれば含まれる。）ものと解される（注）。

(注) 隔地的契約において、事業者等の意思表示が到達した地は、その発信地と同様、事業者等の行為があった地となり得ると考えられるが、その地を管轄する裁判所が管轄裁判所となり得るかについては、上記のとおり、その地が、不特定かつ多数の消費者に対して不当な行為が現に行われた地又はそのおそれを推認させる不当な行為が行われた地に該当すると判断されるか否かによるものと解される。

(2)「同条に規定する事業者の行為があった地」(第2号)

問題となる表示が一般消費者の目に触れる場所を意味するものであり、表示物が広告、チラシ類である場合には、それらが並べられた小売店の所在地、配布された地がこれに当たると考えられる。また、テレビやラジオの広告であれば、これを受信した地、インターネット広告であれば、当該インターネット画像を受信した地がこれに当たると考えられる。

(3)「同条に規定する食品関連事業者の行為があった地」(第4号)

条文解釈については、表示に関係する横断的な法律であり、すでに差止請求制度が実施されている景品表示法を参考とし、食品の容器包装に表示がされている場合には、当該食品が並べられた小売店の所在地がこれに当たると考えられる。なお、食品に関する表示の方法については、食品表示基準において定められることになる(食品表示法第4条第1項第2号)。

3 差止請求権等の不存在の確認の請求に係る訴えについて

差止請求権又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求に係る訴えの管轄裁判所についても、本条第1項では、被告となる適格消費者団体の普通裁判籍を基本としつつ、例外的にその事務所の所在地の管轄裁判所を認めることとしており、第2項の追加により、原告の行為地も管轄裁判所として認められることとなる。

第 44 条（移送）

（移送）

第 44 条 裁判所は、差止請求に係る訴えが提起された場合であって、他の裁判所に同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟が係属している場合においては、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は他の管轄裁判所に移送することができる。

1 趣旨等

本法では、複数の適格消費者団体により同一の相手方に対する同一の行為を対象とする請求に係る訴えが同時に提起される可能性があり、訴訟経済や相手方の応訴負担の合理化、判決内容の抵触の防止等の観点からは、できる限り審理を集中する必要性がある。また、必ずしも同一の相手方ないし行為を対象とする訴えでなくても、類似した勧誘行為又は契約条項の使用に関する訴えについては、実質的に事実上又は法律上の争点が重複することも考えられ、その場合、審理を共通にすることによる利益は同様に認められる。そこで、同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟について、弁論の併合を可能とするため、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、裁判所の裁量によって移送することを可能としている。

これにより、例えば、法第 12 条の差止請求において、受託者等の営業所の管轄裁判所に受託者等と事業者の双方を被告とする差止請求の訴えが併合提起された場合でも、上記の諸事情を考慮して相当と認められるときであれば、事業者を被告とする事件を分離したうえで当該事件のみを事業者の本店所在地の管轄裁判所に移送することも可能となる。なお、複数の適格消費者団体による同一の相手方に対する同一の請求に係る訴えが、審級を異にする複数の裁判所に係属している場合、裁判所はそれらの複数の訴訟の弁論を併合することはできないが、同じ審級に係属するようになった時点で適宜移送により同一の裁判所に係属させた上で弁論を併合し（法第 45 条）、適切に対処することが可能になると考えられる。

第 45 条（弁論等の併合）

（弁論等の併合）

第 45 条 請求の内容及び相手方が同一である差止請求に係る訴訟が同一の第 1 審裁判所又は控訴裁判所に数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。ただし、審理の状況その他の事情を考慮して、他の差止請求に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることが著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

I 第 1 項

1 趣旨等

適格消費者団体は、それぞれ実体権としての差止請求権を有するが（法第 12 条、景品表示法第 10 条、特定商取引法第 58 条の 18 から第 58 条の 24 まで、食品表示法第 11 条）、他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等につき確定判決等が存する場合において、請求の内容及び相手方が同一である場合には、差止請求をすることができないこととしている（法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文）。これは、それぞれの適格消費者団体が有する差止請求権の行使に何らの制約も設けないとすると、同一の相手方に対する同一内容の請求に係る訴えが判決の確定後も繰り返し無制限に提起されることによる弊害が想定されるため、これを除去するために請求権行使の制約事由として規定しているものである。

このような請求権行使の制約の下では、複数の適格消費者団体により同一の相手方に対する同一内容の請求に係る訴えが提起される場合には、できる限り判決内容を合一的に確定するのが望ましい。そこで、本条において、請求の内容及び相手方が同一である差止請求に係る訴訟が同一の第 1 審裁判所又は控訴裁判所に数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならないこととしたものである（本項本文）。ここで、同一の第 1 審裁判所又は控訴審裁判所に係属しているときとしているのは、同一審級である同一の訴訟上の又は官署としての裁判所に係属している訴訟についてのみ併合することとするものである。

ただし、できる限り判決内容を合一的に確定するのが望ましいといっても、先行する訴訟が終局判決をするに熟している一方で、不当な目的に基づく訴えや当初から引き延ばし的な態様で請求理由の薄弱な訴えが提起されたなどの場合、弁論及び裁判を併合することにより、先行する訴訟が不当に遅延することもあり得ることから、併合することが著しく不相当と

認める場合には、裁判所は併合しないことができることとしている（本項ただし書）（注）。

（注） 訴えが不適法なものとして却下されるような場合についても、上記のような合一確定の必要性が認められないので、本項ただし書にいう「他の差止請求に係る訴訟と弁論及び裁判を併合してすることが著しく不相当である」場合に該当するものと考えられる。

Ⅱ 第 2 項

1 趣旨等

請求の内容及び相手方が同一である訴訟が複数係属していることについては、裁判所においても必ずしもその全てを把握しうるとは限らない一方で、当事者は制度上、複数の訴訟が同時に係属していることや当該訴訟における請求の内容等を容易に知り得る立場にあるため（適格消費者団体に対する通知等につき法第 23 条第 4 項及び第 5 項参照）、当事者はその旨を裁判所に申し出なければならないこととしている（注 1）（注 2）。この規定は、いわゆる訓示規定であり、違反したからといって訴訟行為の効力に影響を及ぼすものではない。

（注 1） 本項の申出は、同一の内容の訴訟が数個同時に係属するときにするこ

ととされているから、訴え提起の時ににおいて既に他の訴訟が係属している場合にはその時点において、訴訟の係属中に新たに他の訴えが提起された場合（控訴裁判所に訴訟が係属中に新たな控訴が提起された場合を含む。）にはその都度、それぞれ申出をすることになる。

（注 2） 本項は、請求の内容及び相手方が同一である差止請求に係る訴訟が同一の管轄裁判所に係属したときに、当事者がその旨を申し出るべき旨を定めるものであるが、同種の訴訟についても弁論の併合を可能とするため移送の規定（法第 44 条）が設けられている趣旨に鑑み、実務上は、移送により同種の事件が係属したときにも同様の申出がされることが望ましい。

第 46 条（訴訟手続の中止）

（訴訟手続の中止）

第 46 条 内閣総理大臣は、現に係属する差止請求に係る訴訟につき既に他の適格消費者団体を当事者とする第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文の確定判決等が存する場合において、当該他の適格消費者団体につき当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し第 34 条第 1 項第 4 号に掲げる事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合（同条第 2 項の規定により同号に掲げる事由があるものとみなすことができる場合を含む。）であつて、同条第 1 項の規定による第 13 条第 1 項の認定の取消し又は第 34 条第 3 項の規定による認定（次項において「認定の取消し等」という。）をするかどうかの判断をするため相当の期間を要すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該差止請求に係る訴訟が係属する裁判所（以下この条において「受訴裁判所」という。）に対し、その旨及びその判断に要すると認められる期間を通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による通知をした場合には、その通知に係る期間内に、認定の取消し等をするかどうかの判断をし、その結果を受訴裁判所に通知するものとする。

3 第 1 項の規定による通知があつた場合において、必要があると認めるときは、受訴裁判所は、その通知に係る期間を経過する日まで（その期間を経過する前に前項の規定による通知を受けたときは、その通知を受けた日まで）、訴訟手続を中止することができる。

1 趣旨

本制度においては、同一の相手方に対する同一内容の請求に係る先行する事件について法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文の確定判決等が存することとなると、他の適格消費者団体は以後は後続の事件について差止請求権を行使することができなくなり、その例外は、内閣総理大臣が法第 34 条第 1 項第 4 号に掲げる取消事由により適格消費者団体の認定を取り消すか又は同条第 3 項の規定による当該取消事由の認定処分をするかのいずれかの場合となる（法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号ただし書）が、客観的には当該取消事由が存在する場合でも内閣総理大臣がこれらの処分をするまでの調査・検討の期間中に後続の事件につき請求棄却の判決がされることがあり得ることから、後続の事件の当事者である他の適格消費者団体につきその差止請求権の正当な行使の途を確保するため、本条において、内閣総理大臣の受訴裁判所に対する通知を要件とする訴訟手続の中止の制度を設けることとしたものである（本条は内閣総理大臣による処分と訴訟手続との関係について規定したものであるが、審判と訴訟との関係について規

定したものとしては、特許法第 168 条がある。))。

本条の内閣総理大臣の権限については、法第 48 条の 2 において消費者庁長官に委任されている。

2 条文の解釈

(1) 「内閣府令で定めるところにより」(第 1 項)

本条第 1 項の規定による通知は、内閣総理大臣から受訴裁判所に対し、既に存する確定判決等の内容を明確に通知する観点から、他の適格消費者団体を当事者とする法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号本文の確定判決等の内容を証する書面(具体的には、判決書、決定書又は裁判上の和解若しくは調停の調書等)の写し(規則第 15 条第 1 項に規定する措置が講じられた場合にあっては、同項の記録媒体に記録された情報のうち当該書面に記載された事項に係るものを出力することにより作成された書面)を添付してするものとしている(規則第 33 条)。

(2) 「中止することができる」(第 3 項)

この訴訟手続の中止をするか否かは法律上は受訴裁判所の合理的な裁量に委ねられる事柄ではあるが、上記のような規定の趣旨に鑑みると、受訴裁判所としては、内閣総理大臣から上記の通知があった場合には、①書面による事前の請求(法第 41 条第 1 項)を欠くなどして訴えを却下すべき場合、②不当目的(法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号)に基づくものとして請求を棄却すべき場合、③請求原因事実が認められないとして請求を棄却すべき場合など、訴えの却下又は当該確定判決等の存在以外の理由による請求の棄却が確実に見込まれる場合(当該適格消費者団体の認定の取消処分等がされるか否かによって係属中の訴訟の帰趨が変わる余地がない場合)を除き、実務上は、内閣総理大臣による適格消費者団体の認定の取消処分等がされるか否か(当該確定判決等による差止請求権の行使の制約が解除されるか否か)の帰趨を見極める観点から、訴訟手続を中止することとなる場合が多いのではないかと想定される(もっとも、特に上記②の場合には、個々の事案に応じて訴訟手続の中止の要否・適否を個別具体的に判断することが必要となるものと考えられる。))。

第 47 条（間接強制の支払額の算定）

（間接強制の支払額の算定）

第 47 条 差止請求権について民事執行法第 172 条第 1 項に規定する方法により強制執行を行う場合において、同項又は同条第 2 項の規定により債務者が債権者に支払うべき金銭の額を定めるに当たっては、執行裁判所は、債務不履行により不特定かつ多数の消費者が受けるべき不利益を特に考慮しなければならない。

1 趣旨等

本法における差止判決は、不当行為を停止又は予防する不作為のほか、当該不当行為の用に供する物の除去等の一定の作為が内容になるものと考えられる。その強制執行は、不作為を内容とするものはもとより、作為を内容とするものについても、第三者が代替的になし得るものでない限り、間接強制によってすべきものと考えられる（民事執行法第 172 条第 1 項）。

その際の強制金の額は、民事執行法第 172 条第 1 項の規定に従い、諸般の事情を総合考慮した裁判所の合理的な裁量により「債務の履行を確保するために相当と認める一定の額」が定められることになる。債務者の不履行によって債権者が受ける損害を観念し得る通常の事例においては、その債権者が受ける損害のほか、執行債権の性質、債務者の不履行の態様、履行の難易、不履行による債務者の利益、不履行による社会的影響、債務者の資力等の一切の事情が総合的に考慮される。しかし、本法の差止請求の間接強制においては、通常の事例とは異なり、債権者である適格消費者団体自体には差止請求に係る相手方の不当な行為によって受ける固有の損害が観念されないという特殊性が存する。

そこで、本条では、本法の差止請求の間接強制における適正な強制金の額の算定を図る観点から、執行裁判所は、上記の通常の考慮事情のほか、債権者が受ける損害に代わる考慮事情として、相手方による差止判決に係る債務の不履行によって不特定かつ多数の消費者が受けるべき不利益を特に考慮すべきものとしている。

● 不作為を目的とする債務に係る間接強制の決定について

なお、裁判例においては、不作為を目的とする債務の強制執行として民事執行法第 172 条第 1 項所定の間接強制決定をするには、債権者において、債務者がその不作為義務に違反するおそれがあることを立証すれば足り、債務者が現にその不作為義務に違反していることを立証する必要はないとし、債務者による不作為義務違反のおそれの立証については、高度の蓋然性や急迫性に裏付けられたものである必要はないと解するのが相当と

したものがある（最二決平成 17 年 12 月 9 日民集第 59 卷 10 号 2889 頁）。